

社会正義

紀 要

5

上智大学社会正義研究所

目 次

<巻 頭 言>

現代における「神の国」とは……………アンセルモ・マタイス…… 3

<論 文>

カトリック教会の社会教説にみる人権と社会正義…山田 経三…… 9

日本における

インドシナ難民の定住状況と今後の課題……保岡 孝顕……49

日本における“開発コミュニケーション”

—歴史的な意味合いと

今日の課題<研究メモ>……………武市 英雄… 117

<特別寄稿>

アジアの農村開発の理念と実践

—スリランカのサルボダヤ運動…A. T. アリヤラトネ…… 147

今日のイエズス会の大学

……………ペーター・ハンス・コルヴェンバッハ…… 161

Speaking about God ……………Gustavo Gutiérrez…… 183

<活動報告>

上智大学社会正義研究所活動報告（1981年～1986年）…………… 195

Institute for the Study of Social Justice, Sophia University

Report 1981～86…………… 227

<巻頭言>

現代における「神の国」とは

アンセルモ・マタイス

実現めざす一定の価値観

「神の国」はキリスト教における重要なテーマの一つである。なぜなら、キリストはまさに、この「神の国」をもたらすために来られたからである。しかし、その「神の国」とは何かと、問い詰めてみると、しだいに分からなくなってくるのが実情なのではないだろうか。受難物語の中で、キリストはピラトに答えて、「神の国」はこの世のものではないと、はっきり主張しておられる。したがって、中世においてある程度理想化されていたキリスト教国というものは、必ずしも主イエス・キリストが目指した「神の国」であるとは言えないということになるだろう。キリスト教という宗教、そしてその体制である「教会」が世界のすみずみまで広がるということは望ましい現象であるとは言えるかもしれないが、それだけで「神の国」が実現したかと言えば、そこには疑問が残る。現在しばしば話題とされる「解放の神学」の中でも「神の国」は一つの大きなテーマになっている。わたしたち現代に生きるクリスチャンは、主イエス・キリストがもたらそうとなされた「神の国」の建設に貢献しなければならない。そのように、「神の国」はキリスト教の教えにおいても、クリスチャンの実践においても、大きな意味を持っているので、この言葉の意味を、ある程度明瞭な形で描きだすことは非常に重要な課題となるわけである。今、この言葉についての自分なりの解釈を予め結論的に示すならば、「神の国」とは、

わたしたちが今日の世界において実現を目指している一定の価値観だと言えるのではないかと思う。

各時代には、それぞれの価値観がある。それでは近代の価値観とはいかなるものなのだろうか。公約数的に言えば、今日の人びとは、どのような価値を求めているのだろうか。彼らは、金銭的なものを大事にし、ぜいたくを指向し、世の中をわたるにあたって成功したり出世したりという事に大きな価値を見出しているのではないか。あらゆる意味における進歩、しかもなかなずく物質的な便宜を意味する進歩、それをよしとする価値観もあるだろう。効率を高め、競争を通して勝利をおさめる、そこにまた近代の人びとの生きがいの一つのポイントがあるとも言えるだろう。言うまでもなく、このような価値観のもとに歩んできた近代は、それなりの成果をおさめてきた。さまざまな発明がなされ、多くの人びとの生活は楽になり、多くの病気が癒され、平均寿命が延びてきた。これらは近代の生み出した成果のほんの一部にすぎない。しかし、近代がもたらしたものは恵みばかりであるとは言えない。今日の世の中に存在するさまざまなひずみも、やはり近代の産物と言えるのではないだろうか。広島と長崎に落とされた原子爆弾も、公害、大気汚染などもやはり近代の産物なのである。一方で、技術の進歩により、いろいろな品物があふれている国がありながら、他方で第三世界においては飢餓の問題が依然として残り、そして1500万人ほどの難民が存在する、これもまた事実である。第三世界の問題ばかりではない。いわゆる先進国においても、いろいろなひずみが存在する。自己喪失、少年非行、校内暴力、いじめなどの問題もやはり近代的価値観と関わりがないと誰が言えるだろうか。このような近代における価値観とその諸成果に対して、わたしたちは「神の国」の建設を目指しているのであり、そしてそれは世界の中に、ある一定の価値観を実現させようとする事なのである。

それでは、「神の国」が意味する一定の価値観とはいかなるものなので

あろうか。キリスト教の祝日の中に、「王たるキリスト」という祝日があるが、その祝いの中で唱えられる叙唱をヒントにして、「神の国」が意味する価値観を七つに分けて考えてみたいと思う。

「神の国」の意味する七つの価値観

まず第一は、真理の国。真理という言葉は今日ではとかくその価値を失いがちである。承知のように、政治の世界で語られる言葉は、真の言葉ではなく、建前にすぎない。しかし、それにもかかわらず、わたしたちがこの世の中に生かそうとする価値の一つは、この真理なのである。そして、最大の真理、一番大事にしようとする真理とは、「人間は誰でも全く平等である」という真理である。それはただ頭で考えた理念にすぎないというものではない。わたしたちは一つの生きざまとしてこの真理を堅持しようとするのだ。教養のある人、金持ち、あるいは成功をおさめた人ばかりではなく、身体障害者も、精神障害者も、第三世界の人びとも、皮膚の色の違い、国籍の違い、宗教の違いなどを越えて、全くみな同じ人間仲間である、これはわたしたちの奉じている最大の真理なのである。すべての人は人間にふさわしい生活を生きる権利を持ち、それぞれの人の心の中に秘められている多くの才能を開発する権利を持っている。真の幸せというものは決して、お金とか、ぜいたくとか、肩書とか、見栄とか、そのようなところにあるのではない。むしろ、わたしたちは同じ神を父としており、すべての人びとは仲間であり、従って幸せを互いにわかちあうように召されているのである。これこそ真理である。

第二に、生命の国。今この時にも、世界のどこかで戦争が絶えまなく展開されている。また、抑止戦略を名目とする軍備競争も行なわれているが、それは死を目指す競争である。軍備競争は平和を保障するものではない、戦争を保障するものであると、内村鑑三が述べた言葉が、今日ほど重要な意味を持った時代はかつてなかったのではないだろうか。わたしたちは、

死に対して生命を最大の価値として奉ずるのである。したがって、単に戦争ばかりではなく、多くの人びとの命を奪い取る抑圧的、搾取的な経済社会構造に対して戦うことも、またわたしたちの使命なのである。母親の胎内から始まり、厳粛な瞬間、すなわち神に生命をゆだねる時に至るまで、一貫して生命を大事にする、そのような価値観をわたしたちは奉じているのである。しかも、生命を大事にするという点に関しては人びとの間に差別のあるはずはない。そのような生命の国をわたしたちは実現しようと試みているのである。

第三に、聖性の国。この世では、往々にして、立派な人が馬鹿をみるということがある。成功するためなら相手を踏みにじってもよいという考え方、個人の利益のみを追求する生き方、自分さえよければほかの人びとはどうでもよいという生き方、そのような現代人の生き方に対してわたしたちが高く評価しようとする価値観の一つは、寛大な心、お互いにわかしあう心、さらに、大きく言えば国内においても国際社会においても公平な富の配分を目指す生き方、あるいは肉眼で見ることのできない遠い国ぐににいる人びとの痛みを自分の痛みとして感じる素直な心、相手を許す、しかも一回だけではなく常に許しあう心であり、これこそは聖性の国を目指すことにつながる心なのである。

第四に、恩恵の国。わたしたちはとかくごう慢で、自己満足になりがちであり、そして極端な形で独立しようと試みるのである。これは、近代の個人主義的考え方に深く関連しているのであらうと思われる。この極端な独立心に対して、わたしたちは常に天からの恵みを仰ぐ謙虚な心を持ちたいものである。それはいかなる困難においても絶望することなく、常に希望を持ち続け、「神の国」、すなわち新たな価値観のために戦う原動力になることだろう。

第五に、正義の国。世界のさまざまな国の中で、少数派の差別、ぜいたくな特権階級と貧しい人びとの共存、あるいは抑圧的搾取的な経済社会構

現代における「神の国」とは

造、拷問による人権のじゅうりん、人びとの疎外を作り出すさまざまな不正、女性に対する差別などが見られる。そのような好ましからざる現象に対して、わたしたちは叫びながら正義の価値を強調する。クリスチャンにとって、信仰と正義とはそれぞれ別個の価値なのではなく、むしろ両者は互いに切り離して考えることのできない相互関係にある。正義を働く信仰、それがわたしたちの信仰にほかならない。

第六に、愛の国。世の中はしだいに冷たくなっていくだろう。わたしたちは打算的になりがちであり、人びとの痛みに対してしばしば無関心である。これはすべての世代にわたって見られる現象ではないか。フランスの小説家ベルナノスが言っているように、青年が冷淡になる時、世の中は凍ってしまうのである。コミュニケーションの発達した世の中に存在しながら心の交流、あるいは出会いというものはなかなか成り立ちにくいのが現状である。家庭の内部においてさえも、父親の不在を特徴とするように、なかなか心の対話はできていないのである。そのような世界に対して、わたしたちはもう一度、愛の力を前面に打ち出したいと思う。わたしたちは愛の証人になるように召されていることを忘れてはならない。さまざまな才能をいただいている人びとは、それを自分の利益のためにばかりではなく、それほど才能をいただいていない人びとのためにもなるように用いるべきである。そのような価値観はまことに重要である。死を待つ人びとの家を作られたマザー・テレサの洞察、つまり、せめて死ぬ前に一度でもよいから誰かに愛されたという体験を持たせてあの世に送り出したいという洞察は、これこそ最高の愛であり、そしてまた現代社会が一番必要としている愛なのではないだろうか。正義の国と愛の国、それは一つに総合されるのである。

第七に、平和の国。平和、平和と言いながら、小は家庭内の不和から、大は国際社会における分裂、あるいは不信に至る事柄を考えると真の平和はまだまだ実現されていないというのが現状であると言えるだろう。

一人一人の人間の心の中に平和をもたらす、それが平和の出発である。わたしたちも平和をもたらす人間になりたいものである。暴力はいかなる形にしる、新たな暴力を生み出すものである。平和を作り出すとは、ただ武力による戦争を除去するということにつきるものではない。戦争はなくとも、地球上で多くの人びとが飢餓の状況におかれているようでは、平和は訪れない。まことに、すべての人びとが仲良くお互いにわかちあいながら、人間にふさわしい生活をおくるようにすることこそが平和を創り出す事なのである。わかちあいの心を育てる、これは平和の国をもたらすものであり、また人びとの心の中に生きがいを植えつけ、生きがいを生み出すことにもつながるのではないだろうか。

このように、「神の国」という言葉の意味はいわゆるイデオロギー的、排他主義的色彩をおびているものでは毛頭ない。むしろそれは、イデオロギーの世界を乗り越えて人びとの心に迫る価値観の転換を意味するのである。近代のとかくエゴイスティックになりがちな人間を新たに、人びとに仕える人間に変える、それこそが一言で言うとすれば「神の国」を目指すことである、とわたくしは考えている。

（筆者は上智大学社会正義研究所長、文学部人間学研究室教授）

カトリック教会の社会教説に見る 人権と社会正義

山 田 経 三

目 次

序

- I 人格の優先 —教皇レオ13世—
- II 社会正義 —教皇ピオ11世—
- III 道徳的責任を負う市民のコミュニティ
 —教皇ピオ12世—
- IV 人権と社会的相互依存関係
 —教皇ヨハネ23世—
- V 歴史における個人の尊厳
 —第二バチカン公会議—
- VI 全体的発展 —教皇パウロ6世—
- VII 開発への権利 —1971年シノドス—
- 結論 人権論の発展

序

1963年に出された教皇ヨハネ23世の回勅「地上の平和」（パーチェム・イン・テリス）において，カトリック教会としては現代における人権理解の上で最も力強く，また徹底した教えが打ち出された。生命の権利，食糧・衣服・住居・休養・医療看護の権利，文化と教育の権利，表現・集会・信教の自由の権利，労働と労働組合結成の権利，そしてすべての人の人権を法的に守る権利など広範にわたる権利がここでは明確に論じられ承認されている。

ヨハネ23世の人権に関する論述は多くの人びとから高い評価を得てい

る。この回勅がそれほど積極的な反応を得た理由は、これが現代のイデオロギー的論争を克服したものだからだけでなく、知的厳密さと説得力をもって、諸権利を肯定的に論じているからである。政治哲学者モーリス・クラントンはこの回勅を「E. カントの『永遠平和のために』に匹敵する知的な力と、現代のどのステートメント、演説にも勝る時事的問題の重大さ、緊急性、適切さをそなえた労作である¹⁾」と述べている。

回勅「地上の平和」は教皇ヨハネ23世や彼の神学顧問によって生み出されたものではない。ここに書かれている人権の理解はトマス・アクィナス、アウグスチヌス、聖書、アリストテレスにまでさかのぼる。最近のところでは、近代のカトリック教会の社会教説から発している思想である。レオ13世からヨハネ23世に至る人権理解のための主要な資料から生み出されたものである。とくに1963年以来、カトリックの人権に関する伝承は発展し続けてきた。第二バチカン公会議、パウロ6世の諸回勅、シノドス（世界代表司教会議）の諸文書は、社会生活における対立と力の重要性に関する適切な覚醒と、伝承に対するさらに深い神学的根拠を提供し続けている。

この小論では、21世紀に向けて、激動する地球規模の環境からの挑戦と、現代世界からの期待に対して積極的にこたえるべきカトリック教会の社会教説の基盤に、堅固にそなえておくべき人権思想についての、過去100年にわたるカトリック教会の発展、とくに諸教皇の回勅に焦点をあてて考察することにする。

「現代のすべての伝承は、一つの基本的テーマ——人格の尊厳と権利のゆるぎない確認と積極的擁護——によってつねに支配されてきた」とヨハネ23世は1961年5月のスピーチで述べている²⁾。彼の視点では、人間の尊厳はすべての伝承が擁護を試みてきた具体的、規範的価値であった。人間の尊厳と価値を尊重するということは、諸教皇の回勅をはじめカトリック教会の教説にとりいれられている人権と、社会的倫理の枠組の基礎をなすものである。これら諸権利と倫理の枠組は注目すべき発展を遂げてきたが、

今後ともさらに発展していくであろう。

ヨハネ23世は回勅「キリスト教の教えに照らしてみた社会問題の最近の発展について」(マーテル・エト・マジストラ)で次のように述べている。

「人生観の基本原理は、個々の人間が、社会生活を運営していくすべての制度の基礎であり、目的であり、またそうでなければならないということである。人間は本質的に社会的であり、摂理の計画にしたがえば、超自然界に高められるものであることを忘れてはならない。

個人の尊厳を保障するこの基本原理から、教会の教導職は、有識な司祭や信徒たちの協力を得て、ことに19世紀中に、ひとつの社会論を明らかにし、その中で人間性に基づく普遍的基準と現世の諸相、現代社会の特徴に応じ、したがってだれにでも受けいれやすい社会関係を再建する確実な道を明示した³⁾」(219, 220項)と。

この小論では、人間尊厳の基本価値がカトリック教会の社会的教説の各発展段階で、どのように解釈されてきたかに焦点をあてていく。さらに、人間尊重の擁護のためには、特定の要求が不可欠であり、したがって人権として考えられるようになった経過も考察していくことにする。

I 人格の優先 —教皇レオ13世—

人権に関するカトリック教会の社会教説の歴史はレオ13世(教皇在位期間1878年～1903年)の時から始まる。政治・社会的な生活における近代のヨーロッパ型発展に対して、教会が批判的態度をとり出したのはこの時からであった。近代ヨーロッパの発展において、一つはフランス革命で始まった自由民主主義運動に代表される政治的平等の運動に、今一つは19世紀の社会の産業化が躍進するにつれ、それに刺激を受けた経済的平等と社会主義のための運動に、教会は直面した。これら二つの動きはすべての人の政治的、経済的権利についてのカトリック思想に重大な発展の道を開いた。

レオ13世が人間尊厳の政治的意義について強調した命題「人間は国家に

優先する⁴⁾」は1891年の回勅「労働者の境遇」（レールム・ノヴァルム）に集約されている。人間の価値こそ、すべての政治的、合法的諸制度の評価基準であるということである。政治と法律が人間に仕えるのであって、人間は決して政治的、合法的秩序に仕えるものではない。この命題は現在に至るまでその後の教書に何度も引用されている。人間は他のどのような目的にも従属しない超越的な価値をもっている。

レオ13世が人間の超越的な価値を肯定し、強調したことは、人格が手段として使用されて当然とされていた当時の社会的、政治的議論に対して断罪した決定的なものであった。この回勅の特徴は絶対主義国家への人格の従属に対する真向からの抵抗であった。J. C. マーレイはレオ13世の中心的関心を「全体主義的民主主義」に対する抵抗として特徴づけている⁵⁾。

民主主義と絶対主義とをレオ13世が結びつけたことは、当時流行していた民主主義思想の独特な形態、とくに当時イタリアでアナキスト・グループの組織づくりに活発であったバクーニンの思想が引き金となっている⁶⁾。反聖職者主義と教会のどのような公的役割にも反対したことは、フランス革命に端を発する民主主義運動の共通する側面でもあった⁷⁾。

レオ13世は全体主義に対して次のように警告している。個人の尊厳が規範のない自由よりも広く包括的なものでないならば、「何をなすべきか、さけるべきかを定める法律そのものが、多数派のなすがままに任せられてしまうことになる。これが専制政治への道にほかならない⁸⁾」。

どのような組織であっても、人間は決して手段、客体になりえないという価値観に基づき、人間尊厳の道徳的要求にこたえるものでなければならない。この条件がかなえられない場合には、組織は全体主義ないし抑圧の形をとることになる。このようにして、人びとが自らの超越的価値の尊重を基盤に、道徳的要求を最優先させる価値ゆえに、人間は人格として国家に優先するのである。

レオ13世はすべての人の平等の尊厳を強調している。「すべての人は平

等である。富む人と貧しい人、雇用者と被雇用者、統治者と被抑圧者の間に差はない」と⁹⁾。これに加えてすべての人は法律の前に平等であるとも述べている。「国家に関しては貧しい人びとも自然の権利によって、富む人びとも同じ資格をもつ市民である。公権が労働者階級の生命と利益を守るために、適切な措置を講ずべきである¹⁰⁾」。

レオ13世の貢献によって最も本質的な進歩を遂げたのは、教会の近代社会との経済的側面におけるとりきめである。彼の著書の中でも、とくに労働者の経済的、社会的権利に関する取組みかたを通して積極的な影響を与えることになった。「神さえも『大いなる尊敬をもって』遇する人間のこの尊敬を冒すことは誰にも許されない¹¹⁾」。レオ13世はこの思想をおもに回勅「労働者の境遇」の中で展開している。社会的、経済的権利に関する含蓄に富む思想は、この回勅に始まり、ヨハネ23世で頂点に達する。

ところで、レオ13世が人間尊重の権利を尊ぶことに根本的に失敗した理由は、当時のヨーロッパの経済体制の中にあると考えられている。解決策は得られにくい、問題点は明確にされている。「労働者階級の大部分は、不当にも不幸で惨めな状態におかれているので、早く有効な措置を講じて、助けねばならないと確信する。……徐々に孤立無援となった労働者は、残酷な雇主、貪欲で無軌道な競争にもあそばされるようになった。その上、あくなき暴利がこの悪弊に加わった。教会は幾度となくこれを断罪したが、利欲に目がくらみ、貪欲あくなき人びとは、形を変えてこれをむさぼった。それに加えて産業と商業が一部の人びとに掌握されて少数の富む者の独占物となり、その結果、無数のプロレタリアは、奴隸的なくびきを強制されるようになったのである¹²⁾」。

現状に対するこの攻撃は、労働者が従属させられている惨めさと貧困に向けられたものである。すべての人間は他者の経済的繁栄の単なる手段として扱われない権利をもつという、超自然的価値を有する存在である。それを蹂躪しているこの状況は、根本的尊敬が侵害されていることを意味す

る。「公権は何よりもまず不幸な労働者を資本家の手から救うことによって、労働者を守らねばならない。資本家は人間と機械を区別しないで、あくなき食欲を満足させるために、労働者を減法に酷使するからである¹³⁾」。回勅の任務は「富む者とプロレタリアとの関係、資本家と労働者との関係を律する権利と義務を正確に示すこと¹⁴⁾」にあった。

回勅はさらに、財産所有権の拡張ができるだけ多くの人びとにおよぶことを要求している。すべての人に十分な食糧、衣服、住居の権利が存在することを認めている¹⁵⁾。十分な賃金の倫理的評価基準とは単なる契約的同意の自由とは異なることを裏づけ得る。人間尊厳の保護は、契約がこれら基本的ニーズ、物質的条件を認識することを求める。これが、この回勅の正当な賃金という権利を認めさせるための基礎となっている。「労働するとは、生活の種々の需要を満たすに必要なものを獲得するため、とくに生命を維持するために活動することである。……使用者と労働者の自由意志の上に、もっと高くて古い自然的正義の法則がある。質素で行いの正しい労働者が生きていくに十分な賃金を支払わねばならない、という法則がこれである¹⁶⁾」。

この権利の認識がなければ、賃金契約を結ぶ自由は、力のない多くの貧しい人びとにとっては実質上無意味同然となってしまう。

それぞれの権利には義務が伴う。雇主は各権利を認識し、守っていく義務を負う。しかし回勅は、諸権利の認識をただ雇主の善意に任せることに満足していない。労働者はかれらの正当な権利を守るため、集会や労働組合を組織する権利をもっている。これは他人の指示によらず自決する社会的存在としてのすべての人間に属する、集会のより一般的権利の明確な形態である¹⁷⁾。また国家は、権利の相互の尊重と全市民による義務の遂行に不可欠の共通善を守るため、合法的に干渉する必要がある¹⁸⁾。さらに国家は、貧しい人びと、力のない人びとの権利を守る特別の義務を負う。

「どのような状況にあっても、国家は権利を尊重しなければならない。

国家はすべての市民の権利を保護し、これを冒すことのないよう警告し、冒したものを処罰しなければならない。

個人の権利を保護するに当っては、とくに弱い人、貧しい人に配慮を注がなければならない。富裕な階級はその富に守られているから、公権の保護をそれほど必要としない。しかし、貧しい人びとは不正義から身を守る富をもっていないから、とくに国家の保護を頼みとしている。したがって、国家は財産の恵まれていない民衆に属する労働者に心をを用い、特別な配慮を注がなければならない¹⁹⁾」。

要約するならば、レオ13世の回勅「労働者の境遇」は、人権に関する近代のカトリック理論の基礎をなしたと言えよう。

レオ13世につづくピオ10世（在位1903年～1914年）とベネディクト15世（在位1914年～1922年）は、カトリックの権利理論におけるいくつかの顕著な進歩をもたらした。ピオ10世の社会的著書は、より伝統的理論構成とキリスト教の倫理の基礎に関する神学的復帰を引きおこす試みとして特徴づけられる²⁰⁾。レオ13世の著書における社会の平等主義の概念と聖職位階制（ヒエラルキア）概念との間の緊張の問題を、ピオ10世が後者と伝統主義を選択することで解釈した²¹⁾。ベネディクト15世は彼の教皇在位中、平和提案を提出するなど第一次世界大戦の対立の和解に努力した。その後ピオ11世の出現まで、レオ13世に端を発する人権に関する発展は、再開されなかったと言いうる。

Ⅱ 社会正義 一教皇ピオ11世一

ピオ11世の教皇在位中（1922年～1939年）は、大不況、ロシア革命の共産党政権への統合の成功、イタリア、ドイツにおいてファシスト独裁の台頭という三つの重大な問題にさらされていた。これら深刻な問題の諸原因は、複雑にからみ合っており、それぞれが悲惨な大規模な政治の結果をもたらした。人権に関するカトリック教会の理解は、これらの出来事の圧迫

のもとに、この時期に急速な発展を遂げた²²⁾。

ピオ11世の最も影響力のあった回勅「社会秩序の再建」（クアドラゼンモ・アンノ、1931年）は、世界的恐慌の影で人間の尊厳を抑圧し、脅威にさらす経済情勢に焦点をあてている。厳しい歴史状況にこたえようとする数多くの試みの中で、彼はあらゆる問題解決の基礎として、人間の尊厳を最優先にした。この回勅は「労働者の境遇」以来みられた労使関係分野における進展についての楽観論と、大不況のどん底の経験に基づいた悲観論の間を、烈しく揺れ動いていた。

ピオ11世の分析によるならば、ますます広がっていく個人の尊厳の侵害は、特定のグループによる支配の結果であった。この支配の型は大半の人びとを「プロレタリアの運命であるその日暮らしのおぼつかなさ」の状況に突き落としていった²³⁾。特定の者が設定した目的に人間を道具として利用する、人間を全く手段化する経済構造を、ピオ11世は強い言葉で批判する。「現代において、まず最初に目をみはらせるのは、富が少数者の手に集中されているばかりでなく、巨大な力と専制的な独裁権が少数者の手に握られていることである。……現代の経済の特徴である力と資本の蓄積は、無制限な自由競争の自然の結果であって、強い者だけが勝ち残るのである。しかも、強い者とは最も暴力をふるって戦う者、良心の苛責を少しも気にしない者なのである」と²⁴⁾。

このように人間を奴隷化する経済構造に対して、こうした支配はそれだけで人間の人格たることを侵害しているということで、ピオ11世は根本的な問題提起をする。彼は身体的、心理的必要性について主張しているが、そのすべては最終的には、これらすべてのニーズをはるかにこえる人格の尊厳に根拠をおいている²⁵⁾。

ピオ11世は人格の超越的価値の擁護を牒にして、当時の自由主義的、競争主義的な資本主義と結びついた道徳的義務と社会組織の理論を真向から批判した。同時に、マルクス主義と社会主義ないしそのさまざまな形態も、

人間尊厳から横道にそれるものとして批判した²⁶⁾。

当時のプロレタリアートの状況と無制限な競争の破壊性についてのピオ11世の見解と、マルクス主義思想の間には類似したものがあった。しかしレオ13世同様彼もマルクス・レーニン主義が採用した階級闘争の理論を拒否している。これはマルクス主義の攻撃目標であった階級層と教会との結託の結果であった。この結びつきのために、教皇の諸回勅、教導職は、マルクス主義社会分析の重要な側面を理解することができなかった。こうした社会的、政治的理由に加えて、教皇は全階級の人格尊厳の原理を否定するものとして、道徳的根拠に基づいてマルクス理論を否認している²⁷⁾。

ピオ11世の分析によれば、社会主義、共産主義の考えは、自由主義の政治、経済の理論同様に、人格の尊厳の原理を侵害するものであった。それらの主義や理論は「人格からすべての尊厳を奪い取り」、人間を社会体系の「単なる歯車」におとしめることになるのである²⁸⁾。

人間の尊厳の価値を守る熱意ゆえに、ピオ11世はさらにファシストとナチ独裁の発展に対して、厳しく批判することとなる。ムッソリーニ、ヒトラーと彼との関係は激しい対立状態をつくることになるが、ここではその内容は割愛せざるを得ない²⁹⁾。

機能的ないし相対的価値の絶対化とこれら神格化された具象化に対して人格の価値を従属させるということで、ナチは非難されている。国家、人種、権力構造自体は悪ではないが、その道徳的目的、すなわち人間尊厳の擁護と強化に役立つ道からはずれた時に、悪に変わるのである。

不況、マルクス主義、ファシズムの経済的原因の批判は、ピオ11世の著書における人間の尊厳の根本的規範の再主張だけに限られたものではない。ピオ11世の回勅における人間の尊厳の積極的要求の議論における最も注目すべき変化は、「社会正義」の概念を発展させ、カトリック社会思想の主要な倫理概念に、その成果を組み入れたことである³⁰⁾。

社会正義の概念は、道徳的論証が人間関係は制度的または構造的側面を

もつという事実を考慮する概念的道具である。人権の内容を明確にしてい
く試みは、これら制度上のダイナミズムの脈絡の中に生じるべきものであ
る。たとえば、経済分野における特定の権利と義務を、全体としての経済
の力関係の分析を含まずに確定することはできない。したがって、ピオ11
世が社会正義の概念を用いたことは、カトリック思想における新しい感性
の出現を、意識的に制度を変革していく可能性へと結びつけることにある。
これはレオ13世が度々試んでいた位階的社会秩序の伝統主義的正当化から
脱皮する重要な契機をつくるものである。

たとえば、ピオ11世の理解では財産の私的所有の権利は、必然的に前貨
幣経済、封建制度、産業社会それぞれにおいて、ちがった意味で考えられ
ている³¹⁾。これらの状況すべてにおいて、所有の道德的目的には、個人の
自決を守るための基礎と、社会が人間の基本的ニーズを満たすために組織
された社会手段という二つがあるということを認識する必要がある³²⁾。し
たがって、私的所有権の拡張は、個人の自由、および人間の基本的必要を
満たす社会戦略、両者に関連して決定されなければならない。「社会正義」
は、経済がこれら双方の目的を達成する方向で導かれ、構成されることを
求める。国家は、この要求が充足されるよう保障する責任を究極的に負
う³³⁾。

社会制度の規制的原理としての社会正義の概念は、人間の尊厳は単に個
人的事柄というよりも、社会的問題であるとする確信に立脚している。人
間の尊厳は、公的、社会的生活が構成されている組織のありかたに対して、
純粋に道德的な要求をする。この道德的要求は、政府によって調整された
社会的努力を通してこたえられなければならない。このようにして、社会
正義の概念は、人権は個人的根拠と同時に社会的根拠をも持つという事実
を指摘している。それはまた、人権の擁護は社会的発展を通してのみ可能
であり、こうした過程を引き出す正しい道德的役割が政府にある、という
ことをも示唆している。

全体主義のさまざまな形態に反対する中でピオ11世はレオ13世の人間の尊厳を最優先にするという命題を再確認した。同時に彼が社会正義の概念を用いたことで、社会制度が人間の尊厳の主張を仲介し、人権の内容を形づくる方法に関する教会の教えの理解を、大きく進歩させたと言えることができる。

Ⅲ 道徳的責任を負う市民のコミュニティ —教皇ピオ12世—

ピオ12世は、すべての道徳的秩序の基礎として、人間の尊厳という中心的テーマをとりあげ、これを推進した。彼は在位中（1939年～58年）先代のどの教皇よりも数多く、また系統的に社会的・政治的・経済的秩序の道徳的根拠を語っている。彼の著書とスピーチは、世界大戦の恐怖とソ連でのスターリン主義政権の抑圧に対する応答であった。彼の人権論議はまた、戦後のヨーロッパの教会が陥っていた不安定な状況に対して出されたものであった。

ピオ12世の社会道徳のアプローチは、彼の1942年のクリスマス教書に最も特徴的に表明されている³⁴⁾。第二次世界大戦が頂点に達していた時、彼は世界平和を永続させる必須条件と考えた諸国家の内政秩序における基本的原理の検討に注目した³⁵⁾。彼はダイナミックで生きた社会的、司法的秩序の概念を前面に押し出した。彼によれば、人間の尊厳に基づき、これに一致する限りは、秩序の機能は合法的なはずであった。この尊重を欠くならば必然的に秩序はそれ自体を葬る状況を自らつくり出すことになる³⁶⁾。

法の役割は、人格の尊厳の認識と尊重に基づいた社会的相互関係の諸形態を維持し、強化することにある³⁷⁾。こうした人格中心の倫理が当時の社会組織のありかたによって大いに脅かされているという不安がピオ12世にあった。

彼は1930年代後半を「精神の空白と内面的貧困³⁸⁾」と呼んでいた。この

虚無感は、人びとを相互に尊重し合う人格的尊厳の意識から絶ち、社会を単なる「物質的、機械的³⁹⁾」なものにしてしまった社会的、政治的状況の結果、生み出されたものである。こうした環境においては、人格は「種々の社会組織の単なる歯車⁴⁰⁾」になりさがってしまっている。

科学技術の変革に対する否定的視点と、全体主義ないし絶対主義国家に対する数多くの非難は、ピオ12世が近代的社会発展に向けた主要な反論であった。彼の意見に同調する者に、キリスト者、非キリスト者を問わず同年代のヨーロッパの多くの哲学者がいる⁴¹⁾。

ピオ12世は「道徳的責任を負う市民のコミュニティ⁴²⁾」という社会生活のビジョンに基づく積極的な代替案を出している。彼は非人格化と機械化の脅威をこえる道として、人間尊重に基づく経済的、合法的構造の基礎について声明を出し提議している。人格を尊重することは、社会組織の諸様式が真似たり、漸次的に近づく単なる理想として考えられるものでなく、組織自体の本性における本質的要素としてとらえられている⁴³⁾。社会生活のすべての形態は、本質的に道徳的関係としてみなされる。いずれの組織であっても、その独自の内面構造に適合している場合は、つねに人格の尊厳を維持しているのである。

こうした社会倫理へのアプローチは、「道徳的責任を負う市民のコミュニティ」との関連なしには取り扱うことはできない。彼にとって人格が尊重される社会とは、国家の衰退後に出現するアナーキストの「天国」でも、マルクス主義者の「終末」でもない。人間の自由を調節し、条件づけ、限定する範囲内で人格の尊重は道徳的任務として成り立つ。したがって、この目標の達成は不可能な理想ではなく、実現可能な道徳的義務である。

一方では超越的尊厳の価値を有する同じ人間が、他方では相互関係の有限のありかたによって形づくられ、制約を受ける。人間各個人には全宇宙に優る超越的価値がそなわっていると同時に、人間は絶対的なものでなく、さまざまな制約に条件づけられる有限な存在であるというこの正しい理解

は、社会、組織の形成とその中における人間のありかたを考察する上で、極めて重要な基盤である⁴⁴⁾。

人間の尊厳を促進する上で不可欠の条件づけとは、すなわち人権のことである。ピオ12世は家族、財産、組合、政府などの社会制度を責任ある人びとの道徳的コミュニティが、それによって秩序づけられる不変の要素であると考えている⁴⁵⁾。

公益とは権利と義務相互を尊重するように、責任ある市民が行動する社会のありかたである。この公益つまり共通善は、相互の尊重の上に成り立つのであるから、公益は人権に反するものではなく、むしろこれを保障するものである。「公的権力が公益の名のもとに、個人の活動の発展に干渉しようとして、コミュニティのメンバーの上に力を拡大させることはできない。公益の保護を最優先にするはずの公的権力を誤ってとらえ、その権力の拡大をはかることは、言葉の意味そのものをくつがえすことになる⁴⁶⁾」。

Ⅳ 人権と社会的相互依存関係

—教皇ヨハネ23世—

ヨハネ23世の在位中（1958年～1963年）は、カトリック教会の人権に関する教導職が分岐点にさしかかった年であった。彼は教会の人権伝承の革新と発展の道を開いた。彼が第二バチカン公会議召集を決めたのは、現代世界におけるカトリック教会の役割について、徹底的に再検討する必要があると考えたからである。イタリアで増大しつつある共産党の影響に対して、彼は先代の教皇がとってきた立場をさらにこえて、共産主義運動がたとえ「誤った哲学的教義」に根づくものであっても、「積極的かつ是認に値する要素を含んでいるのではないか⁴⁷⁾」と問う姿勢をとっている。

バチカン外交での国際的経験を通じて、彼は国際平和の不安定さを直接に知っていた。さらに、国連世界人権宣言の発布に達した第二次世界大戦

後の発展は、教会に伝統から抜け出る機会と、現代的な言葉で国際平和と正義の問題を述べる機会とを、同時にもたらしたということに彼は気づいていた。この機会をとらえ、彼は回勅「地上の平和」で、外部に向けて教会のイメージを一新させただけでなく、教会の社会教説自体の内的発展のための重要なプロセスに着手した⁴⁸⁾。

ヨハネ23世の回勅「キリスト教の教えに照らしてみた社会問題の最近の発展について」（マーテル・エト・マジストラ、1961年）は、社会道德の新しい観点が必要となった理由について略述している。原子力やオートメーションといった革新は、社会における道德生活の科学技術的基盤を変化させた。社会的法律の新しい形態が次々出現することによって、従来は私事と考えられていた生活面にまで、政府が関わるようになってきた。教育と政治参加のレベルが高められた。国際協力と国際組織の必要性がますます認識されていく一方では、植民地化された国ぐにと新興独立国の第三世界諸国は、その民族自決の主張の域と重大さを増大させていった⁴⁹⁾。これら変化のすべては、「現代のおもな特徴の一つであり、生活、活動のさまざまな新形態を伴う社会内の諸関係の増大である⁵⁰⁾」。言い換えれば、社会はますます複雑多岐にかみ合うようになった。人間の相互関係は高度に複雑で、相互に関係づけられた構造によって統治されている。

この複雑さの結果は二重である。一つは、人間の自由は政府をはじめ社会組織によっていっそう悩まされ、制限される⁵¹⁾。今一つは、社会的複雑化の過程は、人びとが自分の生活を責任をもって営む能力に対して、自信を失わせる脅威となっている。この社会化の過程はあらゆる組織、政府の力関係によって人びとを従属させるよう脅かすことによって、人格の超越性に挑戦し、問いかけている⁵²⁾。

こうした逆説的な問いかけの中で、この回勅は再度、人間の尊厳の根本的価値を打ち出している。冒頭に述べたように、ヨハネ23世は、人格こそすべての社会制度の「根本、原因、目的」とであると再確認している⁵³⁾。

人間は複雑な社会組織に完全に道具化されることを避け得るという彼の確信は、相互依存し合う人びとが共にこれらの過程を支配し、克服しうるようにさせる組織、構造、社会の発展の可能性に基づいている⁵⁴⁾。その結果、道徳的要求としての人間の尊厳の要請は今、これまでの諸教皇の教書が指摘してきたよりもさらに重要な方法で、人間が連帯することを求めている。

ヨハネ23世は人間を歯車化すると脅かす「社会化」という過程は、実際には人間の媒介ゆえの産物であると論ずる。この媒介は多くの人間の間で分かち合われる。この社会的媒介の悪の形態が、彼によって新しい形で強調されている⁵⁵⁾。

人間の尊厳の主張に関して、彼はすべての人の公益の擁護と結びつけて論じている。彼は公益を「人格の円満な発達を人類に可能にし、かつ促進する社会状態⁵⁶⁾」と定義づけている。公益はここではおもに構造の概念で述べられている。それは個々の市民の財産、利益の総計ではなく、各個人が個々の利益を促進し、実現する一連の社会的な条件である。その条件は構造的で組織的なものといえる。このように、ヨハネ23世は伝統にさらに重要な新しい強調点を加え、人間の尊厳を社会的、構造的な概念へと発展させて定義した。

ヨハネ23世の回勅「地上の平和」(パーチェム・イン・テリス、1963年)は近代の教皇教書のうちで最も注目を浴びたものである。これは社会的、政治的諸問題について、近代の教皇文書のうち最も体系的な教書である。国連世界人権宣言の言葉を借りると、この回勅は人権理論を国際的かつ国家的平和の枠組として発展させたものである。この回勅は人格の尊厳というカトリック社会教説の最も根本的原理を中心に展開したものである⁵⁷⁾。

「地上の平和」の重要性は、おもに高度に組織された社会と、全体としての世界における、この基本的道徳規範の結果の扱いにある。これは人間の尊厳の主張を、人間同士の間の関係、国家における個人と公権力との関

係、国家間の関係、国際共同体におけるすべての国家間の関係の中で、明細に述べている。この回勅は、人間の尊厳は「道徳的責任を負う市民のコミュニティ」の中においてのみ尊ばれるというピオ12世の視点をくり返している。また国内外において存在する人間の相互作用によって、人間の尊厳は内的に調整されるという事実を強調した回勅「マーテル・エト・マジストラ」の主張をもくり返している。人間の尊厳を守る権利は、コミュニティにおける人びとの権利である。それらはコミュニティに対して排他的に対抗する個人の権利でもなければ、個人に対抗するコミュニティの権利でもない。

この回勅は上述のテーマを権利と義務の間の対応関係を慎重に議論しながら展開する。人間の尊厳から生じる道徳的主張には、社会の義務と責任が符合する。すべての人権には義務が伴い、この権利はその権利を受ける人自身、他の個人と社会によって尊重される⁵⁸⁾。

人間はみな権利と義務を忠実に果たしうるために、組織（コミュニティ）づくりに献身しなければならない。各個人のこの義務ないし責任は社会における人格の尊厳の要求に対するこたえに他ならない。これらは各個人の他者に対する相互依存の結果である。人権の尊厳の主張だけでなく、責任ある市民の義務も本質的に人間的なものであるから、権利や義務はまず第一に自由に基づいて実行されるものである⁵⁹⁾。

「地上の平和」は近代カトリック伝承における人権の最も具体的かつ体系的なリストを提供している。その中には自由民主主義者と社会主義者各々が強調している権利が含まれている。しかもその土台は、国連で攻撃された政治的折衷案よりも非常に安定した内容である。

人間の尊厳は抽象的なものでなく、個人的、社会的、経済的、政治的生活の具体的条件において実現されるものである。カトリック教会の社会教説の歴史は人間の尊厳のこれらの諸条件を見出し、確認するプロセスであった。これら諸条件は人権と呼ばれ、また尊厳のこれら異なる諸条件は社

会の政治的、社会的構造を通して互いに関係づけられていた。人格の尊厳の保護は、単に個人の基本的ニーズの充足と個人の基本的自由の擁護に依存しているわけではない。むしろ政治的、社会的権力の制度が、個人の尊厳の擁護を可能にさせる方法で秩序づけられ、構造づけられねばならない。

個人の尊厳と社会的条件との関係を明らかにするための原理を、このあとの社会教説の中で、さらに発展させていく必要がある。

V 歴史における個人の尊厳 —第二バチカン公会議—

1965年、第二バチカン公会議は人間の尊厳、人権に関するカトリック教会の理解を一步進めた二つの教書を公布した。「現代世界憲章」と「信教の自由に関する宣言」が社会道德の問題に関連する重要な声明である。とくに前者はキリスト教倫理問題の宗教的基盤についての革新的議論である。これは人権理論の基礎の議論に多くの貢献を果たしている。

人権についての教会の社会教説に対して、第二バチカン公会議がもたらした重要な貢献の一つは、人間の尊厳の要求は歴史的に条件づけられたものである、という新たな認識である。歴史的であることと、発展することが人格としての特徴であることがくり返されている。すなわち、個人の超越的価値と、この価値の歴史における実現の間の関係を正しく理解するには、各時代の歴史的な具体的条件と切り離して考えてはならないということである。

人格のうちに、歴史的制限の認識と超越性への指向が同時に存在することが、この憲章における人間の尊厳の新しい倫理的取組みの焦点となっている。この緊張は二つの望ましくない結果をもたらしうる。超越性の探求は、歴史的制約を受けている価値であるにもかかわらず、この価値を絶対化することである。その結果は偶像崇拜と奴隷化である⁶⁰⁾。他方では、純

粹な超越性という名目で歴史的関わりから撤退してしまうことも、今一つの誘惑である⁶¹⁾。ところで、人格におけるこの緊張は、歴史をつくる個人的能力の積極的源泉であり、またこの能力の結果である。つまり人間は、こうした緊張の主体でない限り、歴史的な成長や変化に自らが参加しているという意識をもつことはできない。

この憲章は、人間の相互関係の形態に属するものとして、家族と政治的共同体をあげる。人間の家庭生活や政治参加を否定することは、人格の本質的側面を否定することになる。社会的相互依存のより深い評価と人間の生活におけるその増大する影響範囲を正確に認識するということが、明記されている。「社会化と呼ばれる現象は危険がないわけではないが、人間の才能の肯定と発展のため、また人間の権利を擁護するために、多くの有利な条件を提供してくれる⁶²⁾」。

この憲章はこうして、人間の本性に根ざしたものとしての人権という伝統的な見解を現代の歴史意識と結び合わせるという、実り豊かな道を提示した。人間の実存の領域には、それを抑圧することは必然的に人類そのものを抑圧することになるようなものが存在する。人間の実存の肉体的、人間関係的、社会政治的、経済的、文化的次元がこれに含まれる。各個人の自立性が増大するにつれ、これらの次元に対する尊重は共同体・社会全体の組織化された活動によるところが大きくならざるをえなくなっていく。このように、第二バチカン公会議の視座から歴史状況との関係において規定していくとき、社会的、経済的、文化的権利はカトリックの人権思想の伝統において新たな位置を占めるのである。

公会議の「信教の自由に関する宣言」もまた、現代カトリシズムの社会倫理の伝統の発展に多大な貢献を行った。同宣言は、「現代世界憲章」と同じように、現代社会の道徳的疑問に関する一つの分析という教義的枠組みをなしている。その第1項は、今日的な人間性の特徴である人間の尊厳と人格的責任の意識の増大を指摘し、賛意を示している。第8項では、こ

の新たな意識の両義性が指摘されている。現代はかつてないほど、人間の人格性（personhood）と責任が脅かされると同時に尊重されている時代である。社会倫理学者であり、同宣言の作成やヨハネ23世の諸回勅の起草にも携ったP.バヴァンは、この問題の背景にはヨハネ23世の諸回勅や「現代世界憲章」の主要課題である社会化（socialization）と人格化（personalization）の問題があると見ている⁶³⁾。公会議は「人格の不可侵の権利と社会の法的秩序に関する最近の諸教皇の教えを展開する考えである⁶⁴⁾」。

同宣言のおもな起草者の一人であるJ. C. マーレイは、カトリックの社会教説の伝統における過程を次のように要約している。「この宣言ほど明確に、『発展』が公会議の目的であると述べた公会議文書は他にない。教会の伝統が真理の理解の発展の伝統であるというこの宣言は重大である。ここで基本的真理というとき、それは前述のピオ12世のいう『市民』の概念である。この概念は、キリスト教の伝統と理性の伝統に深く根ざしたものである。最近では、レオ13世がはじめて『市民』の概念を従来の位置からカトリックの社会教説の前面へと押し出した。ピオ12世はこうした発展を受け継ぎ、人間の尊厳の内容をその義務と権利という観点から描き出した。こうした真理はヨハネ23世によって、おもに『地上の平和』でとりあげられ、所説としての体系がほぼ整えられたのである⁶⁵⁾」。

したがって、この宣言の中に、人間の諸権利の基盤と相互関係、そして制度化という問題に対する一つの重要な鍵がある。自由の責任ある行使は社会的徳性のまさに本質を規定する。この責任の内容の定義は、刻々と変化する文化・社会構造の脈絡の中から生じてくるものでなければならない。つまり、人権とは社会における諸権利に他ならない。

国家は自由を守らなければならない。そのためには自由は制限されうる。国家は特定のイデオロギーが、たとえそれが宗教的なものであれ世俗的であれ、社会全体の規範となるような事態を保証するためには、自由を制限すべきではない。問題の焦点は相互作用における諸々の人格にあるの

であって、信奉者を求める理論や宗教にあるのではない。端的に言えば、議論の関心は個人とその社会における行動の自由に向けられているのである。国家は責任ある市民の代行者となるべきではない。国家は人間の相互作用を制限ないし秩序づけることができるのである。この宣言によっては、秩序は、ピオ12世に関する限りでは自由を秩序づけることなのである。そのように考えてはじめて、人格的権利と社会的権利の双方が、同根のものであることを理解できるのであり、両者の相互関係をみきわめることができるのである。

VI 全体的発展 —教皇パウロ6世—

第二バチカン公会議が人権の基盤の理解において示したいくつかの新しい強調点は、まずパウロ6世の著書において成果を表わした。社会道德に関する二つの主要な教説、回勅「諸民族の進歩推進について」（ポプロールム・プログレンシオ、1963年）と教皇書簡「回勅『労働者の境遇』公布80周年を迎えて」（オクトジェジマ・アドヴェニエンス、1971年）がそれである。両書ともカトリック教会の伝統において、教会の自己理解の新たな段階に立っているという自覚から語りは始めている。

人間の尊厳の歴史的・社会的本質の双方に関する公会議の慎重な討議は、この二つの文書に全く新しい視点を与えた。パウロ6世の社会教説は一貫して、社会制度の歴史性に対する意識によって形成されている。これらの教説はまた、人類の超国家的・国際的相互依存パターンに対する関心に方向づけられている。経済的發展の問題、国際経済関係、そしてとくに発展途上国の貧困が、これらの文書のおもな関心事である。この二つの文書は、これらの重要な諸問題をどのようにして述べるかという議論の論調を支配する、イデオロギー的多元主義の意識に満ちている。社会的・政治的發展における解釈と価値の衝突の問題は、このようにして近年、カトリックの社会教説の重大なテーマとなってきた。

回勅「諸民族の進歩推進について」は「全体的発展」という複雑な概念をめぐって構成されている。人格は多面性をもっている。それゆえ、人間の尊厳の擁護は人格的発展の社会的、経済的、知的、人間関係的、宗教的な多元的な状況の尊重を必要とする。「諸民族の進歩推進について」はこう述べている。「本当の進歩とは全体的なものすなわち個人としての人間全体、および人類全体を進歩向上させることであるはずだ⁶⁶⁾」。人格の発展は、人格性の本質的要素である知識、責任、自由をめざす人間の、潜在能力を現実化させることとみなされている。それはまた、愛と友情、そして高いレベルでの人間の自己実現や祈り、観想をめざす人間の可能性の実現である⁶⁷⁾。それは、人格的成長の実現に欠くことのできない最低限の経済的福利を要求している⁶⁸⁾。

これらのことはいずれも、社会において、社会的協働を通してはじめて達成される。それはそれら種々の価値を自らの制度を通じて擁護し促進すべく自らをつくりかえる社会ではじめて、起こりうることがらである⁶⁹⁾。したがって全体的発展の規準は、従前の伝統の種々の局面において促進されたあらゆる個人的・社会的権利を含むのである。

回勅「諸民族の進歩推進について」は、カトリック社会思想の伝統が人間尊厳の成就のための物質的福利の重要性を認めているという点で、前進している。物質的福利はあらゆる道徳価値の規準、つまり人間の尊厳にとって、完成になくはならないもの (integral) なのである。パウロ 6 世は、物質的環境の改善が真の発展の一つの本質的要素であることも明確にしている。人間はだれしも全く正当な権利として「自分をより価値のある存在とするために、もっと多くのことを行ない、知りかつ所有すること⁷⁰⁾」を求める。

「諸民族の進歩推進について」は、全体的発展の諸々の側面とみなされるすべての異なる価値観の衝突が、国際社会の現状に確かに存在すると認めている。富める者と貧しい者の間の不平等と対立は、先進工業国で際立

っている。こうした状況は、国家同士の間でいっそう顕著でさえある。また対立は、さまざまな社会階級間の関係においても際立っており、貧しい国々でとくに深刻になっている⁷¹⁾。こうした対立は、そこに巻き込まれている人びとの悪意によってもっぱら生じているのではなく、社会制度の内に固定化された不公正の所産でもあると、回勅は指摘している。

「諸民族の進歩推進について」は、人間の尊厳における発展の基本的規準の異なる諸側面の間の対立を解決することは、見果てぬ夢などではないと確信している。しかしこの解決は、次のような道徳の文脈が対立を読みこんではじめて達成される。つまり、対立は他者の尊厳とニーズ、自由を尊重するための真の要求の達成という文脈におかれなければならない。対立を解決する鍵は、人びとの人格の尊厳の積極的で責任ある、相互的な尊重にある。こうした理由で、この回勅は、相互の尊重に基づかない全体的発展はありえないことを強調している。「個人のあらゆる次元での進歩は、人類の連帯精神に基づいた進歩と軌を一にしたものでなければなりません⁷²⁾」。

こうした相互関係は、ピオ12世とヨハネ23世の伝統を受け継いで、一定の具体的道徳的要請、つまり人間の権利・義務において条件として特定されるものとして把握される。したがって人権は、人間の連帯というさらに基本的な道徳体験の表現なのである。こうした人権は消極的な責任免除であれ積極的な権利授与であれ、各個人が自らが相互依存の道徳的コミュニティに共に結ばれているということの認識を前提としている。

全体的発展の異なる諸側面同士の関係に関する回勅「諸民族の進歩推進について」の複雑な論述は、このような文脈において理解される必要がある⁷³⁾。

ここでパウロ6世が述べているのは、社会の病に対する闘いに勝利してはじめて人間の発展の宗教的次元が実現されうる、あるいは実現されるべきだということではない。そうではなくて、一方の人びとの貧困ともう一方の人びとの道徳的欠陥の間の相互関係を述べている。社会構造による抑

圧は、人間の尊厳に対する敬意の不在と密接なつながりがある。この回勅は、個人の発展は同時に物質的水準の向上と、より高次の人間存在のよりいっそうの実現を含むものでなければならないという確固たる解答を描いている。相互依存を求める本質的な道徳的要求がいれられてはじめて、人間の尊厳は社会において尊重され、実現されるのである。このことは、そうした社会ではすべての人のあらゆる望みや自由が無制限に実現されることを意味しているのではない。そうではなく、人間の尊厳が相互に尊重されながら取り扱われるとき、道徳的に発展した社会が実現される、という議論をこの回勅は展開している。すなわち、一方の人びとの経済的発展ともう一方の人びとの道徳的発展は、全社会の全体的な道徳的発展において、体系的に相互に関連しているのである。この重要な意味を考慮に入れるならば、対立は解決されるであろう。

こうした観点から、道徳的な適応の領域と人間の人格の潜在的可能性のできるかぎりの実現の領域とは、それらが密接な相互関係にあるにせよ、両立しえないものであるという結論が導き出される。たとえば、先進工業社会における純粋な可能性の観点から、富と技術を無制限に増大させることは、発展途上国のニーズから制限されなければならない。道徳的なコミュニティの発展と、個人ないし集団の発展のむやみな追求との相違を認識しなければ、個人の尊厳と矛盾しない対立の解決は不可能である。こうした差異の認識がなければ、個人の平等な尊厳は、容易に部分的あるいは差別的な発展パターンにすりかえられるであろう。

このような区別は、人間の人格性の一側面に集中的に焦点を合わせ、他の側面は排除してしまうようなすべてのイデオロギーに対するこの回勅の批判に歴然と見られる。それは、パウロ6世の教皇書簡「オクトジェジマ・アドヴェニエンス」（1971年）の中心課題となった。この文書は、イデオロギー的な主張をくりひろげる政府や運動体と教会との政治的関係を明確にする緊急の要に迫られて企てられた。なかでも、ラテンアメリカと東

ヨーロッパにおける教会とマルクス主義の関係を明確にすることが、最大の緊急用件であった。

「オクトジェジマ・アドヴェニエンス」は、イデオロギー的見地からも戦略的見地からも、全体的発展の達成を、プラグマティックに否定するマルクス主義と自由主義のどちらの形態に対しても批判的である。これらのどちらの政治・経済体制が一つの全体的な社会計画にまで高められても、人間の尊厳にとってかけがえのない（integral）個人的・社会的発展の次元を否定するのである。それらの体制は、人格の競合する次元のいくつかに対する社会的認識を否定することによって、諸価値の対立の問題に早まった解決をもたらすのである⁷⁴⁾。

この文書は、自由主義とマルクス主義によって擁護される価値の独善的・イデオロギー的使用と、全体的発展の諸側面の理論的説明としてのマルクス主義と自由主義の使用とをへだてる、重要な相違を指摘する。マルクス主義思想は、構造的・文化的対立の科学的分析を発展させるのに役立つ。自由主義思想は、個人の自己決定とイニシアティブを擁護するための政治的・経済的手段を洞察させる。どのようにして社会を組織だてるべきかということについての両者の見解は、部分的ではあるが、真理を含んでいる。これらの一大イデオロギーの科学的発展は、「より人間らしいものが何であるかを明らかにするための必要な前提条件ですが、決して十分ではありません⁷⁵⁾」。

この書のどこが、カトリックの人権思想の伝統から離れているか？ 歴史性の認識と、イデオロギー的多元主義やイデオロギー対立の問題とは、この伝統を倫理的相対主義の渦中に投じてしまったのか？ この質問に対する答は否定的である。この文書の論調は従来のような教皇文書にくらべても、はるかに断定的・最終的である。人格の尊厳の規準がそこでは依然として中心テーマである。現在の多元主義が、解釈の対立の内において各個の論者たちの示すあらゆる義務の中心的基盤の再発見をもたらすで

あろうというほどに、この文書は楽観的である。

パウロ6世はこのイデオロギーの相対化を、キリスト教の果すイデオロギーの「具体的超越」(concrete transcendence) への新たな開きが表示される可能性と見てとっている。この具体的超越とはまさに、人格の尊厳に他ならない。それは社会的・歴史的状況に深く根ざしつつも、そうした状況をはるかに越えて、それを裁くものである。社会の現状を解釈するさまざまな方法と同様に、社会の変革の主体が属する社会状況の地域差は、政治行動の適正な選択に多様性をもたらすだろう。しかし、人格の尊厳という具体的超越は、その具体的な要求を提示し続ける。最低限の物質的福利は満たされなければならないし、自由は擁護されなければならない。ただし、それは他者のニーズや尊厳を認める仕方で行なければならない。さらに全体的発展は、人類の連帯と切り離してはありえない⁷⁶⁾。政府の活動範囲はさらに拡大するだろうが、それはあくまでも個人の尊厳に基づいた原則と実践の範囲に留まるのである。

この文書の課すこうした諸原則や諸々の人権は、社会計画や政治計画をなすものではない。そうしたあらゆる計画によって充足されるべき最低限の基準であり、責任ある主体の良心を形づくることのできる原則なのである。要するに、識別の規準である⁷⁷⁾。この規準は限度を設定し、道程を示す。経済、文化、政治などの領域とは異なった、道徳の領域を定める。換言すれば、こうした識別の原則は、人間の尊厳の真実性という思想の表現である。人間の尊厳を尊重する社会とは、それらの原則に従って決定し、政策を練る社会である。

Ⅶ 開発への権利 —1971年シノドス—

第二バチカン公会議がカトリックの権利思想の伝統に与えた影響は、教皇の教えにおいて変化を促しただけにとどまらない。公会議の最も重要な成果は、シノドス(世界代表司教会議)を確立したことである。シノドス

の中味は、世界と教会とが文化的に多岐にわたっている現実に対する公会議の認識の表現である。シノドスの確立は、公会議が教会組織の非中央集権化の公約を実行に移しはじめたプロセスであった。1971年に開かれたシノドスは、その第2会期において、アフリカ、アジア、ラテンアメリカの教会に特別に重要な問題に注意を向けた。正義と人権の問題である。この討議の結果は、「世界の正義」という文書に表わされた。この文書は、慎重にバランスをとっていると同時に、攻撃的なほどに革新的である。それは、一方では伝統的な人間の尊厳と人権に関する理論の強さを、もう一方ではパウロ6世の著書に特徴的な、従来とは異なる社会関係の理解をあわせもっている。

公会議は、人間の尊厳を諸権利の星座のようなものであると理解することで、そうしたことを行うわけである。この星座においては、諸権利は個個ではなく、相互のダイナミックな関係において理解されなければならない。この諸権利の連鎖は、シノドスが「開発への権利」の存在を認めたことに、最も顕著にあらわれている。これは「個人および国家の渴望の基礎となる基本的な人権のダイナミックな相互透徹⁷⁸⁾」と定義される。この権利は、過去の文書を通読して数えあげられる諸権利のリストにつけ加えられる付加的な権利にすぎないとみなされてはならない。開発への権利があらわれたことは、カトリック権利思想の伝統が、諸権利の内容をどのように規定すべきであると理解しているかを明確にする。人間の尊厳の要求の具体的内容は、人間の相互作用を実際に支配している種々の関係の分析を通してはじめて特定されるのである。

シノドスは次のように述べている。「世界的な強い統一を求める強い運動、世界の富、投資、貿易の4分の3をわずく3分の1の、しかもすでに高度な発展を享受している人びとの手中におく不平等な現実、単に経済のみの発展が行きついた破綻、および生物圏には物質的な限界があるという新たな認識と相まって、われわれをして、今日の世界には人間の尊厳に

ついて新たな概念が起っているということを認識するに至らしめた⁷⁹⁾」。

この文の趣旨は、要するに、人間の尊厳は、個人ということの本質を詳しく調べることから、何らかの形で引き出されるものでも計られるものでもない、と指摘することにある。人間の相互作用の支配的制度のパターン——経済・政治・技術・生態系——の分析から、人間の尊厳の新たな理解の道を探る必要があるということである。

第一に、シノドスは、経済的相互依存と生命と生命を結びつける微妙な生態系のバランスとが、人間の尊厳の実現を可能とする第一の決定的要因であると指摘する。しかし、同時に、戦争における技術の進歩、医学の進歩による急激な人口増加、そして貧しい人びとの都市への集中化は、社会の亀裂を深刻なものとした。こうした状況から、同文書は人間の尊厳の要求を、人間同士の関係の側面から決定することの重要性を指摘する。急速な技術の進展が進む世界における人格の尊厳に対するおもな脅威は、人類の大部分の人びとが自らの生の状況を左右する社会形成の過程へのどのような積極的参加からも簡単に排除されてしまうということである。社会における技術による分裂は、「絶えず膨大な数の貧困者、飢餓人口、非人間的な居住者、文盲者、そして参政権もなく責任と道徳的な権威を得る手段を持たない人間を生みだしている⁸⁰⁾」。

こうして参加の欠如や疎外は、人間の尊厳が侵犯されているかどうかの第一の判断規準となる。適切な食物、住居、教育、政治的自己決定の欠如は、この参加の欠如の帰結としてみられる。シノドスは、基本的な参加への要求を歯牙にかけない結果生じる事態を予言している。「もしも社会的、政治的な措置によって現状に挑戦し、克服しなければ、新しい産業技術的な秩序の影響が富と権力、決定権をほんの一部の政治家や支配層へ集中させることに利するだけである⁸¹⁾」と。

それゆえに、シノドスは人間の尊厳を、他のあらゆる諸権利を相互に統合し、その運用上の基盤を与える基本的な参加権と理解する。人間の尊厳

の侵害は、第一に人間主体が実効的に行動できる範囲を決定する社会的諸勢力の形成に、影響をおよぼすことも参加することもできない状態と考えられる⁸²⁾。シノドスが示す現代社会のパターン分析は、こうした行為主体の輪が人類の大部分の人びとにとって、限りなく無に等しくなっていくことを表わしている。

シノドスが認めた開発への権利は、こうした分析の背景に抗するものと理解されなければならない。この権利は、諸々の権利自体のそれぞれ独立した分析的視点を通して知られる内容を、融通無碍に同化するようなものではない。シノドスが概念規定した開発への権利は、むしろ、現在の歴史状況においてはじめて、人間の尊厳の要求を具体的に示したものである。人格の尊重は、社会変革と開発の過程への積極的参加を要求する。こうした参加は、すべての人間の可能性の実現の条件である。人びとが極度の疎外と無力の状態に留まる限り、こうした可能性は実現されることもないし、実現されえないであろう。

開発への権利はある意味で、比較されることで明らかになる権利である。その具体的内容は、個々人を、その社会的状況と他者との関係からではなくてはじめて、見出されるものである。カロリーやたんぱく質の摂取量、人口当りの住宅軒数、年収、人口当りの医者数などの量的目安は、人間の尊厳にふさわしい最低の基準を決めるには最も大切なものである。しかし、シノドスは開発への権利の結論を、ただ単にこれらの社会集団によって変わってくる数字の外面だけの比較に基づいてうち立てていてのではない。開発への権利の比較的な性質を、数量的、経済的に狭く考えてはならない。社会的比較を行うにあたって問うべき問題とは、「AさんはBさんよりもどれだけ沢山の食物や住居や財産をもっているか？」ということではない。こうした量的比較、まさにこの比較が適切であるとすれば、それはひとえに極度の量的不平等が、人間の尊厳の積極的表現を守り育てる過程から人びとが排除されていることの原因であり、そのしるしでもあるから

である。人間の尊厳が複雑な社会構造によって支持されているか、あるいは侵害されているかを断定するために用いる基準とは、この参加の質における比較の基準である。このようにして、他の諸権利すべての前提としての開発への権利は、参加の権利という特性を与えられるのである。開発の経済的概念において表現される、より量的な要求は、参加の要求に根ざしている。「いったん選んだ政治組織のなかで、経済発展と人びとの参加を伴った開発の必要性を認識せずに、本当の進歩を考えることは不可能である⁸³⁾」。

このようにして、開発への権利は、その他のすべての権利が、人間が自己決定する主体でありたいという願いの表現であること、すなわち、社会、経済、政治の過程への参加者でありたいという願いの表現であることを示す。

こうした人間の尊厳を求める要求の分析の枠組は、回勅「地上の平和」でなされたような、諸権利の明細表をつくって実存を離れて相対化してしまう落とし穴を避けるのである。「地上の平和」にみられる明細さは「世界の正義」にはみることはできないが、人間の尊厳に対する尊重の程度を判断するための確固たる規準づくりにかける意気込みは、たしかなものであり、またそれは成功している。開発への権利は、シノドスを、より個別の多くの権利の承認へと導く規準なのである。すなわち、それらの諸権利とは、自然権、経済的、社会的、政治的諸分野への参加の権利、文化的アイデンティティ擁護の権利、信教の自由の権利、合法的な手続きと公正な裁判、いのちとからだの保全の権利、マスコミに対する真実の報道の要求、メディアの提供するイメージによる操作からの自由、そして教育を受ける権利である⁸⁴⁾。

新たに重大な論点として、シノドスは教会内部の構造や運営において、人権が十分に尊重されることの重要性を強調する。こうした文脈で、シノドスは、公正な報酬を受ける権利、管理・運営への参加の権利、女性の権

利、表現と思想の自由の権利、合法的手続きの権利を認める⁸⁵⁾。こうしたすべての個別的権利はみな、統合的に結びついている。こうした諸権利を擁護する唯一の道は、それらの相互に結び合うという性質を認識することである。これら諸権利が守られるべき政治・社会構造は、必ずしも前提条件ではない。しかし、参加による疎外化・周辺化の克服は、人格の尊厳にふさわしい社会・法体系すべての特徴となるであろう。「地上の平和」にみられる諸権利に対する体系的アプローチに欠けてはいるが、「世界の正義」は、ヨハネ23世の権利章典を完成に導く道を指し示す、社会分析と現状の規準となる基礎的ビジョンとをもたらしたのである。

結 論 一人権論の発展—

近代カトリシズムの人権の倫理的基礎に対する理解の変遷の歴史は、複雑なものであった。その歴史は、種々の政治的出来事、経済事情、イデオロギー対立、教会自身の制度的利益の交錯する下での発展の歴史であった。こうして教会の人権に関する教えは、厳格な道徳的議論というすっきりした形で展開されることはなかった。ともあれ、教会の伝統思想の諸要素や軌跡から、そうした厳格な議論がどのようなものであるかを組み立てることはできる。

第一に、歴史をふりかえるとき、ヨハネ23世の、カトリックの伝統の最も基本的で中心的な関心事は、簡単明瞭に「人格の尊厳の擁護と促進」であるという真理に出会う。人格の圧倒的価値を認めようとする試みは、今までみてきた公文書すべてに共通する一本通った筋道である。この尊厳はすべての人格の特徴であるし、すべての道徳的要請、権利、義務を生み出す大地なのである。人格尊厳の擁護と促進は、こうしたすべての要請、権利、義務の大意であり本質である。

カトリックの伝統的権利思想が理解するところでは、人間の尊厳は命令的というよりも指示的なものである。人格は尊厳を有する。人格は神聖で

侵すべからざるものである。この意味で、尊厳は他者の倫理的行為によって人格に与えられるのではない。尊厳は他の人格、あるいは家族や社会や国家から授与されるのではない。むしろ、人間の尊厳は現実には、自らの尊厳を認め、尊重するようにと他者に要請するのである。人権として述べられる道徳的命令は、こうした要請のより詳しい内容をあらわす。しかし人間の尊厳は、他のいかなる個別の人権よりもいっそう基本的である。人間の尊厳は、道徳原理の源であり、道徳原理それ自体ではない。それゆえ、特定の人権は、それがこの基本的規準に根ざしているとみなされてはじめて、理解されうる。

第二に、人間の尊厳という概念は、人間行動の特定の階層や種類から意味を生み出すようなものではない。尊厳はいかなる状況でも現実性を有し、そうした状況を構造化する行為や関係の如何にとらわれない。このように人格の尊厳は人格の先験的特徴なのである。人格は、いかなる状況においても、またどのような行為に対しても、尊重を要求するにふさわしいものである。尊厳は、あらゆる人間行動の形態、そしてその行動を導くために形づくられたあらゆる道徳原理を判断すべき規準である。それゆえ尊厳は、第一義的には内省的な人間の意識によって、人間の意識の内に形づくられた指導原理・原則ではない。それは、人間のあるところどこにでも存在する具体的現実である。あらゆる人格の存在論的特徴としての尊厳の肯定は、今までみてきた伝統思想を通じて明らかにされている。そこでカトリック思想は、人権の根拠についての問いに簡単な言葉で答える。それは、人格の尊厳である、と。

しかし、この尊厳の先験的概念は逆説的である。人間の尊厳はまさに具体的現実である。実際、この言葉が第一義の対象とするものは、概念的ではなく実存的である。すなわち、具体的に存在する人間である。それと同時に、人間の尊厳の文字通りの意味は、ほとんどないに等しい。それというのも、よりいっそう特定をしなければ、人間の尊厳の概念は特定のニー

ズや行動、関係に対して何の関わりももたなくなるからである。人格の先験的特徴として、尊厳は、いかなるニーズの充足、あらゆる特定の行為をもなす自由、あらゆる特定の関係の達成とも全く同じ意味をもつものではない。

自由民主思想とマルクス主義思想双方に共通のあやまちは、人間実存の限られた領域を、人権の根本基盤であるとしてしまったことである。自由民主思想の場合、この基盤は、消極的に理解される人間の自由に限定される。マルクス主義の場合、それは階級闘争の特定の解釈と、社会変革達成の手段に狹められる。しかし、カトリックの伝統は、こうしたあまりに限定された人間の尊厳の定義を、批判するだけでは十分ではないことを理解している。人格の先験的価値と、人間実存の特定の物質的、人間関係的、社会的、政治的構造との関係を明示しなければ、人間の尊厳は空虚な概念になってしまうだろう。尊厳を動的に理解するための具体的状況の詳述の試みは、レオ13世以来続けられてきた伝統である。こうした試みが、カトリックの人権思想を生み出した。

具体的要請を人間の尊厳に一致させようとするプロセスは、必然的に持続的なものとなる。人びとの生きている物質的状況、経済パターン、政治形態は絶え間なく変化しつづける。人間の尊厳は、こうした種々の社会的・政治的組織の多様性が進む間は守られる。というのも、多様性が進んでいる内は、尊厳はある組織や体制と一致させられてしまうことはないからである。こうして、社会道徳の具体的規準を特定する仕事には、物質的、社会的、経済的、政治的状況の転換を、個人の生活に与える影響という観点から再評価しつづけることが必要である。

こうした尊厳の条件を特定する試みを経て、カトリックの伝統思想は数多くの異なる人権を認めるに至った。人権は実際に人間の価値を実現する前提条件である。このような人権は生、食、住、性、労働などの種々の人間のニーズに関わってくる。これらは、表現の自由、結社の自由、信教の

自由、コミュニケーションの自由と自決の領域に言及する。これらの権利は家庭、政治、文化、宗教などにおける種々の人間相互の関係に関わってくる。

教会の公文書に現われる諸権利は、これら細分化したニーズ、自由、相互関係性の諸分野において、人間の尊厳という基盤から生み出される諸要求の、開陳なのである。

カトリックの権利思想の発展の原動力となった、こうした諸分野における尊厳の要求を特定することは、息の長い作業なのである。

(筆者は上智大学社会正義研究所員、経済学部経営学科助教授)

注

- 1) Maurice Cranton, "Pope John XXIII on Peace and the Rights of Man," *Political Quarterly*, 34 (1963), p. 390.
- 2) "A Preview of 'Mater et Magistra'," the Staff of the Pope speaks Magazine ed. *Encyclicals and Other Messages of John XXIII* (Washington: TPS Press, 1964), p. 233.
- 3) 教皇ヨハネ23世回勅『マートル・エト・マジストラ』中央出版社、1962年、125～126頁。
- 4) 回勅「労働者の境遇」7項。
- 5) John Courtney Murray S. J., "Leo XIII; Separation of Church and State," *Theological Studies*, 14 (1953), p. 159; idem, "The Church and Totalitarian Democracy," *Theological Studies*, 13 (1952), pp. 525～563参照。
- 6) Arturo Gaete, "Socialism and Communism: History of a Problem-ridden Condemnation," *LADOC*, Sept. 1973, IV. 1. 参照。
- 7) Gaete, *op. cit.*, p. 12 参照。
- 8) レオ13世回勅「人間の自由」(1888年) 16項。
- 9) 回勅「労働者の境遇」40項。
- 10) 同上、33項。
- 11) 同上、40項。
- 12) 同上、3項。
- 13) 同上、42項。

- 14) 同上, 2項。
- 15) 同上, 34項参照。
- 16) 同上, 43～45項。
- 17) 同上, 49～51項参照。
- 18) 同上, 40項参照。
- 19) 同上, 37項。
- 20) ピオ10世のフランス司教団への書簡, *Acta Apostolicae Sedis* 2, (1910) pp. 612～613 参照。
- 21) Sandor Agocs, "Christian Democracy and Social Modernism in Italy during the Papacy of Pius X," *Church History*, 42 (1973), pp. 73～88 参照。
- 22) Oswald von Nell-Breuning S. J., *Reorganization of Social Economy: The Social Encyclical Developed and Explained* (New York: Bruce, 1939) 参照。
- 23) 回勅「社会秩序の再建」61項参照。
- 24) 同上, 106項。
- 25) Jean Yves Calvez S. J. and Jacques Perrin S. J., *The Church and Social Justice: The Social Teaching of the Popes from Leo XIII to Pius XII (1878～1959)* (Chicago: Henry Regnery Co., 1961) Chap. VIII. 参照。
- 26) Richard L. Camp, "The Errors of Socialism and Communism," *The Papal Ideology of Social Reform: A Study in Historical Development, 1878～1967* (Leiden: E. J. Brill, 1967) Chap. III; Arturo Gaete, "Socialism and Communism"; idem, "Social Catholicism and Marxism in the 19th Century," *LADOC*, Jan. 1974, IV. 23 参照。
- 27) ピオ11世回勅「社会秩序の再建」112, 116, 120項, 同「無神論的共産主義」(1937年), 30, 31項参照。
- 28) 同「無神論的共産主義」10, 29項参照。
- 29) この問題についての資料としては, 次の諸文献を参照されたい。
 Anthony Rhodes, *The Vatican in the Age of the Dictators (1922-45)* (New York: Holt, Rinehart and Winston, 1973); Williams M. Harrigan, "Nazi Germany and Holy See, 1933～36: The Historical Background of Mit Brennender Sorge," *Catholic Historical Review* XLVII (1961～62); Guenter Lewy, *The Catholic Church and Nazi Germany* (New York: McGraw-Hill, 1965)。
- 30) 「社会秩序の再建」57, 58, 88, 110, 126項および「無神論的共産主義」50

～55項参照。

- 31) 同上, 49項参照。
- 32) 同上, 42項参照。
- 33) 同上, 49項参照。
- 34) その内容の重要さは、近代の回勅の中で最も体系的で影響力のある回勅と言われるヨハネ23世の「地上の平和」に、この教書から11回も引用されていることから、明らかである。
- 35) 1942年のクリスマス・メッセージ, V. A. Yzermans ed., *The Major Address of Pope Pius XII*, 2 Vols. (St. Paul : North Central Publishing Co., 1961) Vol. II, p. 54 参照。
- 36) 1944年のクリスマス・メッセージ, Yzermans, *op. cit.*, II, p. 82 参照。
- 37) 1942年のクリスマス・メッセージ, Yzermans, *op. cit.*, II, p. 56 参照。
- 38) 回勅「世界の平和」(スノミ・ボンティフィカツス, 1939年) 5項。
- 39) 1941年と1952年のクリスマス・メッセージ, Yzermans, *op. cit.*, II, p. 42, p. 163.
- 40) 1951年のクリスマス・メッセージ, Yzermans, *op. cit.*, p. 156.
- 41) たとえば, Karl Jaspers, *Man in the Modern Age* (New York : Double Day Anchor Books, 1957); Gabriel Marcel, *Man against Mass Society* (Chicago : Regnery, 1965) 参照。
- 42) 1952年のクリスマス・メッセージ, Yzermans, *op. cit.*, II, p. 163.
- 43) Reinhold Niebuhr, *An Interpretation of Christian Ethics* (New York : Harper & Brothers, 1935) とくに Chap. IV, "The Relevance of an Impossible Ethical Ideals" 参照。
- 44) 人間は有限であると同時に無条件の価値を有するという議論については Karl Rahner S. J., "The Dignity and Freedom of Man," *Theological Investigations* 14 Vols. (New York : Seabury, 1963) Vol. II, pp. 245～249 参照。
- 45) 1952年と1954年のクリスマス・メッセージ, Yzermans, *op. cit.*, II, p. 163, pp. 202～204 参照。
- 46) 1941年の聖霊降臨のメッセージ, Yzermans, *op. cit.*, I, p. 31
- 47) ヨハネ23世回勅「地上の平和」159項。
- 48) E. E. Y. Hales, *Pope John and His Revolution* (New York : Double Day, 1965) 参照。
- 49) 回勅「キリスト教の教えに照らしてみた 社会問題の最近の発展について」46～49項参照。

- 50) 同上, 59項。
- 51) 同上, 59～67項参照。
- 52) 同上, 51項。
- 53) 注3, 本稿の序文参照。
- 54) Jean Yves Calvez S. J., *The Social Thought of John XXIII: Mater et Magistra* (Chicago: Regnery, 1964) Chap. I; idem, "Possibilities of Freedom in Tomorrow's Complex Society," *Freedom and Man*, ed. John C. Murray S.J. (New York: Kenedy, 1965) pp. 168～182 参照。
- 55) 回勅「キリスト教の教えに照らしてみた 社会問題の最近の発展について」 63 項参照。
- 56) 同上, 65項。
- 57) ヨハネ23世回勅「地上の平和」 9 項参照。
- 58) 同上, 31項参照。
- 59) 同上, 34項参照。
- 60) Reinhold Niebuhr, *The Nature and Destiny of Man*, 2 Vols. (New York: Charles Scribners' Sons, 1964) Vol. 1, Chap. VII, VIII 参照。
- 61) 「現代世界憲章」 13項参照。
- 62) 同上, 25項。
- 63) Pietro Pavan, "Declaration on Religious Freedom," Herbert Vorgrimler, ed., *Commentary on the Documents of Vatican II*, 5 Vols. (New York: Herder and Herder, 1969), Vol. IV, pp. 76-78 参照。
- 64) 「信教の自由に関する宣言」 1 項。
- 65) In Murray's commentary on "Dignitatis Humanae" in the Abbott-Gallagher edition of the Council documents, p. 677, note 22.
- 66) 「諸民族の進歩推進について」 14項 (邦訳は上智大学神学部訳, 中央出版社, 1968, を使用)。
- 67) 同上, 20項参照。
- 68) 同上, 6 項参照。
- 69) 同上, 16, 28, 34項参照。
- 70) 同上, 6 項。
- 71) 同上, 9 項参照。
- 72) 同上, 43項。
- 73) 同上, 21項参照。
- 74) 「オクトジェジマ・アドヴェニエンス」 32～35項参照 (邦訳は浜寛五郎訳,

中央出版社, 1975, を使用)。

75) 同上, 40項。

76) 同上, 43, 46, 47項参照。

77) John Courtney Murray, *Key Themes in the Encyclical* (New York : America Press Edition, 1963), p. 57 参照。

78) シノドス「世界の正義」15項。

79) 同上, 12項。

80) 同上, 10項。

81) 同上, 9項。

82) 同上, 16項。

83) 同上, 18項。

84) 同上, 17, 18, 19, 23, 24, 25, 26項参照。

85) 同上, 41～48項参照。

なお, 本稿で取り上げたカトリック教会の公文書は下記の通りである。

<レオ13世>

- 回勅「人間の自由」(リベルタス=Libertas) 1888年6月20日

- 回勅「労働者の境遇」(レーラム・ノヴァルム=Rerum Novarum) 1891年5月15日

—邦訳『レーラム・ノヴァルム—労働者の境遇について—』(岳野慶作訳解, 中央出版社, 1966)

<ピオ11世>

- 回勅「社会秩序の再建」(クアドラゼシモ・アンノ=Quadragesimo Anno) 1931年5月15日

—邦訳『クアドラゼシモ・アンノ—社会秩序の再建』(岳野慶作訳解, 中央出版社, 1966)

- 回勅「無神論的共産主義」(ディヴィニ・レデンプトリス=Divini Redemptoris) 1937年3月19日

—邦訳『ディヴィニ・レデンプトリス—無神論的共産主義』(岳野慶作訳解, 中央出版社, 1965)

<ピオ12世>

- 回勅「世界の平和」(スンミ・ポンティフィカツス=Summi Pontificatus) 1939年10月20日

—邦訳『スンミ・ポンティフィカツス—世界の平和』(岳野慶作訳解, 中央出版社, 1965)

<ヨハネ23世>

- 回勅「キリスト教の教えに照らしてみた社会問題の最近の発展について」(マーテル・エト・マジストラ=Mater et Magistra) 1961年5月15日
一邦訳『マーテル・エト・マジストラ—キリスト教の教えに照らしてみた社会問題の最近の発展について』(小林珍雄訳注, 中央出版社, 1967)
- 回勅「地上の平和」(パーチェム・イン・テリス=Pacem in Terris) 1963年4月11日
一邦訳『パーチェム・イン・テリス—地上の平和』(岳野慶作訳解, 中央出版社, 1968)

<第二バチカン公会議>

- 「現代世界憲章」(ガウディウム・エト・スペス=Gaudium et Spes) 1965年12月7日
一邦訳『現代世界憲章』(長江恵訳, 中央出版社, 1969)
- 「信教の自由に関する宣言」(Declaratio de Libertate Religiosa) 1965年12月7日
一邦訳『信教の自由に関する宣言』(里脇浅次郎訳, 中央出版社, 1966)

<パウロ6世>

- 回勅「諸民族の進歩推進について」(ポプロールム・プログレシオ=Populorum Progressio) 1967年3月26日
一邦訳『ポプロールム・プログレシオ—諸民族の進歩推進について』(上智大学神学部訳, 中央出版社, 1968)
- 教皇書簡「回勅『労働者の境遇』公布80周年を迎えて」(オクトジェジマ・アドヴェニエンス=Octogesima Adveniens) 1971年6月14日
一邦訳『オクトジェジマ・アドヴェニエンス—回勅「レールム・ノヴァールム」公布80周年を迎えて』(浜寛五郎訳, 中央出版社, 1975)

<1971年シノドス>

- 「世界の正義」1971年11月30日
一邦訳『世界の正義—1971年シノドス文書』(中央出版社, 1974)

The Human Rights and Social Justice in the Social Doctrine of Catholic Church

Keizō Yamada

SUMMARY

The entire modern tradition of Catholic Church is always dominated by one basic theme, that is an unshakable affirmation and vigorous defense of the dignity and rights of the human person.

Since 1963 the Catholic rights tradition has continued to develop. The Second Vatican Council, the writings of Pope Paul VI and the deliberations of the Synod of Bishops have subsequently given the tradition a deeper theological foundation and a more adequate awareness of the importance of conflict and power in social life.

I would like to introduce the development of the Catholic Rights Theory since Pope Leo XIII (1891) to the Synod of Bishops (1971).

日本におけるインドシナ難民の 定住状況と今後の課題

保 岡 孝 顕

問題の背景

1975年のはじめに近隣アジアのインドシナ半島にある南ベトナム，カンボジアとラオスに相次いで社会主義共産革命が起こった。これは朝鮮動乱以後アジアに生じた最も大規模な政治的社会的動乱であった。

革命新政権の苛酷な政治的虐殺や政治洗脳教育，強制労働への動員，信教の弾圧など恐らく言語に絶するさまざまな抑圧を体験した百万余を越える人々は戦禍と恐怖政治の下，厳しい検問を突破して，祖国から海路・陸路をとって生命の危険をもかえりみず，自由と生命の安全を求めて脱出し，難民となったのである。

インドシナ革命の政治的社会的混乱が続く10年経った今日でも，年間およそ4万人もの人々の流出はあとを断たない。彼らは“ボート・ピープル”として，あるいは“ランド・ピープル”として脱出後，近隣アジアの難民収容キャンプに数カ月から数年にわたって精神的苦悩の日々を経験することになる。引き裂かれた家族との愛の悲惨な過去の想い出を胸中に，聞き慣れぬ言葉，見なれぬ異国での習慣の中で人間的生への葛藤と挑戦が始まったのである。

* 本稿は昭和60年度上智大学学内共同研究「人口問題から見た現代社会」で1985年7月報告し、『難民と人権』（学内共同研究報告書，1985年10月）に発表したのをさらに補筆した。ここで協力・助言を得た宗像巖，西平重喜両教授及び諸氏に感謝する。

本調査は，上智大学及び昭和59年度日本証券奨学財団の研究助成を受けて実施した。

我が国にはすでに1975年 126 人の難民が 9 回にわたって救助した船によって上陸したのをきっかけに、1985年12月末までには、8,161 人のベトナム・カンボジア・ラオスのインドシナ難民が実に 246 回にも及ぶ救助船舶によって一次的庇護を受け、そして、これまでに 5,662 人が第三国定住として米国、オーストラリア、カナダなどへ出国し、日本を離れていった。

1985年12月末現在では、ベトナム人 (3,153人)、カンボジア人 (738人)、ラオス人 (645 人) のあわせて 4,536 人が日本社会に定住者となって新生活を始めている。その中には1975年 4 月以前に留学生、研修生として来日していたベトナム人 (625 人)、カンボジア人 (44人)、ラオス人 (73人) の 742 人が祖国の新事態に帰国を断念し、難民と同様に1981年以降日本政府によって定住が認められるようになったケースも含まれている。また、1979年の国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) とベトナム政府との間の取り決めによる合法出国制度 (Orderly Departure Program) で離散家族の再会及び他の人道的ケースで来日した93人のベトナム人も含まれている。

日本に定住した上記の場合以外にも一時滞在のかたちでいるインドシナ難民は、政府系及び民間の施設22カ所 (アジア福祉教育財団難民事業本部 4 カ所、日本赤十字社 8 カ所、カリタス・ジャパン 9 カ所、立正佼成会 1 カ所) に 917 人を数える。(外務省人権難民課、1985年12月末統計資料)

難民条約 (1951年、1967年) や国際人権規約 (1967年) の精神に沿って難民問題の解決に迅速に対応する西側先進諸国などの国際社会から圧力を受け、また立ち遅れながらも我が国では政府はじめ民間はこの10年間、とくに1979年以降インドシナ難民救援と日本社会への難民定住受け入れについて試行錯誤の対応を重ねてきた。今日いまだ十分とは言えないまでも人道問題について国際的視野で考え、また具体的に地域社会が取り組み、アジアにおける難民問題の恒久的解決にむけて実践するようになって来ている。

調査目的

現在、すでに日本社会に定住を実現したインドシナ難民の定住者が日本を彼らの第二の故国とするべく、異文化社会においてさまざまな障害を克服しようと日々真剣な生への希望と挑戦を重ねている。上智大学社会正義研究所主体の今回の調査の主たる目的は、自活のための経済的基盤である職業・就労状況や日本語の修得状況・教育、社会環境への適応状況について難民定住者の生活実態を実証的に把握することによって彼らの自立のための定住環境を正しく理解することにある。

次に調査の結果をとおして、定住者難民の総ての人々が今後充実した日を自立的に日本社会でおくことが出来るためには我々が個人として、またグループとして協力支援の対応をどのようにとり得るのか明らかにしたい。

難民問題の今後の展望について考える時、国レベル、地方自治体レベルの難民行政の役割が「一時滞在」のみならず「定住促進」に関わるアフター・ケアの問題に重要課題が移行して来ている折、企業、教育、社会福祉方面における民間の協力態勢が今まで以上に整備強化されることが望まれる。

その意味においても今回の調査は小規模なものではあるが、定住難民の生活の実態に正しい知識をもって理解し、彼らの日本社会での充実した定住実現に一役となることが出来ることを期待する。

調査対象者

1985年2月現在日本にいるベトナム人、カンボジア人、ラオス人定住者難民の世帯主である。

調査実施期間

1985年3月24日から5月23日までの2カ月間にわたって行った。

調査方法

1. 調査の方法は調査票による調査とし、質問事項は、Ⅰ基本事項、Ⅱ

日本に定住する以前のこと、Ⅲ日本に定住した後のことについて（①家族②就業、③学校教育、④日本語、⑤生活一般）である。質問は自由回答法と選択肢法によって出来るだけ簡単にしている。調査票は本文末に付けた。

2. 調査票は日本語で作成し、さらにそれをベトナム語、カンボジア語、ラオス語にそれぞれ翻訳（元留学生、研修生の協力による）し、郵送または直接手渡し、回答を求めた。なお、回収は返信郵送によった。

3. 今回はじめての難民調査であり、調査対象である定住者難民の世帯主の所在、とくに住所確認に関する一切のデータを持っていなかったのも、調査対象の選定に大きな困難があった。しかし、ベトナム難民については、関東、関西の日本在住ベトナム人協会、またカンボジア難民については曹洞宗ボランティア会に、ラオス難民については日本定住ラオス協会にそれぞれ定住者の住所などの資料の提供を依頼し、協力してもらった。提供された各団体の名簿は正確なものであると考えられ、定住者世帯主の大部分を含むものである。

4. 名簿の中からの抽出は、ベトナム人の場合、関東では100、関西では80、カンボジア人は関東90、関西10、ラオス人は関東90、関西10である。（カンボジア人およびラオス人定住者難民は関西地域及び北日本地域にはほとんど居住していない）

5. その結果、ベトナム人の場合、調査票を渡した180世帯に対して、返事47、回収率26.1%、カンボジア人は100世帯に対して、返事29、回収率29%、ラオス人は100世帯に対して返事26、回収率26%であった。

6. 回収率は低い。このことは、転居、住所不明、一時不在などにあわせて、過去数年間にインドシナ難民は日本国際社会事業団主体の定住状況調査（1982年10月、1984年10月）や在日の難民定住協会主体の各種調査が重なって行われていることからこの種の調査に対する無関心、拒否（不信心など）も考えられる。

日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題

7. サンプル数、回収数の国別の内訳は外務省人権難民課資料の内訳と違うから、本来はウェイト付けの集計をすべきであるが、ここでは機械的に合計を出した。

サンプル数および回収率

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合 計
* 定 住 者 難 民 数	2,859	674	582	4,115
**名 簿 (世帯)	180	100	100	380
サ ン プ ル 数 (世帯)	180	100	100	380
回 収 数 (世帯)	47	29	26	102
回 収 率 (%)	26.1	29	26	27.1

* 外務省人権難民課1985年6月末資料

**ベトナム人—日本在住ベトナム人協会

カンボジア人—曹洞宗ボランティア会

ラ オ ス 人—日本定住ラオス協会

I 回答者のプロフィール

年齢層（世帯構成員の総数）について

ベトナム人、カンボジア人、ラオス人定住者難民の世帯主を調査対象とし、回答を求めた結果、合計 102 世帯を回収した。調査票問 1.3 について年齢構成は表 1 のとおりである。

表 1 年齢層（世帯構成員総数）

	ベトナム		カンボジア		ラオス		合 計	%
	男	女	男	女	男	女		
乳幼児 0～5 歳	9	10	12	11	9	7	58	16.9
学齢児 6～15 歳	16	15	12	9	16	11	79	23.0
青年層 16～19 歳	2	5		5	2	2	16	4.7
成 人 20～29 歳	28	7	8	12	7	9	71	20.6
30～39 歳	19	11	15	10	9	8	72	20.9
40～49 歳	3	1	5	2	8	5	24	6.9
50～59 歳	1	1		1		1	4	1.2
60 歳～	1	1	1	1		3	7	2.0
無 記 入	4	3	2	1	1	2	13	3.8
合 計	83	54	55	52	52	48	344	100

年齢構成は総数 344 人のうち 20 代～30 代は 143 人で全体の 41.7% の割合を占めている。次いで多いのが、6 歳～15 歳の学齢児の 23.0%、0～5 歳の乳幼児（58 人）16.9% となっており、20 代までの難民は 224 人で 65.3% と圧倒的に多い世代である。50 代～60 代の難民は、今回の調査においては 3.2% 程度とぎわめて低いことがわかる。40 代～50 代の働きざかりといわれる年齢層は全体でわずか 8.1% の割合しか占めておらず、非常に若い家族世帯構成となっている。

家族構成

家族構成（表 2）でみると、夫婦と子の世帯が 49 件で一番多い。次いで単身世帯の 31 件である。さらに夫婦・子と夫婦兄弟の同居世帯が 5 件、父子ないし母子世帯が 7 件、親・夫婦・子の三世代世帯は 4 件、夫婦世帯は 2 件などとなっている。

日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題

表2 家族構成(世帯)

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合計
世帯主夫婦・子 3人	4	4	5	13
4人	2	8	7	17
5人	4	1	4	9
6人	2	2	0	4
7人	1	2	1	4
8人	1	0	0	1
9人	1	0	0	1
世帯主夫婦・子・兄弟 4人	0	1	1	2
5人	0	1	0	1
6人	1	0	0	1
7人	1	0	0	1
男世帯主・子 2人	2	0	1	3
5人	1	0	0	1
男世帯主・子・兄弟 3人	1	0	0	1
女世帯主・子 2人	0	0	1	1
5人	0	1	1	2
夫 婦 2人	1	0	1	2
世帯主夫婦・親・子 6人	0	1	0	1
世帯主・親・子 5人	0	0	1	1
7人	0	1	1	2
世帯主・兄弟姉妹 3人	2	0	0	2
4人	1	0	0	1
単身(世帯主)	22	7	2	31
合 計	47	29	26	102

回答者の年齢について

表3に示したように回答者の年齢は70歳代、50歳代がそれぞれ1名ずついるが、20歳代が32.5%、30歳代が42.3%となっており、20歳代から30歳代は全体の74.8%の割合である。また、家族世帯は71世帯(69.6%)、単身世帯は31世帯(30.4%)の割合となっている。表3と表2を比べれば、アンケートの回答者は難民全体の年齢構成の中央に位置している。

表3 回答者の年齢

	ベトナム		カンボジア		ラオス		合	計
	男	女	男	女	男	女	男	女
	既婚	単身	既婚	単身	既婚	単身	既婚	単身
70歳以上	1						1	
60歳以上								
50歳以上					1		1	
40歳以上	3		5		1 7		15 1	
30歳以上	15 2		12 3		7 1 3		34 6 3	
20歳以上	2 19		4 4		3 1		9 24	
18歳以上	2						2	
無記入	1 2				2 1		3 3	
合 計	22 25		21 7		1 20 3 3		63 35 4	

居住地域について

回答者 102 名の居住地域をみると、関東地域が73.5%，関西地域は25.5%となっている。関東地区においては神奈川県（10市）在住者が最も多く42.6%，東京都（11区4市）は34.7%，埼玉県（7市1郡）の17.3%，以下千葉，栃木県のそれぞれ2.7%となっている。

関西地区では広島県（1市1郡）の38.5%，兵庫県（3市1郡）の19.2%，大阪府（3市）の11.5%，和歌山県（1市），奈良県（1市），愛知県（2市）の各7.6%，以下京都府，滋賀県となっている。

ほぼ北は関東から西は広島まで広範囲に居住していることがわかる。

この結果は回答者のものだけだが，政府系難民事業本部の資料によってほぼ同様の居住状況である（図1）。とくに政府系定住促進センター（神奈川県大和市，東京都品川区，兵庫県姫路市）のある地域に定住者が集中している。これは定住条件に必須な自活のための就職可能な事業所が多くあることや家族友人仲間に比較的恵まれる地域であることが指摘される。なお北海道，東北など北日本地域には定住難民はいない。

図1 定住者居住地域分布図

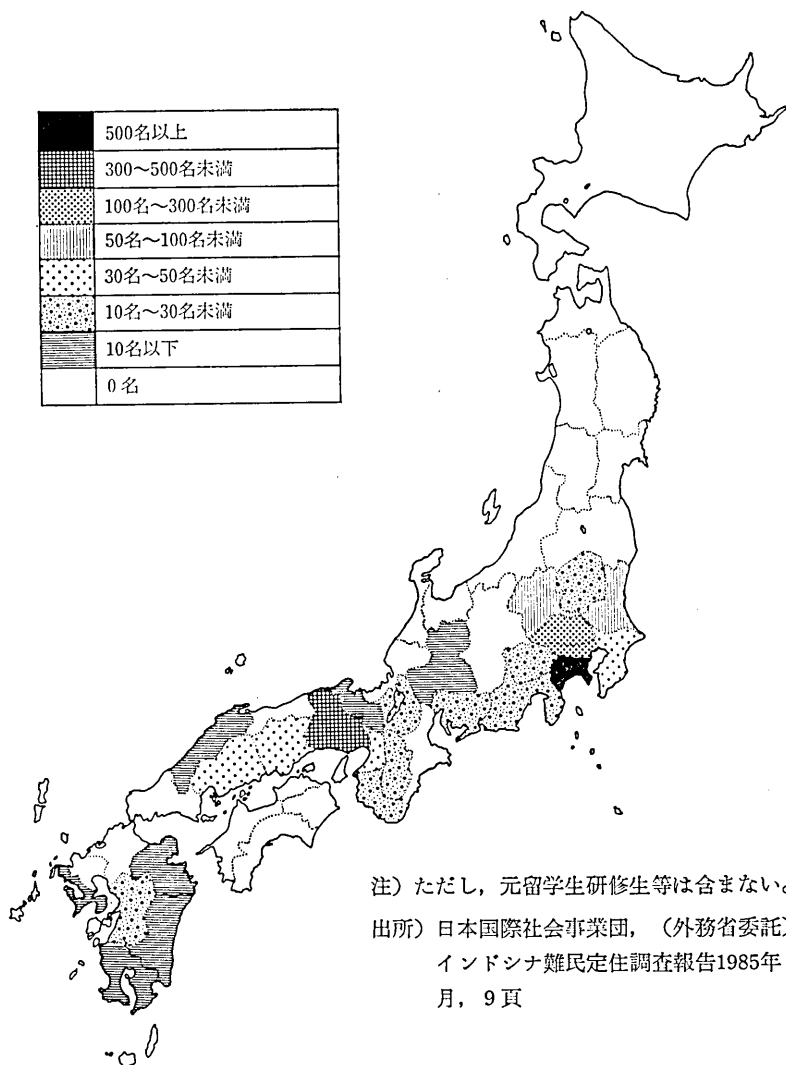


表4 居 住 地 域

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合 計
東京都11区4市	16	9	1	26
神奈川県10市	4	14	14	32
その他埼玉, 千葉 栃木県など9市1郡	7	5	5	17
関 東 合 計	27	28	20	75
愛知県2市	2	0	0	2
京滋, 奈良など3市	4	0	0	4
和歌山, 大阪 兵庫など6市1郡	8	0	2	10
広島県1市1郡	6	1	3	10
関 西 合 計	20	1	5	26
無 記 入	0	0	1	1
合 計	47	29	26	102

インドシナ難民定住者の内訳

国内一時滞在キャンプから定住した人々は半数50%を占め、海外のキャンプから定住した者は19.7%, そして、元留学生・研修生が17.7%, ベトナムからの合法出国 (Orderly Departure Program)^{注1} が1.9%となっている。

表5 定住者難民の内訳

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合 計
元 留 学 生・研 修 生	3	11	4	18
ベトナムからの合法出国	2	0	0	2
海外のキャンプから定住した者	8	6	6	20
国内一時滞在キャンプから定住した者	34	8	9	51
その他自活している者	0	0	2	2
無 記 入	0	4	5	9
合 計	47	29	26	102

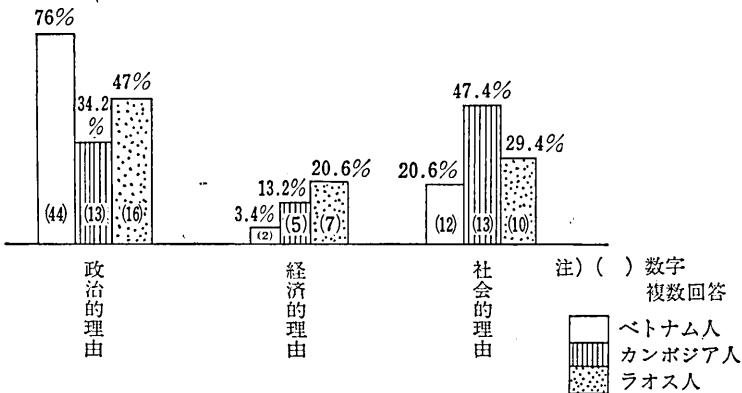
注1〔合法出国制度 (Orderly Departure Program)〕

ベトナム人定住難民の家族再会制度に対する期待と要望は実に強いものである。この制度は、1979年5月、UNHCR とベトナム政府との間で取り決められた「合法出国に関する了解覚書」に基づく離散家族の再会及び他の人道的ケースの場合に限ってベトナムからの合法的出国を認めているものである。UNHCR の85年4月30日現在の調べによると1979年実施以来、85年4月までに82,894人が、すでに国外に脱出し、第三国（アメリカ、カナダ、フランス、西ドイツ、オーストラリアや日本など）に定住していった家族との再会を実現している。日本は、政府閣議了解により1981年から積極的にODPによるベトナム人の家族再会を推進しているが、外務省の調べでは1981年に20人、82年23人、83年32人、84年12人、そして85年は5月までに6人と、これまでに93人が日本に定住した。

出国の動機について

問2.4の出国の動機としては、政治的理由を挙げたのが多く、全体の過半数を占める52.4%，次いで社会的理由が32.5%，経済的理由の12.4%となっている。とくにベトナム難民は、76%が政治的理由、20.6%が社会的理由を挙げているのに対して、カンボジア難民は47.4%が社会的理由となっている。経済的理由を最も多く挙げているのはラオス難民で20.6%となっている。

図2 出国の動機

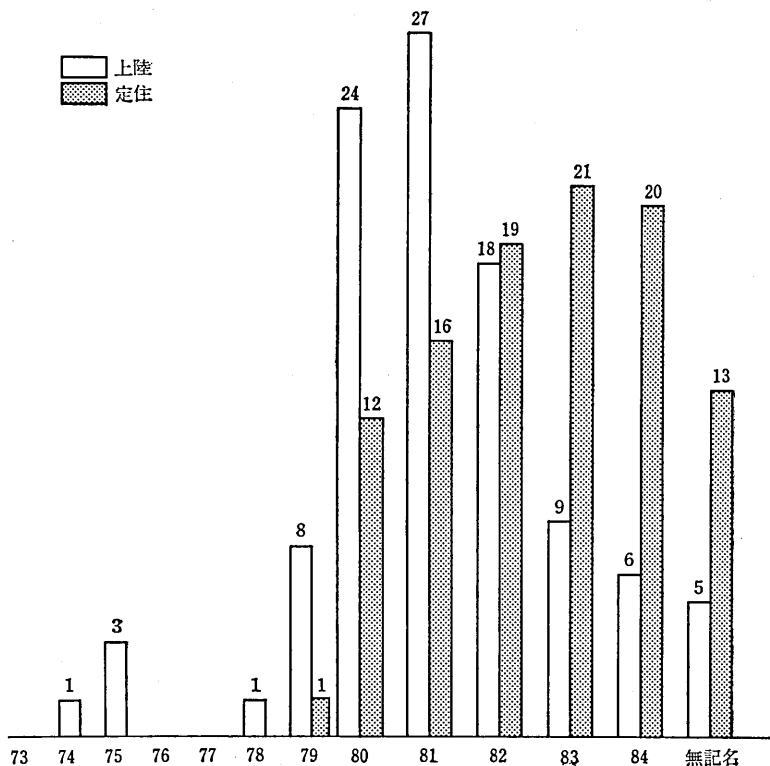


回答者 102 名の日本上陸から定住までの推移

1980年に日本に上陸したものは、全体の23.6%，81年は26.4%，82年17.6%の割合になっている。従って80年～82年に上陸した者が多く、全体の67.6%を占める。一方日本に定住した難民の数は、80年から順次増え、83年には全体の20.6%が定住した時で最も多い。82年より84年までの3年間に58.8%と全体の半数を超えるインドシナ難民が定住した時期となっている。

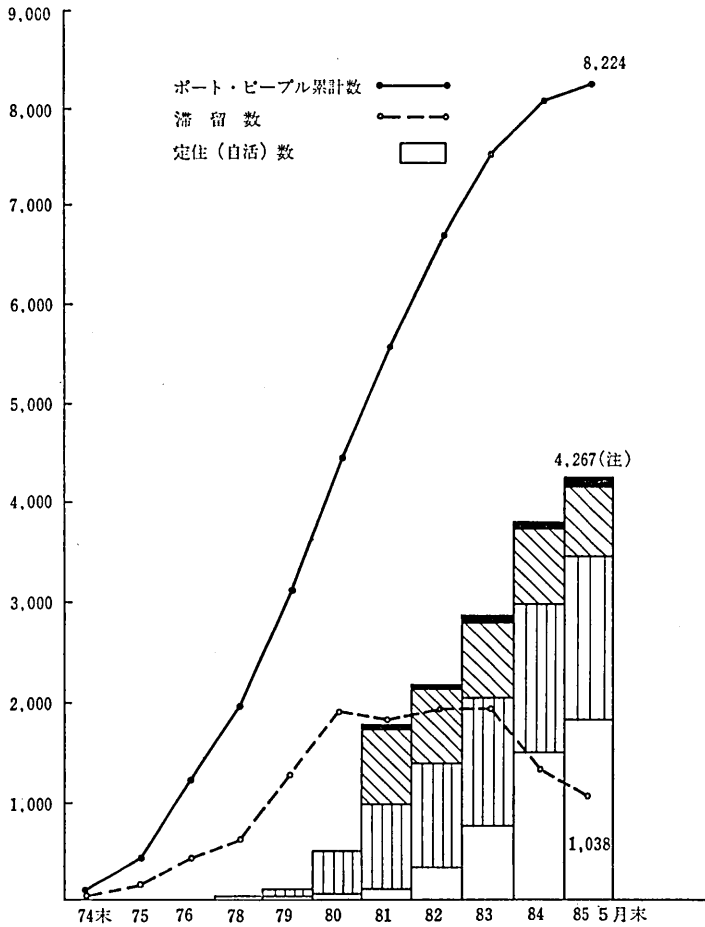
これは回答者についてだけだが、外務省資料によっても同様の傾向がある。

図3 インドシナ難民の日本上陸から定住までの推移（全体）



日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題

図4 全国統計：ポート・ピープルの上陸数及び定住数（1985年5月末現在）



(注) 内訳

国内一時滞在キャンプから定住（自活）した者
 海外のキャンプから定住した者
 元留学生・研修生等
 合法出国者（ODP）

1,789
 1,643
 742
 93

(出所) 外務省国連局人権難民課

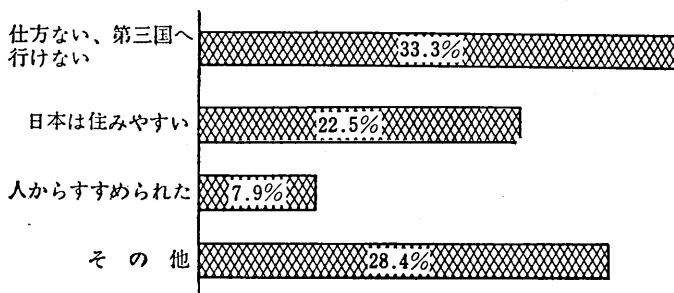
日本に定住を決めた理由について

日本に定住を決めた理由（問 1.7）について、まず仕方なく日本に定住したと答えたものが最も多く、図5のごとく全体の33.3%を占め、人から勧められたと挙げた7.9%を加えると、およそ全体の41.2%の割合の人々は日本に定住する動機が、積極的に定住を決めたわけではないことを示している。一方、日本は住みやすいからという理由は23%である。おそらく出国前には、日本について、1～2年以上日本にいた留学生、元研修生を除いては、ほとんどが具体的に日本についての情報を知り得ていないところから、上陸後住みやすい環境と感じた人が多少いると思われる。その他の中には、国連（UNHCR）から日本に行くようにと勧められたケースと、日本が祖国から近いというものもかなりあった。とくに、ベトナム人難民

表6 日本に定住を決めた理由

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合計
日本は住みやすい	5	11	7	23
人から勧められた	5	0	3	8
仕方なし、第三国へ行けぬ	20	6	8	34
その他の	15	8	6	29
無記入	2	4	2	8
合計	47	29	26	102

図5 日本に定住を決めた理由



日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題

は、そのほとんどが米国、もしくはカナダやオーストラリア行きを希望している。統計的にもおよそ41.2%が仕方なく日本への定住を決めたと回答していることが注目される。またその他が多いことは個人的特殊事情が多いことではないかと考えられる。

母国にいる家族について

表7-1に示したように問3.5で母国に家族を残してきていると回答した者は全体の88.2%である。ちなみに、①兄弟姉妹のいずれかを残している者は54.2%と半数を越えている、②父や母を残している者は全体で約29.2%、③年老いた祖父母を残している者は12.4%を数える(表7-2)。

一般的にインドシナのベトナム、カンボジア、ラオスは一世代あたりの平均世帯員数は5人から6人前後であり、家族規模は日本の3.6人(1970年)に比べて大きい。国外脱出という生命の危険をおかしてきた状況を思えば、家族を母国に残してきていないと回答した者が5.9%あることの方がむしろ不思議であるとも考えられる。

表7-1 母国に残された家族の有無

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合計	%
家族 いる	45	26	19	90	88.2
家族 いない	1	1	4	6	5.9
無 記 入	1	2	3	6	5.9
合 計	47	29	26	102	100

表7-2 母国にいる家族の内訳

家族 続柄	%	家族 続柄	%
祖 父	3.9	姉	14.3
祖 母	8.5	妹	13.7
父	15.5	兄	11.6
母	13.7	弟	14.6
妻	1.5	子	2.7

また、母国に残されている妻や子が1.5%，2.7%とそれぞれ少ないことは不幸中の幸いと考えてよいだろう。

日本に定住する前の母国の職業について

問2.1の母国の職業については公務員や軍人・警察官など何らかのかたちで旧政府に仕えていた者が全体の32.4%で最も多く、次いで学生の28.4%，会社員（11.8%），商人や大工（11.8%），農民・漁民（7.8%）となっている。とくにベトナム難民の中で学生の占める割合は38.2%，軍人・警官は25.5%と旧政府での役人が目立つ。これは、社会主義共産革命後、彼らが祖国に踏み留まることが出来ない政治難民ではないかと思われる。ただ回答者がこの種の質問にどこまで正直に答えたかについては多少の疑問が残る。したがって早計にこの結果を判断することは出来ない。

表8 日本に定住する前の母国の職業

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合 計
公 務 員	3	6	8	17
軍 人・警 察 官	12	0	4	16
教 師	3	2	1	6
会 社 員	4	3	5	12
農 民・漁 民	4	3	1	8
肉販売等商人 大工等職人	2	5	5	12
学 生	18	9	2	29
無 記 入	1	1	0	2
合 計	47	29	26	102

学校教育の経験について

問2.2の学校教育については中学校卒業または中退も含めた者が31%と一番多く、次いで高等学校卒業・中退の24.5%，短大・専門学校の20.6%，大学13.7%となっている。全体としては、大半の55.5%にあたる人々が一応中学や高等学校の教育を受けている。教育を受けていない人々は

日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題

1.9%と非常に少ない。ただし、このような調査ではなかなか回答者自身正確に回答しにくい祖国での状況であったので、ここでは大筋このような傾向であるということだけを指摘しておこう。

表9 どのような学校教育を受けたか

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合 計	%
小 学 校	1	2	4	7	6.9
中 学 校	11	9	11	31	30.5
高 等 学 校	15	9	1	25	24.5
短大・専門学校	10	5	6	21	20.6
大 学	9	3	2	14	13.7
その他学校に行かない	1	0	1	2	1.9
無 記 入	0	1	1	2	1.9
合 計	47	29	26	102	100

Ⅱ 就 職 状 況

本調査の回答者 102 名についての就職状況は、表10のとおりである。す

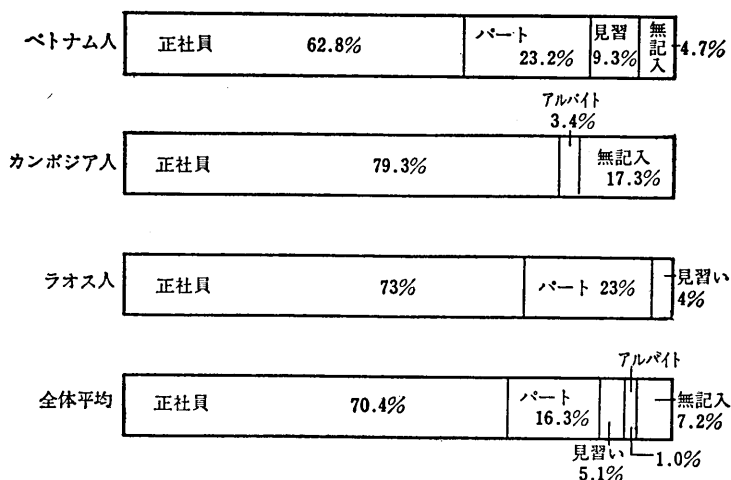
表10 就職状況（職業の有無）

	内 訳	ベトナム	カンボジア	ラオス	合 計
職 業 あ る	正 社 員	27	23	19	69
	バ ー ト	10	0	6	16
	見 習 い	4	0	1	5
	アルバイト	0	1	0	1
	無 記 入	2	5	0	7
	小 計	(43)	(29)	(26)	(98)
職 業 な い	無 職	1	0	0	1
	学 生	3	0	0	3
	小 計	(4)	(0)	(0)	(4)
合 計		47	29	26	102

なわち、98名（全体の96％）はなんらかの職業についており、職業についていないと回答した者は、70歳代の高齢者と学生を含む4名、わずか4％弱となっている。

就職状況の内訳は、70.4％は正社員であり、次いでパート16.3％、見習い5.1％、アルバイト1.0％となっている。

図6 職業について



企業規模別就職状況

まず、企業規模別就職状況をみてみよう。全体では85の事業所で98名が働いている。従業員数30人以下の企業に働く人々が最も多く、33の事業所で37名が働いており、全体の37.8％を占めている。次いで30～99人以下の26事業所で27名、27.6％、100人以上の17の事業所で24名働いているケースは、全体の25.5％に留まっており、100人以下の小企業、また10人以下の零細事業所が全体の65.4％の割合を占めている。1,000人以上の従業員規模の大企業には今回の調査では難民従業者は全くない。大企業への雇用はいまだ困難となっていることを示しているものと言える。表11でもやは

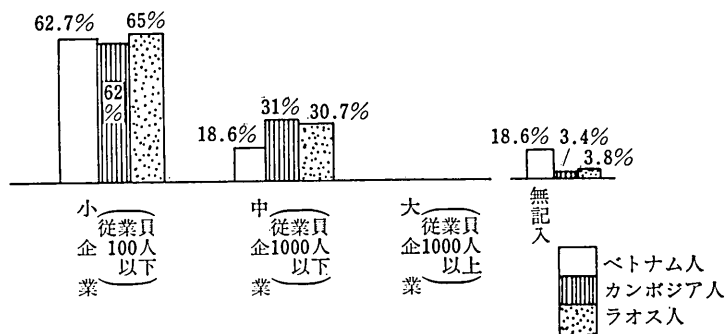
日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題

り、100人以下の事業所にそれぞれ、ベトナム人62.7%、カンボジア人62%、ラオス人65%が就職していることが分かる（図7）。

表11 企業規模別就職状況

企業規模（従業員数）	事業所数	人数	%
30人以下	32	36	37.8
30人～99人以下	25	26	27.6
100人～299人以下	9	14	14.3
300人以上	8	11	11.2
不明	11	11	9.1
合計	85	98	100

図7 国別企業規模別就職状況



職種別就職状況について

職種別にみると、電気・機械製造工がトップで、11.2%、溶接工が10.2%、金属プレス工、ゴム成型工・プラスチック成型工のそれぞれ7%が多い。その他旋盤工、印刷工、鋳物工、食品製造工の各4.1%がつづいている。各国別による職種の特徴はとくにあらわれていない。しかしながら、職種は数々のハンディを負いながらも多岐にわたっている。日本語を十分理解して、通訳者となっている者2名、絵画の才能や技術を生かした映画広告宣伝板の絵かき家1名、大工1名など、就職に特色がでていることも分かる。

表12 職 種 別 就 職 状 況

	ベ ト ナ ム	カ ン ボ ジ ア	ラ オ ス	合 計
電気機械組立・製造工	4	4	3	11
溶金プラ	5	3	2	10
旋	1	2	4	6
		3	4	5
			1	4
食品印刷物製造工	4			4
食印鑄自木動工車製備工	3	1		4
	1	1	2	4
	1	1	1	3
	1	2		3
検ゴメ金塗	1	1	1	3
	2	2		2
	1	1		2
		1	1	2
運通事飲電	1		1	2
	2			2
	1		1	2
	1	1		2
		1		1
な防カセ梱		1		1
	1	1	1	1
			1	1
養飲店広造		1	1	1
	1			1
	1		1	1
守客配不	1			1
	1			1
	1			1
	8	2	1	11
合 計	43	29	26	98

一事業所につき3人以上雇用している企業の場合

一事業所につき3人以上雇用している場合（表13）は13の事業所が挙げ

日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題

られ、最も多い雇用人数は11人で、従業員全員がカンボジア難民である。以下9人採用している企業が2件、7人―1件、6人―3件、5人―3件、4人―1件、3人―2件となっている。また、1事業所で2カ国以上の難民を採用しているところは3件あり、そのうち2件は企業従業員数30人以下であり、カンボジア・ラオス人難民を、またカンボジア・ベトナム人難民を雇用している。

表13 一事業所につき3人以上雇用している場合

雇用 人数	男	女	国 籍	企業規模 (従業員数)	業 種	備 考
11	10	1	カンボジア	260	ハンダ、サーモスタット部品製造	神奈川
9	8	1	ベトナム	90	パソコン、ゲーム機、基盤配線製造	東京、以前10名働く
9	9	0	カンボジア	80	印刷	神奈川、以前10名働く
7	5	2	カンボジア ラ オ ス	30	プラスチック製造	神奈川
6	4	2	カンボジア	48	重機機器製造	神奈川
6	3	3	ベトナム	32	特殊印刷	奈良
6	5	1	ラ オ ス	30	プリント、配線板製造	神奈川、以前10名働く
5	3	2	ベトナム	560	鉄鋼材製造	広島、夫婦二組働く 以前30世帯(約100人)働く
5	3	2	ラ オ ス カンボジア	250	建設機械製造	栃木、ラオス、カンボジア 夫婦各一組働く
5	3	2	ベトナム	90	工業用ミシン部品製造	大阪、夫婦二組働く
4	4	0	ベトナム	4	印刷	東京、難民自身によって経営
3	3	0	カンボジア ベトナム	10	金属加工	神奈川、カンボジア夫婦一組働く

さらに特徴的と思われる事例は、難民自身による企業経営の2件である。いずれも東京においてで、まず従業員全員4名がベトナム人で、印刷会社を経営している例と、カンボジア人による従業員3名によってレストランが経営されている(経営・従業員3名一夫婦を含む)例である。二つの例は定住難民にとって一般的とは言えないが、ユニークな存在といえる。自助努力の表れである。

さらに栃木県においては、かつては30世帯（約100）人の難民を受け入れていた建設機械製造の企業例が1件ある。現在ではそこでは5名を受け入れている。

その他、広島県においては、企業規模560人のある鉄鋼材製造会社ではベトナム難民夫婦二組も働いており、企業の経営するマンションに4世帯16人の難民が居住している事例もある。企業努力と難民理解を示す例ではある。一時的にはよいが、定住者難民同士が集中する傾向は長期的にはどうであろうか。

給与所得の状況

就職者98名の給与所得（問4.8）については、全体では月平均（手どり）10万円～15万円未満が35名で全体の35.7%の割合を占めて一番多く、10万円以下も次いで23名と23.5%の割合を占めている。20万円以上は9名で、全体の9.2%にとどまっている。従って、10万円～20万円未満の所得層が全体の66.3%の割合を占めている。

すでに家族構成をみたが、一般的に言ってインドシナ難民は大家族主義であり、日本国に定住した彼らの家族もまた人数は多い傾向を示す。低所得と大家族数で、彼らの家計の逼迫は容易に想像される。

表14 世帯主の給与所得の状況

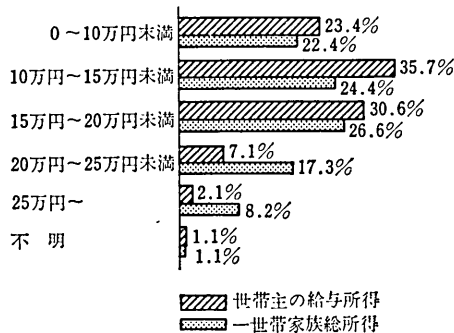
額	ベトナム	カンボジア	ラオス	合計	%
0～5万円未満	0	0	0	0	0
5万円～10万円未満	15	5	3	23	23.4
10万円～15万円未満	22	6	7	35	35.7
15万円～20万円未満	5	15	10	30	30.6
20万円～25万円未満	1	2	4	7	7.1
25万円～	0	1	1	2	2.1
不 明	0	0	1	1	1.1
合 計	43	29	26	98	100

世帯家族数と総収入について

本調査によると、家族世帯者は全回答者の102人の69.6%を占め、一方単身世帯者は30.4%となっているが、家族世帯の場合、家族構成員の何人かは就職をして、所得を得ている。その状況を図8でみてみよう。家族の総収入としては、わずかながら世帯主のみの所得額よりは増加している。10万円～15万円未満の35.7%から11.3%減り24.4%の割合になり、15万円以上～20万円未満の世帯が全体の26.6%を占めるようになってきているが、顕著に増えている層は、20万円以上～25万円未満の世帯が所得合算前の7.1%に比べ10.2%増の17.3%の割合にまでなっている。

全体的には10万円以上20万円未満の所得層は51%（合算前66.3%）、20万円以上が25.5%（合算前9.2%）となっている。一人でも働き手が増えることがその家族の経済力に大いに寄与することは明らかである。

図8 世帯主給与所得の状況



夫婦共稼ぎ世帯の場合

また、表15は夫婦共稼ぎ世帯の状況を示したものであるが、それはベトナム、カンボジアとラオスを含めた20世帯である。就職者全体の20.4%も占めている。

ベトナム人はベトナム人就職者全体の20.9%、カンボジア人全体の10.3

%, ラオス人はラオス人全体の30.7%の割合となっている。

表15 夫 婦 共 稼 ぎ 世 帯

国 別	ベトナム	カンボジア	ラ オ ス	合 計
共稼ぎ世帯数	9	3	8	20

転職に関する問題

表16は転職の有無（問4.4～4.5）について示したものである。これによると就職者98名のうち、47名のおよそ47.9%が、転職経験者である。転職経験のない者は、それを僅かながら上廻る49名で、全体のちょうど半分を占める割合となっている。

転職経験のある者の中で、最も多い転職回数は5回で、それは全体の2.1%となっている。内訳をみると、1回あると回答した者は55.3%で、大半の者が1回は少なくとも転職を経験している。2回—23.4%，3回—10.6%，4回—8.5%となっている。

国別にみると、ベトナム人の場合、ベトナム人就職者全体の51.1%，またカンボジア人の場合、カンボジア人就職者全体の34.4%，ラオス人

表16 転 職 の 有 無

	回 数	ベトナム	カンボジア	ラ オ ス	合 計
転職したこと ある	1 回	16	5	5	26
	2 回	5	3	3	11
	3 回	0	2	3	5
	4 回	1	0	3	4
	5 回	0	0	1	1
	小 計	(22)	(10)	(15)	(47)
転職したことない 無 記 入		20	18	11	49
		1	1	0	2
合 計		43	29	26	98

日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題
 の場合は、ラオス人就職者全体の57.6%である。ラオス人の転職率が比較
 的に高いのが目立つ。

転職経験者の一つの就職についての勤続期間（表17）をみると、半
 年間以内に職を辞めた者が最も多く、転職件数全体の43.9%の割合を占め
 る。次いで7ヵ月～1年以内の25.6%、1年半～2年以内は13.5%、1年
 ～1年半で辞める件数は全体の7.3%の割合となっている。一方、2年
 （最高4年を含む）以上勤めて辞めた件数は、全体のわずか8.5%である。

従って、転職経験者は多くの場合、1年以内に仕事を辞める率が非常に
 高い。（転職件数全体の69.5%）

表17 勤続期間別転職者数

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合計	%
0 ～ 6 カ 月	15	7	14	36	43.9
7 カ 月 ～ 1 年	6	5	10	21	25.6
1年1ヵ月～1年6ヵ月	3	0	3	6	7.3
1年7ヵ月～2年	3	2	6	11	13.5
2年1ヵ月～2年6ヵ月	0	1	0	1	1.2
2年7ヵ月～3年	0	0	1	1	1.2
3年1ヵ月～4年	0	1	4	5	6.1
無 記 入	1	0	0	1	1.2
合 計	28	16	38	82	100

仕事を5回変わった者の中には、2回目の就職で運転手として1年働い
 たが退職し、以後3回次々に6ヵ月ごとに運転手として転職を経験してい
 るケースもある。

表18は転職の理由を示したものであるが、転職の理由はさまざまである
 ことが分かる。ここでは20にも及ぶ転職理由が挙げられている。その中で
 とくに、「給与が低い、ボーナスが低い」など給与問題が全体転職件数55

の18.2%と一番多く、順に、「仕事が危険で、頭痛や目痛、臭いに耐えられぬ、健康を害した」が14.6%、「仕事が苦しい」が12.7%、「職場の上司・仲間・人間関係（日本語の不足から）」が10.9%、「会社が約束を守らない、昇給がない、経営不振、倒産」7.3%、「仕事が合わない」「勉強をしたい」「住所変更のため」などが5.5%と続いている。

給与問題が転職理由の場合、職種としては、電気・機械修理組立工、旋盤工、溶接工やプラスチック成型工などが挙げられている。また職業病ともいえる「頭痛・目痛・臭いに耐えられず、健康を害した」とする理由も次いで14.6%と高いが、これらは染色工、塗装工、溶接工が多い。また、「仕事が苦しい」（12.7%）には、溶接工、プレス工、鉄工組立てなどが多い。

仕事を4回変わったある者の記録をみると、第1回目は、貿易会社で機械納入の係についたが、次第に社員が多くやめていき、そのため給料は大きく減らされたことが転職の原因。しかし、2年間働いた。第2回目は油用パイプ生産会社の機械課に入社したが、色々なことを勉強したいので4カ月でやめる。3回目は、2回目の就職先と同系列であったが、1年間勤めて仕事がいまなくなったのでやめる。そして4回目の職場は、ロボット製造会社である。しかし、7カ月勤めたところで会社の倒産により、給料も30%カットされ、やめる。この例でみるように、給料の面での不満や会社が約束を守らない（昇給しないなど）のケースがあることが指摘される。また、日本語の理解の不十分さから、職場の上司、仲間との人間関係がこじれてやめるというケースも10.9%と割合多く、注目しなければならない点だといえる。

しかし、表18にみるように、転職の理由は明らかに企業側によると考えられるものは本人側によるものと比べるとその割合は決して高いものではないようである。

日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題

表18 転職のおもな理由と職種（転職時）

	ベトナム 職種	件数	カンボジア 職種	件数	ラオス 職種	件数	合計
（本人側による）							
給与が低い，ボーナスが低い	チリガミ会社 旋盤，プラスチック成型工，車，電気修理工	5	エンジン組立工 電気	3	旋盤工 溶接工	2	10
正社員になる見込みがない					エアコン組立工	1	1
職場の上司・仲間など人間関係わるい	電気工	1			運転手 車修理工	3	4
仕事合わない	車部品組立工	1	布作り工	1	運転手	1	3
仕事が少ない			自動車修理工	1			1
仕事がない	靴製造工	1					1
仕事危険，頭痛，目痛，臭，健康害した	溶接工	1	染色工	1	運転手 塗装工	3	5
仕事に苦しい	溶接工，鉄工員 信号柱組立工	3	溶接工 エンジン組立工	2	プレス工	1	6
ケガで入院，病気入院	旋盤工	1			プレス工	1	2
会社に寮がない					新聞配達	1	1
日本語の不足	車修理工	1			歯科技 工士	1	2
勉強したい	建設現場バイト	2	玩具会社	1			3
正式に他に就職のため			新聞配達	1			1
自営業起こすため			紙会社員	1			1
住所変更のため	レストラン給仕， 刺しゅう会社員	3					3
友人の近くに住みたい，家族と一緒に生活したい	レストラン給仕， 農機具部品組立工	2					2
（企業側による）							
会社約束守らぬ，経営不振，倒産	プラスチック成型工	1			車両部品 製作，ロボット生産	3	4
事故起したから	ペンキ塗装工	1					1

再就職に関する問題について

表19は転職者47名の再就職の難易（問4.6）についてである。全体の28名、約59.6%は、何らかのかたちで再就職の際に困難と苦労がともなったとしている。国別では、とくにラオス人難民はラオス人転職者中、実に75%が再就職の難しさを経験しており、それは、全体の42.8%を占める。一方、ベトナム人は再就職についておよそ45.5%の人は難しかったと回答している一方、難しくなかったとする者も半数の50%の割合を占めている。

再就職の際の問題点（問4.7）としては、表20に示すように、ベトナム人は「相談する人がいなかった」が30.0%で最も多く、順に「言葉の障害」が25.0%、「給与条件」が15.0%、「情報不足」、「通勤距離」などが、それぞれ70%を占めている。

一方カンボジア人は、「言葉の障害」が42.1%の割合で最も多く、続いて「情報不足」21%、「給与条件」、「相談する相手がいない」などは、そ

表19 再就職の難易

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合計	%
難しかった	10	6	12	28	59.6
難しくなかった	11	3	2	16	34.0
無記入	1	0	2	3	6.4
合計	22	9	16	47	100

表20 再就職の問題点

	ベトナム	%	カンボジア	%	ラオス	%	合計	%
情報不足	2	10.0	4	21.0	2	10.5	9	15.2
相談する人なし	6	30.0	3	15.8	6	31.6	15	25.4
給与条件	3	15.0	3	15.8	3	15.8	9	15.3
通勤距離	2	10.0	0	0	0	0	2	3.4
言葉	5	25.0	8	42.1	8	42.1	21	35.6
その他	2	10.0	1	5.3	0	0	3	5.0
合計	20	100	19	100	19	100	59	100

れぞれ15.7%となっている。ラオス人については、やはりカンボジア人と同様「言葉の障害」を指摘しており、42.1%、順に「相談する人がいない」31.5%、「給与条件」の15.7%などとなっている。

仕事の満足度について

次に仕事の充実感について（問4.10）であるが、表21によると、全就職者98名の66.3%の65名が、現在の仕事に「満足している」と回答している。「満足していない」と答えた者は24.5%にとどまっている。全体的には3人に2人は満足していると見ることができる。国別には、「仕事に満足している」と回答した比率がカンボジア人で68.9%、ラオス人が76.9%と比較的高い割合であるのに比べて、ベトナム人の場合は、58.1%とやや低い。「満足していない」と回答した比率が約28%に及んでいる。

表21 仕事の充実感

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合計	%
満足している	25(13)	20(9)	20(11)	65(33)	66.3
満足していない	12(16)	8(1)	4(3)	24(10)	24.5
無記入	6(3)	1(0)	2(0)	9(3)	9.2
合計	43(22)	29(10)	26(14)	98(46)	100

()は転職経験者 (複数回答)

また表22から、「仕事に満足している」と回答した割合は年齢層でみると、40歳代以上が最も多く87.5%、次いで30代の71%、20代の61.3%となっており、若い世代ほど「仕事に不満を持っている」割合が高い。例えば20代では38.7%に及ぶ。母国での職業経験でみると、商人、職人はじめ旧軍人、警察官、会社員、教師らであった者は「仕事に満足している」割合が高い。

その一方で学生（31.8%）や旧公務員（26.7%）、農民・漁民（37.5%）らに若干「仕事に不満である」割合が他と比べて多くみられる。

さらに学歴別にみると、おしなべて小学校、中学校までの者には「仕事

表22 仕事の満足度を中心にみると

	合計	男	女	年齢 ～20代 30代 40代～		
満足している	65	71.8	100	61.3	71.0	87.5
不満である	24	28.2	0	38.7	29.0	12.5
合計 (回答者数)	89	85	4	31	38	16
%	100	100	100	100	100	100

	母国での職業 公務員・軍人・警察官・会社員・教師・漁民・農民・商人・学生								母国での学歴 小学校 中学校 高等学校 短大・専門学校 その他				
満足している	53.3	85.7	75	75	62.5	91.7	68.2	2	85.7	85.2	54.6	11.7	50.0
不満である	26.7	14.3	25	25	37.5	8.3	31.8	8	14.3	14.8	45.4	33.3	50.0
合計 (回答者数)	15	14	8	4	8	12	22	2	7	27	22	24	2
%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

の現状に満足している」割合が約85%余と高い。他方、高卒、短大、大学の学歴をもつ年数の長い者には比較的に仕事に対する不満がそれぞれ45.4%、33.3%と割合高い。

仕事の不満事項について

表23は、現職に何らかのかたちで「満足していない」と回答をよせた者について、その不満事項を聞いている。

项目的には仕事の内容について、とくに職種・危険・残業のいずれかに不満をいっている割合が、給与関係と同じく一番多い。

職場でのトラブルや仕事上の不満で、時には言葉が通じず定住難民のごく一部には粗暴にふるまう例なども多少報告されている。また、職場に無言のままやめたり、転職する場合も少なくない。何といっても職場での人間関係は大切にして相互理解に努めることが必要である。

表23 仕事の不満事項

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合 計
仕事の内容 (職種・危険・残業)	5(5)	4(1)	4(2)	13(8)
給与	6(2)	6(1)	1(1)	13(4)
人間関係 (上司・仲間)	0	0	1(1)	1(1)
通勤距離	0	0	1	1
その他	1	2	0	3
無記入	2(1)	1	0	3(1)
合 計	14(8)	13(2)	7(4)	34(14)

() は転職経験者(複数回答) (表22で「満足していない」と回答した者)

表24—1で残業があると回答している割合は、全体の98名中73名を数え、74.5%を占めている。さらに仕事の満足度と残業の有無は、表24—2に示すとおり76.9%と残業があるにもかかわらず、現在の職場に満足している。

残業時間について表25に示したが、各企業事業所まちまちであるが、月平均50時間未満～40時間が残業時間としては多く、今回電話による全国85の事業所(本調査回答者雇用)企業調査では5件、また40時間未満～30時間が7件、30時間未満～20時間が5件、20時間未満～10時間が5件報告されている。

企業側の話を見ると、「休日・祭日などにも納期の関係で残業せざるを得ない」とする小規模の事業所が比較的多い。企業側では一様に、彼らは比較的残業も努力してやっていると話している。残業をすることによって残業手当も基本賃金にそって多くつくことになり、所得全体を大きくすることは否定できない。

しかし、夜間学校に通学している勤労学生や、どんなに事業所の忙しいスケジュールの最中でも、はっきりと残業を拒否して帰宅している例も二、三あるが、全体的には過度の超過勤務を除いては主旨残業を受け入れ

ている。

表24-1 残 業 の 有 無

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合 計
多 い	12(5)	6(2)	8(6)	26(13)
残業ある 少 ない	16(10)	18(7)	13(5)	47(22)
小 計	28(15)	24(9)	21(11)	73(35)
残 業 な い	7(4)	3(1)	5(3)	15(8)
無 記 入	8(3)	2	0	10(3)
合 計	43(22)	29(10)	26(14)	98(46)

() は転職経験者

表24-2 仕事の満足度と残業の有無

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合 計
多 い	6	6	5	17
残業ある 少 ない	10	12	11	33
小 計	16	18	16	50
残 業 な い	9	2	4	15
合 計	25	20	20	65

(表21で「満足している」と回答した者)

表25 残 業 時 間 と 職 種

時間(月平均)	事務所	職 種
40～50未満	5	金属、機械製造、プリント板穴あけ、プラスチック加工
30～40未満	7	伸線、皮革、溶接
20～30未満	3	自動車修理、非鉄金属、プレス
10～20未満	5	食品製造、塩化ビニール加工、機械部品組立
0～10未満	5	電子部品組立

Ⅲ 教育状況について

就学状況

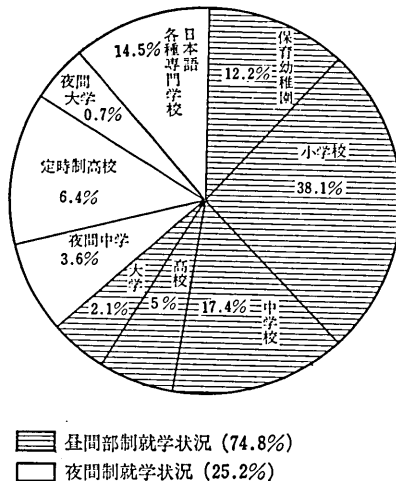
幼児を含む学齢期—青年期の就学状況は下図 9 のとおりである。

保育・幼稚園に通う子供は、全日制就学者全体の16.4%，小学校に通う児童は約51%，中学校23.0%の割合となっている。高校（6.7%）・大学（2.9%）で勉学をする者は 9.6%となっている。保育・幼稚園を含め、小学校・中学校に通う子供の割合は全体就学者の90.4%にまで及んでいる。

一世帯あたり 2 人以上の就学者をもつ家庭は多く、親のかかえる子供たちの教育問題はさまざまに拡がっていることが想像される。

また勤労就学者は35名を数え、全就学者 139 名のうちの25.2%の割合を占める。内訳は、夜間中学に通う者が14.2%，定時制高校25.7%，夜間大学 3.0%となっているが、各種専門学校、とくに日本語学校に通う者は最も多く、57.1%の割合を占める。

図 9 就学状況



このように働きながらも日本語学校などで言葉を勉強する者や、夜間開講している公立教育機関に学ぶ熱心な者がいることがわかる。

現在、全日制高校入学、大学入学に際して、難民の多くは母国からの中学、高校の卒業書類関係が整っていないので、やむなく夜間中学や定時制高校へ入学している者がいる。

学校教育について

家族の教育問題（問5.1）について、「教育問題がある」と回答した者は62名で全体の60.8%を占めており、「問題がない」と回答した者20名（19.6%）の割合に比べて著しく高い。

教育問題の内容についてみると、「教育費の負担」（29.7%）,「将来への不安」（27.9%）,「成績・学力」（11.9%）,「学校教師連絡不十分」（10.9%）の順にそれぞれ問題があることがわかる。（図10）

図10 教育問題

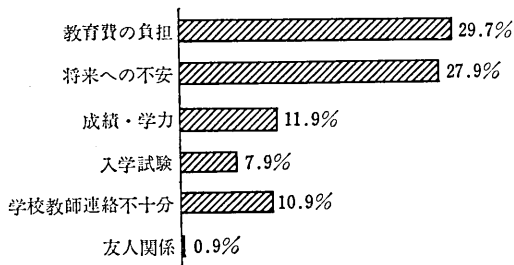


表26 教育費の負担状況（月平均）

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合 計
2000 円 未 満	1	1	2	4
2000円～ 4000円未満	7(2)	2(1)	3(2)	12(5)
4000 円 以 上	17(9)	12(7)	7(3)	36(19)
無 記 入	22(3)	14(1)	14(1)	50(5)
合 計	47(14)	29(9)	26(6)	102(29)

（ ）は教育費が負担と回答した者

図11 児童生徒1人当たりの年間教育費(単位:円)

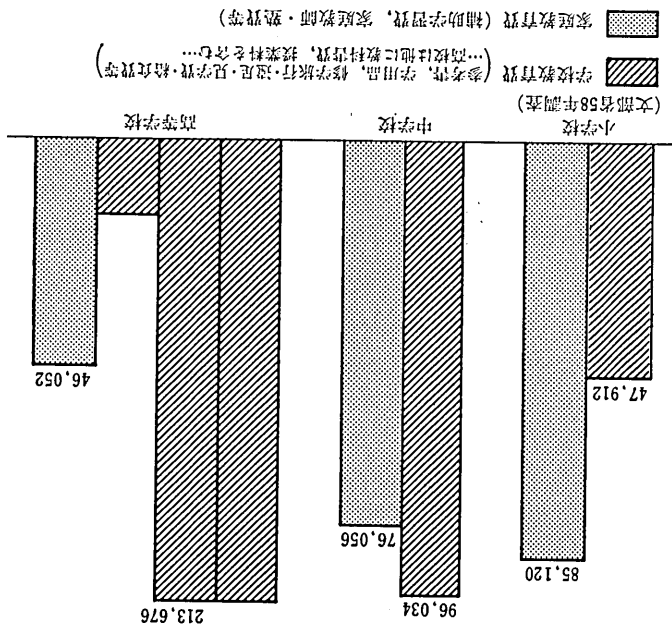


表27 私立学校・国公立学校の教育費比較

幼稚園	高校	大学(平均)
197,000	438,000	879,000
2.8	2.7	3.1

| 初年度納付金(円) (授業料, 入学料, 施設設備費) | | |
| 国公立学校に対する授業料比率(倍) | | |

(出所)『教育改革』神奈川県教職員組合, 1985年9月。
(1984年度 文部省私学振興調査)

教育費の負担状況(問5.3)は, 表26にみるように, 月平均「4,000円以上」と回答した者は全体の35.3%の割合を占めており, 「教育費の負担がある」と回答した者の大半(54%)は, 月平均4,000円以上出費している。

保育所1人、小学校3人、中学校1人の計5人を就学させているカンボジア人家族や、中学校（2人）、高校（1人）、専門学校（1人）のラオス人家族や、小学校（4人）のベトナム人家族などでは、教育費の負担に苦慮している典型的なケースと言える。さらに仕事をもちながら夜間勉学する者の教育費負担が高くて、問題をかかえている場合もある。

ちなみに1983年文部省調査による日本人児童生徒1人当たりの年間教育費の負担額及び私立・国公立学校の教育費比較を参考までに示しておこう。

（図11、表27）

今回の調査の回答者102名のうち、49%が、何らかのかたちで子供の教育のための奨学金援助の必要性を認めている。「必要がない」と回答したのは、わずか5.9%である。その中で「教育費が負担である」と先に回答した者29名の世帯についてみると75.9%の大半が奨学金援助の必要性を認めている。

ところで、神戸に在住のある家庭は9人家族で、下は保育園に1人、小学校に3人、中学校に1人、高校に1人と6名が就学しており、市の方から生活保護を受けているケースが一件ある。神戸市では、被生活保護世帯（定住者）は8月現在7件あると報告されている。（インタビュー調査）

定住者の社会保障受給状況は、昭和59年11月現在72世帯はあるように報告がなされている。各種扶助の中でも教育扶助が30世帯で一番多く、次いで生活扶助19世帯、他となっている。〔社会福祉法人日本国際社会事業団調べ、昭和60年3月〕学齢期にある子供を多くかかえて、教育的扶助を受けなければならない状況の世帯が多いことがわかる。

将来への不安について

定住難民がもつ教育問題の内容について、「将来への不安」が「教育費の負担」について27.9%と高い割合を占めている。生活・文化環境の全く異なる社会での家族の将来への不安は日常の生活の中で実感されており、言葉・教育・就職・人間関係・家庭経済など、どれも他を切り離しては考

えられず、複雑なものがあると言える。

また、「学校・教師との連絡不十分」を挙げた者は、10.9%と比較的高い割合を占めていることに注目したい。比較的幼児や児童・生徒は言葉を早く学び、学校環境にとけこんでいる模様である反面、小中学校の父兄会・授業参観は、言葉・就労などの関係でほとんど親は出席しておらず、学校・教師との連絡は学校からの書類の理解の支障があると思われる。

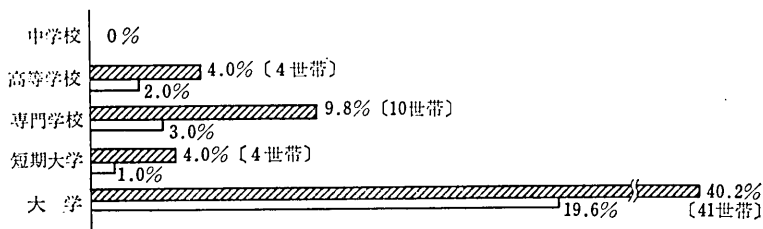
国別にみると、カンボジア人世帯が56.5%とかなり高い割合となっており、次いでベトナム人世帯の30.4%、ラオス人の13.1%などの順になっている。おそらくカンボジア人の場合、後に示すように親の側の日本語の理解度が他と比べてそれ程高くないことにも起因しているものとみられる。

「子供の将来について教育はどこまで受けさせたいか」（問5.8）に関して、単身世帯者を除く家族世帯の多くは、子供を高校以上の教育を受けさせたい希望がある。

図12から明らかなように、「大学教育まで受けさせたい」という世帯が全体の44.2%を占めている。

現在は少なくとも早く学校教育を卒業し、就職させ、経済力の基盤を強くする傾向があるが、将来的には、定住者難民は高等教育や専門学校に子弟を通わせて、子供の将来に大きな夢・希望を託していることがわかる。

図12 教育はどこまで受けさせたいか



(注) □ 将来教育に不安と回答した世帯

と、同時に将来への子供の教育には不安をもっていることもわかる。

日本語について

日本に定住を希望したインドシナ難民は一定期間の日本語学習を積み、日常生活での最低限の会話能力を身につけ、必要な意思表示ができ、社会生活を営む上で支障をきたさないように望まれるが、そうした定住者の日本語関係の問題についての実情はどうであろうか。

本調査では、会話能力（話す・聞く）、読解能力（読む・書く）について、調査対象の定住者世帯主自身の評価をもとに、言葉の理解の実情をみてみた。（問6.1）

表28によると、全体的には日本語能力は「普通である」と評価した割合が60％を越している。年齢的には20歳代の若い世代が「普通」程度に出来るとした回答が77.2％で30歳代の59.5％、40歳代以上の61.1％に比べて高く、若い世代ほど日本語の理解度があることがうかがえる。さらに「ほとんど出来ない」と回答した割合も20代よりは30代、また、40代以上と年齢が高くなると多くなっている。

日本定住の理由、動機との関連でとらえてみると、「仕方なく日本に定住した」者の日本語の理解度が、「ほとんど出来ない」（30.8％）と示すように低いように思われるが、早計には判断できないが、定住先が決まらない（多くは英語圏の第三国出国希望）でいる期間、日本語修得への動機づ

表28 日本語の理解度を中心にみると

日本語能力 (会話能力中心に)	合計	男 女		年 齢 ～20代 30代 40代～			出 国 動 機 政治 経済 社会		
よく出来る	13	12.4	25	11.4	14.3	16.7	13.3	11.8	10.0
普通	69	68	75	77.2	59.5	61.1	68.0	64.7	72.5
ほとんど出来ない	19	19.6	0	11.4	26.2	22.2	18.7	23.5	17.5
合 計 (回答数)	101	97	4	35	42	18	73	14	40
%	100	100	100	100	100	100	100	100	100

日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題

日 本 語 能 力 (会話能力中心に)	日本定住の理由				仕 事			
	住 み 良 い	勉 め ら れ る	仕 方 な し	そ の 他	満 足	不 満	転 職 あ り	転 職 な し
よ く 出 来 る	17.4	8.3	12.8	8.3	3.8	8.0	10.2	12.8
普 通	52.2	91.7	56.4	87.5	64.7	72.0	67.4	70.2
ほとんど出来ない	30.4	0	30.8	4.2	21.9	20.0	22.4	17.0
合 計 (回答数)	23	8	34	29	65	24	47	49
%	100	100	100	100	100	100	100	100

けは著しく低く、日本語学習も十分に受講しなかったことによる場合と考えられる。(定住促進センターなどの日本語教育専門官の意見、難民定住者などの面接を総合する)

さらに仕事との関連でみると、「仕事が不満である」と回答している場合においては、20.0%の割合の者が日本語は「ほとんど出来ない」としている。言葉の仕事環境、とくに職場での日本人との意思疎通面で支障となっていることも、この結果から考えられる。同様に転職経験との関連で日本語が「ほとんど出来ない」と回答している者(22.4%)が転職経験をもたない者の場合(17.0%)と比べるとその割合が大きい。

非漢字系の学習者が漢字の読み・書きを短期間的(定住促進センターなどに)に習得することは、話す・聞く能力より一般的に困難を持つことは十分想像できる。かりに学習の初期段階で習得したようであっても、たえず学習をつづける環境にない場合は言葉が身についてこないことは否めない。

日本語教育にはさまざまな施設機関で日本に定住を希望する者(一時庇護の滞在施設にいる者も含め)を対象に行われているが、「どこで日本語教育を受けたか」(問6.2)について本調査回答者102名の複数回答によれば、当然ながら「定住促進センター」は76件で58%と一番多く、次いで

「民間の一時滞在施設」(20件)の15.2%、「民間ボランティア団体」(9件)の6.9%や「個人学習」が続いている。

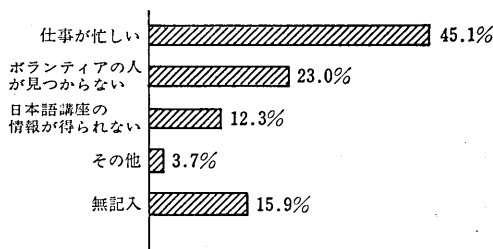
定住促進センターなどでは、教育機関は原則として3カ月で修了する。少人数制、また実際の場合に応じた言語行動がとれるようにと、会話を主体として内容濃くなされているが、日本語教育を開始してから3年を経過する今も3カ月間で一応日本語教育を終えるパターンが繰返されている。学習対象者の年齢(6歳以上60歳)の幅、日本滞在期間の長短、その他学歴・職歴・動機づけなどをふくむ要素が、言葉の修得にさまざまに影響を与えていることと想像されるが、それにしても6カ月程度への学習期間の延長が少なくとも望まれる。(アンケート回答者の要望、センターなどの日本語教育専門官の意見などを総合)

本調査回答者の多くは就職をしているので、定住促進センターやその他の施設から退所し、日本社会に定住した後は表29(問6.6)にみるとおり、

表29 日本語を学ぶ必要性について

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合計	%
必要感じている	47	24	22	93	91.2
必要ない	0	2	1	3	2.9
無記入	0	3	3	6	5.9
合 計	47	29	26	102	100

図13 日本語を学びたくて出来ない理由



実に91%以上の回答者（102人中93人）が、日本語を学ぶ必要性を切実に感じているというが、具体的に日本語を学びたくてもなかなか思うように出来ない事情があるようだ。（図13参照）

日本語の効果的学習方法について

日本語の学習の効果を中心にしてその学習方法について（問6.5）は「自分で学ぶ」（12.4%）、「テレビ・ラジオ・新聞などを通じて」（9.7%）などの非体系的学習から、カリキュラムのもとで内容の充実した学習方法をより求めていることが分かる。

すなわち、「日本語学校に行くこと」（27.6%）が一つの効果的学習方法とする場合が最も多く、次いで「ボランティアの人について教えてもらう」（17.9%）こととなっている。また、「職場で学ぶことも効果的である」（6.3%）と回答していることは、職場の人間関係から良いことだし、さらに「近所の人と話す」（9.7%）など、地域の仲間意識を向上させることから、いずれも好ましいケースである。

表30 日本語の効果的学習方法

	ベトナム	カンボジア	ラオス	合計	%
自分で学ぶ	5	12	1	18	12.4
日本語学校に行く	24	6	10	40	27.6
一般の学校に行く	2	2	1	5	3.4
ボランティアの人に教えてもらう	14	4	8	26	17.9
近所の人と話す	8	4	2	14	9.7
職場で学ぶ	4	5	0	9	6.2
テレビ・ラジオ・新聞などを通して	5	6	3	14	9.7
無記名	3	8	8	19	13.1
合計	65	47	33	145	100

（複数回答）

以上のことから、定住者難民の多くは日本語をよりしっかりと身につけ

るために、日本語学校やボランティアの支援を求めていることが明らかである。

現在、公的機関（学校・定住促進センター）による定住している難民のためのアフター・ケアは開設されていないようであるが、さしあたり民間ボランティア組織による今の日本語教育指導を基盤として、地域的にも広範囲に定住者の居住しているところまで、協力のネットワークを強化して行くことが望ましいのではないか。この点注目したいのは、定住者の多い神奈川県下ではある民間組織（日本語教育ボランティア）に対する県からの昭和60年度予算 100 万円が援助されており、日本語教育運営の多大な便宜を計っているケースである。

Ⅳ 生活文化様式上の問題

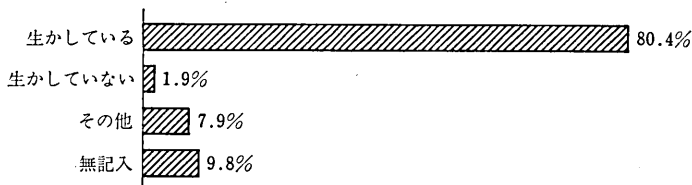
母国語について

本調査回答者家族構成の年齢層から明らかなように乳幼児・学齢期にある 0 歳から 15 歳までの子供たちは非常に多く、世帯構成員総数 343 名の約 40% の割合を占めており、子供たちが定住生活をするうちに、徐々に母国語も忘れて行く。また、母国の歴史・文化などの理解が不十分、あるいはおろそかにされて行く傾向が顕著になって来ていることが親や関係者たちの大きな悩みとなっている。

母国の風習・食生活について

そこで、まず「母国の風習・食生活などは日本の社会で、日常生活にど

図14 母国の風習，食生活などを生かしているか



日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題

のように生かしているか」(問7.2)の実情について聞いてみた。

回答者102名のうち82名(80.4%)は、それぞれの母国の風習を何らかのかたちで、家庭やグループなどの交流をとおして生かしている。

ベトナム人の場合、毎年2月には新年(テト)の祝いを関東や関西で地域在住のベトナム人や関係者等が集まり、民族伝統の舞踏や音楽そしてベトナム料理などに興じながら新年会を催している。また、ラオス・カンボジア人の場合も同様、祖国ラオス・カンボジアを偲び、新年の集いを毎年3月・4月に行っている。普通200名ぐらいが集まり、友人、家族ぐるみの談らんの方が一日中続く。日常生活で困ったことや祖国の家族・親戚・友人などの安否をお互いに交換できる場でもある。関東地方に在住のベトナム人のキリスト教(カトリック)信者家族約120～130名は毎月一度日曜日に東京や群馬にある教会に集い、礼拝のなかで、また集いの中でお互いの親睦を深めている例もある。

表31は、「困ったときなどの相談は誰にするか」(問7.4)についての結果であるが、「自国の在日団体(例えば日本在住ベトナム人協会、日本定住ラオス協会、在日カンボジア友の会や、定住カンボジア難民の会)に相談をもち込む」が12.2%、言葉と習慣、考え方、問題の解決方法などの

表31 困った時の相談相手

	ベトナム	カンボジア	ラオス
同 国 人	21	9(4)	11(7)
近 所 の 人	2	7(4)	10(7)
会 社 の 仲 間	3	10(3)	12(6)
定住促進センターなど	2	5(2)	5(3)
民間ボランティア団体	7	4(2)	3(1)
市町村、区の役所	4	1(1)	4(3)
自国の在日団体・協会	9	4(2)	6(3)
そ の 他	8	4(0)	1(0)

() 転職経験者(複数回答)

分かちあえる「自国の友人・団体に相談できる」が、全体の37.2%もの割合を占めることになる。とくに職をやめたり、かえたり、探したりする場合は、そのことが顕著に表われている。

母国語学習・文化活動の施設について

次に母国語を忘れてくる乳幼児・就学児童など、若い定住者難民にとって、とくに母国語を教え、学ぶセンターなどの施設の必要性についてみる。

図15 母国語を学ぶセンターなどの施設について

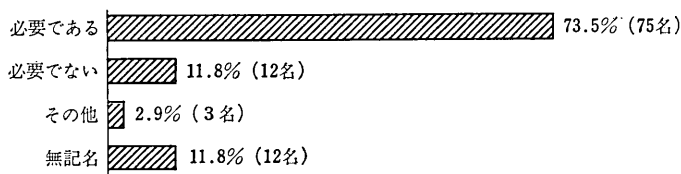


図15からも明らかなように、回答者 102 名のうち75名の73.5%は、母国語教育の必要性を認めており、そのための施設があることを願っている。ある定住者は「できればラオスの学校を作って、お寺を作ってラオスのお坊さんがいて、おじいさん、おばあさんがお寺に行くのが見たい」などとアンケートに書き添えて来ている。こうした願い・希望には母国の伝統文化がある日、突如絶えてしまつて気がついてみれば異文化のなかに、精神的物質的にも孤独同然の閉塞状況に追いやられている気持を端的に表現している。

カンボジア人の場合、1985年の4月にカンボジア文化クラブ (Cambodia Culture Club) という自主的文化サークルが結成された。在日カンボジア人たちが民族の伝統と誇りを保とうと願って、関係者の協力で実つたクラブであるという。計画としては、各カンボジア人集合地域に一人ずつカンボジア人の先生を置いて、テキストを編纂し、印刷し、親と子のカンボジア語の教育を開始することが含まれている。重要な点は、活動の主体が

くまでもインドシナ難民定住者であり、協力者として日本人の側面的協力（施設提供など）が要請される。こうした動向は歓迎すべきであり、難民の日本社会への不適応、心理的閉鎖性（孤立化）を表わすものではない。むしろ、こうしたことが契機となって日本人と難民との相互の理解（風俗・習慣・国民性）をうながすことになると考えられる。

V 調査に寄せられた定住難民の要望

調査票の最後に「その他お気付の点も書いて下さい」として自由に書いてもらった。102人の回答者中79人（77.5%）が意見を書いて寄せた。それを要約すると下のとおりである。これらは定住難民の生の声とでもいえる。今後大いに参考になろう。

合法出国制度による家族再会について

ODPで日本にきた家族も難民として取り扱って欲しい。家族との再会という言いはもともとベトナム政府が、国際的圧力で仕方なく認めたことで、この制度で出国する人はたった20米ドル相当のお金しか持たせられない状態である。日本にくると一人だけの子供に頼ることになって、何の援助もないため生活が厳しい。（ベトナム、男・72才）

私はあなた方にお願いしたい事がある。キャンプにいるカンボジア難民が日本に来ることが出来るように日本政府にお願いの書類を提出していただきたい。

ベトナムのキャンプにいる妻を日本に呼び寄せたい。妻と別れて5年経ち、現在妻はベトナムのキャンプにいる。1984年に日本に呼び寄せの書類を提出したが、いま現在何の手掛りもない。（カンボジア、男・35才）

半年前に申込を済ませたが、なかなか向こうの政府が許可を出してくれない。このことについて何かして、助けてくれれば有り難く感謝したい。

日本外務省を通じてベトナム政府に何か言って欲しい。（ベトナム、男・41才）
帰化申請などについて

今年（1985年）10月で来日して満5年になる。平凡な日本人難民になりたい。国籍が欲しい。どうすればよいのか。（ラオス、男・35才）

帰還の意志がある場合の相談について

国へ帰りたいが、お金がない。（ラオス、男・28才）

難民受入れ対策について

日本に定住を決めた難民、及びODPで日本に来た人を出来るだけ早く定住センターに入らせて、日本語を勉強させて欲しい。難民キャンプで長く待たされることはよくない。

政府の重負担になってしまうし、また、難民が何の仕事もない日々を過ごすと、酒を浴びるなど弊害は避けられない。(ベトナム、男・72才)

減税の特典、支援について

皆様に次のような費用に対しては免除できるようにしていただきたい。

- ① 子供の保育園にかかる費用
- ② 所得税及び住民税

なぜなら私達は現在、自分の生活の他にベトナム国内にいる親兄弟に対しても、支援をしなければならないのである。(ベトナム、男・38才)

私たちの中の大多数はベトナム国内に親族が残っている。戦争状態で親族は苦しい生活を強いられている。海外にいる私達は彼等を援助する義務があるから、毎月お金や衣類等を送っている。日本政府に私達にたいする減税の待遇を考えて欲しい(毎月4～5万円ベトナムに残っている親戚へ送る)(ベトナム、男・36才)

今、日本政府にやってもらいたいのは高齢者年金を与えて欲しいということ。

生活保護(教育扶助)、教育保護制度の活用に関して

私は3人の子供がいる。3人とも学校へ行かせたいが、お金は全くない。

現在一番大変な問題は家族8人いて、生活保護は受けていない。援助する子供の学校の給食費等は就学援助金だけである。私達は二家族が一緒にはいていて、私達は私と妻と子供3人、義母と子供3人(計14人)です。私達は下に義母達は上に住んでいる。上の部屋はとても狭く、団地を探したいけれどなかなかできない。私の子供は幼稚園に通い、1ヵ月16,350円払っている。

私の問題として義母は未亡人で子供が4人いる。皆、子供たちは学校に通っているが、1ヵ月の給料は5万円である。義母は生活できない。生活保護ももらえず、家賃、電気代、食費が問題である。(カンボジア、男・34才)

民生委員、難民定住相談員制度の利用について

私は日本語の分かる人に腰の病院へ連れていったもらいたい。腰が非常に痛く、1日8時間以上働けない。しかし、私は家族を生活させるためにお金を得なければならない。子供が多く、子供の将来を考えるから。(ラオス、男・41才)

妹は女子商業高校に入学し、息子は幼稚園に通い妻は肝臓を患っているため15～20万円の給料では大変苦しい。(カンボジア、男)

住宅について

私の悩みは住宅。今、住んでいる所は大変古く、新しい家を捜しているけれど見

日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題

つからない。もし、新しい家が見つかってもお金がかかる。敷金、礼金、不動産、光熱費も高いし、家賃も段々高くなる。住宅の問題……今住んでいる所は清潔ではなく、とくにトイレはいくら流しても臭いが消えない。(カンボジア、男・37才)

大家族であって生活費が足りない。部屋がせまい。家賃の安い公団に入りたいけれども推薦では出来ないか。生活の安定をするために公団に入りたい。(ラオス、男・38才)

職業—公共職業安定所、定住促進センターなどの利用について

難民問題を調査する皆様に新しい就職先を探していただきたい。今、現在自分一人の給料で、家族4人ではとても足りない。妻も働きたいと言っているが、働けるところがない。出来れば紹介していただきたい。(ラオス、男・50才)

私はカンボジアで薬学を2年間勉強した。出来れば病院で働きながら学校に通いたい。その希望はかなえられるか。でも私は免許を持っていない。(カンボジア、男・34才)

給料が非常に安い。ずうっと働いていても昇給はない。(ラオス、男・23才)

日本語が出来ないため仕事がうまく行かない。

奨学金制度の活用に関して

多くの難民が大学か専門学校に入学したがっている。しかし、一番の問題は彼等の「財政」である。これに対して日本政府からの援助は全くない。(ベトナム、男・28才)

このように向学心の強い人々に勉学の機会があるように、日本政府に働きかけて下さるようお願いしたい。

教育援護（ボランティア学生）

日本の学校で勉強しているベトナム人は日本人学生より学習時間、翻訳時間、教えられたことを理解し覚えるための時間が多く必要である。働きながら通学することはきつい。日本人学生に追いついて行ける可能性がない。(ベトナム、男・25才)

高等学校まで難民の子の進学する条件を柔軟化して欲しい。(ベトナム、男・38才)

私達の今の悩みは子供達の将来。子供の将来のためだと思って私達は脱出した。子供達に進学の道と知識を拡げることが出来るように祖国を出た。しかし、日本語が余り難しいので、子供達が思うように勉学の道をつづけられるか否か不安である。(ベトナム、男・38才)

地域日本語教師の活用（ボランティア）

私にとって日本語が非常に重要なことである。定住地の言葉がわからないことは何よりも悲しい。私は日本に上陸してから日本語の教科書を求めてすぐ勉強を始め

た。しかし、今になってもだめ、是非私に悩みなく暮らせるように基礎的な能力が得られるように知恵を貸して欲しい。

私は家族6人。毎月の給料は税金、保険、子供の教育費を引いてから12万円しか残らない。私は日本語が全然できない。助けて欲しい。(ベトナム、男・31才)

日本語学習期間が6カ月であれば、日常会話ができと思う。実際3カ月間日本語を教えられた人でも、日本語で一つの文章をうまくしゃべる人は少ない。学習する期間が短すぎるのが原因だと思う。(ベトナム、男・36才)

言葉の問題はあらゆる日常生活に多くの悩みを抱えている。例えば、市役所での諸届、申請手続等、病院、買物、子供の学校等言葉の問題だったら、あなたがたは無理なく助けてくれると私達は思っている。日本語の集中講座を開き善意の学生が指導、適当な時間割をして下されば、難民には大歓迎される。(ベトナム、男・30才)

私は大村キャンプと宮崎キャンプにいたときは何もすることがなく、時間が無駄であった。教科書もなく教えてくれる人もいなかった。自分で勉強しようと思ってもなかなかできなかった。今、私が自習できるようになったのは、日本語の基本的なことを教えられたのである。日本の難民キャンプにある生活条件とフィリピン難民キャンプにあるものと比較すれば日本の方が良いが、外国語を勉強するチャンスのことになると、日本の方がずっと劣悪である。

日本語は難しいが、勉強ができないことはない。勉学する機会がないからほとんどの難民は日本に定住したがる。(ベトナム、男・27才)

日本語の理解；技術の勉強；仕事が終わってから授業料が無料で勉強(日本語、技術)が出来る場所が欲しい。(カンボジア、男・33才)

自国の在日協会・施設・民間援助団体などに関して

ラオス協会は何県にあるのか。法律協会の方々に相談することは出来ない。ラオス協会の電話番号が欲しい。何か問題がある時に電話をしたい。(ラオス、男)

日本の社会の中で仕事に関する法律を出来ればカンボジア語にして送って欲しい。日常生活を送るうえでその法律を知らない事で困ることが多い。(カンボジア男・36才)

できれば日本・ベトナム友好センターのような施設の設立ができるように願いたい。そこで相互の本、資料、雑誌があり、多くの人が利用でき、ベトナム民族伝統の音楽、舞踊、料理等を紹介し、ベトナム語、日本語講座、交流会などを行う空間があって欲しい。(ベトナム、男・34才)

企業雇用主に対して

朝早く家を出て夜中に帰宅するため食事を作る暇がなく、満足な食事を取って

日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題

ない。病気のときは何も社長は世話をしてくれない。仕事申くだらないことで怒ったりしてしまわれる。(カンボジア, 男・23才)

私は定住センターを卒業して現在の会社に就職して一年経ったが、いくら一生懸命働いても意味がない。一生懸命働いても将来性はなく、価値がない。毎日しかられたり、侮辱されたりして、我慢出来なくて会社を休んだときもある。(カンボジア, 男・32才)

全般的訴え・声

政府の難民対策は不十分なため、私達インドシナ難民は第二の在日朝鮮・韓国人になる可能性が強い、いつまでたってもよそ者にあつかわれて、不公平だと思う。(ラオス, 男・45才)

私の今もっとも望んでいることは一日も早く「自由の乞食、低文化民族、飢餓寸前の人々だ」という見方、考え方(やり方、言葉及び難民救援諸条件で表われるもの)を取り消すこと。私達は「人間」とであると見て欲しい。また、それよりも私たちは「自由、平等、人権の意識の尊い価値を意識出来た人間」とであると見て欲しい。この日本の地で自分の「自由、平等社会を愛する心」を再び証明する気はしていない。今、私と私の友人の皆は発言する場所がなく、私達の声を聞いている人がいない。私の思っていることを述べるこの機会を与えた皆さんに感謝とお礼を申し上げる。(ベトナム, 男・26才)

VI 定住難民の要望に対応するいくつかの提案

難民行政についての要望

合法出国制度 (Orderly Departure Program)

現在、合法出国制度で家族呼び寄せを申請している件数は150件程度にものぼるが、国際間における書類業務ということもあって、ベトナム側における処理に長い時間(少なくとも申請より1年以上数年)がかかっており、申請者の希望はなかなか実現されていないのが現状である。関西地域に定住するベトナム人のための難民事業本部の取次ぎ業務をすすめている姫路定住促進センターの場合では、現在までおよそ48件の申請に対して、家族再会実現は7件程度で、2割にも満たない割合。申請済みの家族呼び寄せについてその後の状態についての問い合わせや実現への強い要望があ

る。最近のODPによる定住者は、とくに昨今（1984～85年）減少の傾向にあることは先にあげた数字がよく示している。この点、日本政府は何とかして、ベトナム政府に人道上、スムーズな書類処理の改善について、政府のはっきりとした要望を伝えることができないものであろうか。事態の好転を切に期待したいところである。また、ラオス、カンボジア人の家族呼び寄せ希望があるにもかかわらず、その実現のための法的救済措置が国際的に全くない現状は非人道的現実としかいいようがない。

日本国籍取得、帰化申請について

日本国籍取得、帰化を希望する声が少しではあるが、増加している。これまでに国籍法によって日本国籍を取得した難民は一人もいない。現在一件申請があるとみられる。国籍法5条の条件（5年以上引き続き住所を日本国内に有することなど）を満たす帰化申請希望者は今後増えることになることは当然考えられる。帰化申請希望者のために所管の相談窓口である難民事業本部のていねいな指導がさらに望まれる。

社会保障制度の活用について

1979年9月に日本は国際人権規約が批准・発効された。国際人権規約は定住外国人に対しても本国人との間の一切の差別を撤廃することを規定している。これより先、衆参両院外務委員会（同年5月、6月）において、政府は外国人の基本的人権の保障をさらに充実するような必要な措置を講ずることを誠実に努力すべきであることを要望決議している。この内容を肉づけし、具体化していく過程を注目していたが、1982年1月「難民条約」（難民の地位に関する条約）を批准したことにより、以前と比べ、日本の福祉施策は一応の前進をみる。すなわち、国民年金、国民健康保険への加入、生活保護、職業紹介など日本国民と同じ待遇を享受できるようになった。

しかしながら、定住インドシナ難民のこのような制度の恩恵の理解は不十分である。いまだに社会福祉の恩恵の諸点について、ほとんどの難民は

法的救済の道があることを理解し得ていない状況である。定住地域の民生委員が定住相談員の相談制度の活用を定住難民に積極的に告知する努力が一層払われなければならない。

あるカンボジアの身障者難民の場合は、「難民も無料で福祉サービスが受けられる」ことを知って、はじめて市福祉課に車イスの支給申請をしたのである。身体障害者福祉法に基づいて、民間ボランティア団体などの支援協力もあって、希望の電動式車イスを手にすることができた。先に紹介した定住者からの生の声、要望には、生活保護を受けられるか、教育扶助を受けたい、職業をみつけないなど低所得・大家族の具体的な悩み、相談事項が多くあった。公的扶助対象者が少なければ少ないほどある意味では望ましいこと（彼等が自活できる能力をもつ意味から）であるが、難民定住者が増加している今日（毎月平均6～70名が全国各地域に散っていく）、夫婦の死別、離別、母子・父子家庭化などで社会的経済的苦境に陥るケースがあり、社会保障受給世帯も少なくとも既述のように71世帯以上いる実情が把握されている。

定住難民にとっての第三者の相談相手としての難民定住相談員制度の拡充（定住地域の人口に比例した数の配置）と各市町村区などの役所の生活保護・福祉行政窓口のサービスの向上、地域の民生委員、民間ボランティア団体の暖かい生活指導と協力が今後さらに徹底されるように望みたい。

とくに、民間団体は一時滞在者への援護に実績をもっていることから、今後は彼等の定住（自活）へのアフター・ケアの方向を明確に打ち出し、問題解決に対応できる姿勢が望まれる。

公共職業安定所の活用について

日本に定住許可される主要な条件とは、普通言葉の理解と確実な職業の確保ということになる。安定した生活が維持されるための職場の確保についてはインドシナ難民総ての定住者の死活の問題である。本調査ですでに把握したように全体の約半数ほどの者は、さまざまな理由で離職せざるを

得ない体験をもつ。再就職の際例外なく言葉の問題、就職情報の接近法などで大きな困難を生じている。離職とともに住居を失う場合もある。（雇用の際、雇用主が住宅を提供する例が多い。）再就職については、公的機関（職安、定住センター）より知人・友人をつてに求人情報を得るのが現状で、雇用条件、職種の判断、通勤条件、住居確保に関しては必ずしも満足ゆく結果を得ていない。再び離職していくという事態をくり返し招く原因にもなっていると思われる。職業安定所での求人情報の得かた、相談は是非、積極的に活用されなければならない。困った時の相談相手が同国人という例が多い。定住適応の方向にむけ、公共機関の適切な協力が必要である。民間ボランティア団体も、難民の在日同国人協会も、是非公共職業安定所見学を実施することによって、求職の際の手続方法、順序、雇用側の労働条件、雇用慣行、宿舍の有無、などについての公開されている新しい情報を正確に把握し、理解するように努力されることも公共職業安定所の一層の活用に道を開くことになる。

政府は、1985年7月、閣議了解でインドシナ難民の定住枠を従来の5,000人から10,000人に拡大することを発表した。このことは求人とそれに伴う住居の定住難民への提供の努力がなされなければならない。定住希望者への雇用促進は難民事業本部を中心に全国的規模でキャンペーンが展開されている。

しかし、最近の傾向では求職者である難民の大半が、無技能、雇用労働者としての経験をもたない実情である。従って職業の選択は不明確で、他人任せの安易さがあると定住促進センターなどではみている。こうした職業経験のない定住希望者への難民無料職業紹介所の職業相談、職業紹介には、雇用者側も含めて、指導と暖かい配慮が何よりも大切である。職業訓練校などの施設をフルに活用して、雇用促進キャンペーンの成果をあせらずに着実な対応を願いたい。

奨学金制度の活用に関して

日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題

定住難民の学資補助のための本格的な奨学制度は現在のところ公的機関としては存在していない。民間においては1982年3月に「難民を助ける会」（会長 相馬雪香）が難民救援奨学基金を設立した例がある。この基金によって、定住した難民青年で高等教育を受けたいが、経済的理由によって就学が困難と判断される人に、入学金や教材費などの一部を供与、または貸与している。今年まで通算75人の中学・高校、専門学校、大学に勉学する青年たちに援助されている。現在支給されているのはインドシナ難民44人、チベット難民25人の69人である。基金の安定的援助と理解は、日本における有為のインドシナ難民青年への高等教育門戸開放へ一歩前進させる重要な貢献である。その他カトリック教会（京都、東京地区）はじめ地域の各種団体などでも地域的に定住者の子弟への教育扶助（供与、貸与）を部分的ながら積極的に推進している。（カトリック系私立大学、育英工業専門学校などの場合）

本調査に寄せられた定住者のかかえる教育問題の一端の解決への善意の民間側の努力はより一層積極的に今後も続けられなければならない。

また、育英工業専門学校の場合、現在6人の難民定住者を正式に入学させており、それらの授業料免除などの学校側の財政的負担は決して小さくない。難民の高等教育に積極的なこのような公的教育機関に対する国庫教育扶助はいまだ実現されていない。是非国レベルでも積極的に検討され善処されていくことが強く望まれる。

日本語教育について

前述したとおり、定住者の多い県において、地方自治体として定住難民に対する日本語教育運営に予算枠を設定して、便宜を計っているよいケースがある。各地域の取組み姿勢には極端な差異がみられるが、よりよい対応と改善を望みたい。しかしながら地域社会に定住する前段階の政府系定住促進センターにおける日本語教育の拡充（学習期間6カ月程度）が具体的に検討され、早期に実現されることが何よりも望まれる。姫路、大和定

住促進センターや国際救援センターの日本語教育（現在3カ月）を修了して日本に定住する難民の数は全体のおよそ80%近くを数える現状であることを充分考慮に入れられてしかるべきであろう。

母国語の教育、文化活動など「憩いの家」の構想

既に日本に定住を決めたインドシナ難民家族には一つの大きな悩みがある。それは、子供たち（12歳以下）はほとんど母国語を忘れてきたか、または全く知らない、そして日常生活の中でそのことが顕著になってきていることである。

本調査において寄せられた多くの声には、「若い私たちの後輩である子供たちは、自分たちの国の文化、伝統を知らず、母国語さえも忘れてきてしまっている。大変悲しいことである。自分の国の言葉を守らなければならないのです。子供たちに母国語を教えなければなりません」と、切実なものがある。

既に彼らは小規模ながらも民族と伝統と誇りを保とうと願ってそれぞれの間で自主的文化サークルなども結成されてきている。このような自然発生的ともいえるグループ活動を壊すことなく、我々日本人の協力者は側面から精神的物質的支援をすることが大切である。しかしながら、各グループごとに“たこ壺”のように存在して、定住インドシナ難民間の親睦が育つ機会がないような状況も好ましいことではない。このような意味から、日本定住のベトナム、カンボジア、ラオス難民で地域に居住する者の親睦、福祉厚生、文化交流を振興するための「憩いの家」の施設が構想されているのではないだろうか。実際難民救援事業に長く献身されている小人数有志の間では、日本定住インドシナ難民の約3割が居住する全国で最も多い神奈川県内や姫路市内に試みとして「憩いの家」のような施設が建設されることが考えられている。民間ベースで、これまでのインドシナ難民一時受け入れ施設に実績のある民間諸団体（日赤、カリタスジャパン、立正佼成会、天理教など）やボランティア団体が、定住後のアフターケアの方向

日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題に活動の重点を移行しようとする今日、相互間においてこの種の「憩いの家」の場の建設構想（土地提供、安価な建設費、施設維持費の抛出、人的協力など）の実現に向かって論議され、協力態勢が近い将来出来てくることを期待したい。

また、実現可能な段階には、国、地方自治体からの財政的補助は好ましく必要なこととなるだろう。

ま と め

調査の結果は既述のとおりであるが、多くの定住者は日々真剣な生活適応への努力を重ねていることが分った。

また、彼らは異文化接触を日々体験しながら、さまざまな精神的心理的苦痛と物質的ぜい弱性を明確に表現していることも分った。

そこで問題解決への行為主体である難民定住者、公的機関、民間組織や個人の協力の原則の確立が理念と実践レベルで強く要請される。

日本人が一般的に強く意識する「日本同質社会」の神話を思想上徹底的に打ち破る努力が必要である。今日、日本人の精神面における国際化は一段と国際社会から要請されている。多様性社会を認めること、社会的弱者に対する何にも増しての人間的理解と分かち合いの思考と行動様式が地域社会化へ適応していく日本社会の変容のカギでもある。

その意味で今想起することは政府が1982年6月、インドシナ難民に対する国民の意識、理解度を把握し、我が国の難民対策の参考とした世論調査である。^{注2}当時「インドシナ難民問題に対する関心」は、大に関心がある(21%)、少し関心がある(55%)、関心がない(19%)、わからない(5%)程度であった。果してそれから数年後の今日はどうであろうか。

我が国におけるインドシナ難民定住促進による難民問題の一つの恒久的解決の長期的取組みの真の姿勢は、私たち日本人一人一人の定住外国人に対する一種の差別的「心の壁」をのり越える努力の実践にほかならない。

昨今、インドシナ難民の日本国への定住枠が5,000人から10,000人に拡大された政府の難民受入れ対策は歓迎されるべきではあるが、今後は一層政府・民間の相互協力の原則を模索し確立することによって、彼ら定住外国人の経済的地位、文化的、社会的地位が日本の社会構造の中で不当に制約され、差別されて、相対的に貧困化の傾向に将来決して陥ることのないように、国際人権規約の精神にてらして難民問題という人間事業に対処していかなければならないことを強く訴えておきたい。

注2 『インドシナ難民問題に関する世論調査』内閣総理大臣官房広報室，昭和57年10月，3頁。

（筆者は，1976年以来，上智大学コミュニティ・カレッジ・東南アジア政治講師）

A Preliminary Survey of the Problems and Prospects of the Indo-Chinese Refugees Settling in Japan

Takaaki Yasuoka

SUMMARY

The year 1985 marks the tenth year since the massive exodus of the Indo-Chinese refugees, particularly the so called "boat people" from Vietnam and the "land people" from Laos and Cambodia that immediately followed, took place. The magnitude of the horrible, and inhuman experiences of the refugees in the seas looking for a 'refuge' in an unknown place shook the world.

By the end of December 1985, which was just four years after the acceptance of resettlements of the Indo-Chinese refugees by the Japanese government, there were 4,536 Indo-Chinese refugees who had opted to settle in this country.

From March to May of 1985, the Institute for the Study of Social Justice organized a research program for the purpose of investigating the socio-economic as well as cultural conditions besetting the refugees in Japan and of indicating whether or not perceptions gaps existed between the refugees and the Japanese authorities in charge of promoting refugee settlement in this country.

The findings indicate that in general, the refugees are striving

hard, and making every effort to adopt psychologically to the culturally dominant Japanese society. However, in certain aspects the findings indicate that their economic conditions are quite unstable and vulnerable. The major reasons for this are: a) Their incomes are relatively below the average Japanese standard, due to their large families, b) Frequent job-switching, c) Heavy financial burden for their own educational expenses as well as their children's and their Japanese language schooling aggravated by high cost of living in Japan, d) Regular remittances to support their families in their own countries.

On the socio-cultural aspects, the findings show anxieties expressed by the refugee parents about their identity crisis of their children. The crisis is caused by non-use of their mother tongues and the fact that even after their children attained high education, they are not sure that they can compete with Japanese in the very close-knit Japanese society.

Most of the refugees consider the Japanese language training arranged by the Japanese authorities before the settlement to be short and not enough to meet the basic requirements in their daily lives.

In some cases they meet communication problems with the Japanese in their working places, in government offices in cities, towns, and neighborhoods. As a result of these setbacks, their latent alienation from the 'Japanese' community seems to be steadily becoming manifest.

The findings in this regard reveal that most of the refugees, while respecting the Japanese government and non-governmental

volunteer organizations are thankful for whatever they have extended to them, still believe that the socio-psychological and cultural setbacks they bear in the economically, socially and culturally 'Japanese' dominant society can be partly eased and resolved by the change in the hostile, arrogant, impatient, and indifferent Japanese attitudes towards all the Indo-Chinese refugees in this country who are, not by their own doing, socially marginalized.

Based on the following points should be studied and taken into full consideration.

a) The Japanese authorities and non-governmental volunteer organizations helping the Indo-Chinese refugees in Japan should carefully monitor the complaints and suggestions, and even aspirations of the refugees for their new life in Japan, by expanding their networks of "problem-solving/refugee counsellors." And the result of such monitoring and expansion should be promptly brought to every concerned organs of the government for their implementation.

b) In order to stabilize the economic condition of the refugees, the government should create more employment opportunities suited to their skills and seek the cooperation of private economic sectors.

c) Until these points are taken up satisfactorily through collaborative efforts of the government and the private economic sectors as well as non-governmental volunteer organizations, the government, pushed by mere political considerations, should not increase the numerical "quota" of the Indo-Chinese refugees to be accepted

for settlement in Japan.

Lastly, this study reflects not only the conditions of the refugees in Japan, but also that of all foreigners in the country.

- 1.4 Quốc tịch: a. Việt Nam b. Lào c. Campuchia
国籍は何ですか ベトナム ラオス カンボジア
- 1.5 Ngày đến Nhật Bản: Ngày—tháng—năm 19—
日本に入国した年月日 日 月 年
- 1.6 Ngày ra định cư tại Nhật Bản: Ngày—tháng—năm 19—
日本に定住した年月日 日 月 年
- 1.7 Lý do quý vị chọn Nhật Bản làm nơi định cư:
日本に定住を決めた理由は何ですか。
a. Vì cuộc sống dễ dàng
日本は住みやすい
b. Vì được khuyến khích (người khuyến khích: _____)
人から勧められた (誰から)
c. Vì không còn cách nào khác hơn (vì không thể đi nước khác)
しかたなく (第3国へ行けないから)
d. Các lý do khác (vì: _____)
その他 (なぜですか: _____)
- 1.8 (a) Trước khi định cư, quý vị thuộc thành phần nào dưới đây?
日本に定住するまであなたは何でしたか。
a. Là sinh viên du học hoặc nghiên cứu
留學生/研究員等
b. Là người đến Nhật qua thủ tục đoàn tụ gia đình (O.D.P.)
ベトナムからの家族団聚 (O.D.P.)
c. Là người đến từ các trại tị nạn ở nước khác
海外のキャンプの居住者
d. Là người xuất thân từ các trại tị nạn cư trong nước Nhật Bản
国内一時無国籍滞在者
e. Thành phần khác (_____)
その他
- 1.8 (b) Thời gian tạm trú trước khi định cư ở các nơi trên
滞在期間: _____ tháng _____ 月 _____ 日
滞在先: _____

II. TÌNH TRẠNG CỦA QUÝ VỊ TRƯỚC KHI ĐẾN NHẬT BẢN

- 2.1 Tại Việt Nam, chức nghiệp của quý vị là gì?
母国での職業は何でしたか。
a. Công chức 公務員
b. Quân nhân, cảnh sát 軍人、警察官
c. Giáo viên 教員
d. Công nhân viên 会社員
e. Nghề nông, đánh cá 農民、漁民
f. Học sinh, sinh viên 学生
g. Các chức nghiệp khác: (_____)
その他
- 2.2 Tại Việt Nam, quý vị đã học qua các trường nào?
母国ではどのような学校まで行きましたか。
a. Tiểu học 小学校
b. Trung học đệ nhất cấp 中学校
c. Trung học đệ nhị cấp 高校
d. Đại học đoàn kỹ, Trường chuyên môn 短大、専門学校
e. Đại học 大学
f. Các trường khác (_____)
その他
- 2.3 Từ Việt Nam, quý vị chạy thoát bằng cách nào?
母国からどのような方法に出国されましたか。
a. Đường biển (tàu vớt là: _____ tàu Nhật Bản, hay _____ tàu các nước khác)
海路 (救助されたのは 日本船 外国船)
b. Đường bộ (từ Việt Nam sang nước _____ trước khi đến Nhật)
陸路 (母国から 国へ)
c. Cách khác (_____)
その他
- 2.4 Vì lý do nào quý vị phải chạy thoát quê hương để đi tị nạn?
出国の動機は何でしたか。(たとえは: 迫害を受けた、生活が苦しかった、戦争等)
a. Vì lý do chính trị: _____
政治的な理由
b. Vì lý do kinh tế: _____
経済的な理由
c. Vì lý do xã hội: _____
社会的な理由

日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題

III. CUỘC SỐNG ĐỊNH CƯ TẠI NHẬT BẢN

日本に定住した後のことについて

3. Về gia đình quý vị

ご家族について

3.1 Quý vị có người thân quen nào đang sống tại một thành phố khác tại Nhật Bản không?

日本で別に住んでいるあなたの親戚はいいますか。

a. Có (Ông, Bà, Cha, Mẹ, Chị, Vợ, Anh, Chị, Em, Con)

います (祖父、祖母、父、母、兄、弟、妹、子供)

(Xin vâng vào chữ thích hợp O tròn đi xuống)

b. Không
いいせん

3.2 Quý vị có liên lạc thường xuyên với những người thân này không?

お互いに連絡していますか。

a. Có
はい

b. Không
いいえ

3.3 Quý vị thường không liên

3.4 Liên lạc bằng cách nào?

a. Di thăm b. Điện thoại c. Viết thư

訪問 d. Những cách khác

3.5 Quý vị có người thân quen nào ở lại Việt Nam không?

貴国にまだ親戚がいますか。

a. Có (Ông, Bà, Cha, Mẹ, Chị, Vợ, Anh, Chị, Em, Con)

います (祖父、祖母、父、母、兄、弟、妹、子供)

(Xin vâng vào chữ thích hợp O tròn đi xuống)

b. Không
いいせん

3.6 Quý vị còn người thân nào đang sống tại nước khác thật gần không?

あなたの家族で日本以外の国に住んでいる人はいますか。

a. Có
はい

b. Không
いいせん

4. Về công ăn việc làm

就業について

4.1 Hiện tại quý vị có đi làm không?

あなたは今は働いていますか。

a. Có
はい

b. Không
いいえ

4.2 (a) Vì lý do gì quý vị không đi làm?

理由は何ですか。

a. Vì đang thất nghiệp

c. Vì bị bệnh, hoặc tại nạn

b. Vì đang làm việc tại nhà

d. Vì lý do khác

(Xin vâng vào chữ thích hợp O tròn đi xuống)

4.3 (b) Hiện tại quý vị có tìm việc làm nào khác không?

あなたは今仕事を探していますか。

a. Có
はい

b. Không
いいえ

4.3 Từ cách của quý vị tại hàng xuống, nơi đi làm là gì?

あなたは職場でどのうちどれですか。

a. Nhân viên chính thức

c. Tập sự

b. Làm việc ăn lương giữ

d. Tự cách khác

(Xin vâng vào chữ thích hợp O tròn đi xuống)

4.4 Từ lúc ra định cư đến nay, quý vị có đổi hàng lần nào chưa?

定住後現在まで仕事を変わったことがありますか。

a. Có
はい

b. Chưa
いいえ

4.5 Quý vị đã đổi hàng như thế nào?

どのように仕事を変わしましたか。

Công việc đầu	Nội dung công việc	Thời gian	Lý do nghỉ, đổi hàng khác
Loại công việc	職種	期間	変更した主な理由
Việc thứ nhất			
2回目			
Việc thứ ba			
3回目			
Việc thứ tư			
4回目			
Việc thứ năm			
5回目			
Việc thứ sáu			
6回目			

4.6 Việc tìm hàng mới có khó khăn không?

再度職をむすびし難かったですか。

a. Không
はい

b. Khó
いいえ

4.7 Tại sao khó tìm? (Xin nêu khoảng 2 lý do)

どのような困難がありましたか。(二つくらいあげてください)

a. Vì thiếu tín tức, tài liệu chỉ dẫn

情報の不足

b. Vì không có người chỉ dạy, giúp đỡ

相談する人がいなかった

e. Ví dụ kiến lương không thích hợp

給料条件

d. Ví dụ nhà ở nói làm việc xa xôi

通勤距離

e. Ví dụ nhà ở

家賃

f. Ví dụ khác (Mình nêu ra: _____)

その他

4.9 Hiện tại, tiền lương đến tay quý vị bằng tháng (sau khi trừ hết các tiền thuế,

bảo hiểm, ...) khoảng bao nhiêu?

Mình thu được tiền lương của mình như thế nào?

自分の収入は手取りで月平均いくらですか。

a. Dưới 50.000 yen

0円 ~ 5万円未満

b. 50.000 yen ~ 100.000 yen

5万円以上 ~ 10万円未満

c. 100.000 yen ~ 150.000 yen

10 ~ 15万円

d. 150.000 yen ~ 200.000 yen

15 ~ 20万円

e. 200.000 yen ~ 250.000 yen

20 ~ 25万円

f. Trên 250.000 yen

25万円以上

4.10 Hằng ngày, thời gian quý vị làm việc như thế nào?

あなたの仕事の時間配はぶつ次のとおりですか。

a. Sáng đến trưa

朝 ~ 昼

b. Trưa đến chiều

昼 ~ 夕方

c. Chiều đến tối khuya

夕方 ~ 深夜

d. Ngoài ra _____

その他

4.11 Quý vị có bằng lòng với công việc hiện tại không?

あなたは今の仕事に満足していますか。

a. Bằng lòng

満足

b. Không bằng lòng

不満足

4.12 Quý vị có hài lòng với công việc hiện tại không? (nếu không, lý do chính

主な理由は次のうち何ですか。(二つくらいあげてください)

a. Ví dụ mức lương thấp

賃金が低い

b. Ví dụ công việc nặng nhọc

仕事の内容が重い

c. Ví dụ công việc không ổn định

仕事の安定性が低い

d. Ví dụ khác

その他

b. Ví dụ kiến lương

給料

c. Ví dụ quan hệ đối với người khác trong hãng (kể cả người cấp trên

人間関係 (上司、仲間)

d. Ví dụ nhà ở xa từ nhà

通勤距離

e. Các lý do khác

その他

4.13 Quý vị tìm được việc làm hiện tại như phương pháp nào?

あなたは現在の職をどのような方法で得ましたか。(○印して下さい)

a. Nhờ hội đoàn từ thiện

民間団体ボランティア団体

b. Nhờ trung tâm định cư

定住促進センター

c. Nhờ cơ quan di cư

労働移動センター

d. Nhờ bạn bè, người quen

友人、知人

e. Nhờ báo chí, tài liệu quảng cáo

新聞情報誌

f. Các phương thức khác

その他

4.14 Công việc đang làm hiện tại có nguy hiểm không?

あなたの仕事は危険が伴いますか。

a. Có

はい

b. Không

いいえ

c. Không phải làm thêm giờ

ない

d. Ngoài ra _____

その他

5. Về việc học hành của quý vị

学歴について

5.1 Quý vị có vấn đề gì học hành trong việc học hành, giáo dục con cái không?

あなたは今の学習の状況について問題がありますか。

a. Có

はい

b. Không

いいえ

5.2 Bạn muốn viết lý do gì?

主な理由は次のうち何ですか。(二つくらいあげてください)

a. Thành tích, học lực

成績、学力

b. Chi phí liên quan đến việc này

教育費の負担

日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題

- c. Thiếu sự liên lạc với giáo sư, trưởng học 学校、教授との連絡が不十分
d. Liên hệ với ban sở 支人関係
e. Việc thi nhập học 入学試験
- f. Lo sợ về tương lai 将来への不安
g. Vấn đề khác () その他
- 5.3 Chỉ phí cần thiết cho việc học hành, giáo dục trong nhà, mỗi người, mỗi tháng trung bình là bao nhiêu?
費用は毎月平均ひとりあたりどれくらいですか。
a. Dưới 2.000 yen 2000円未満
b. Từ 2.000 yen đến 4.000 yen 2000円以上～4000円未満
c. Trên 4.000 yen 4000円以上
- 5.4 Quý vị nghĩ rằng con em của quý vị cần tiến học bằng hình giúp không?
あなたの子弟のための奨学金が必要だと思いますか。
a. Cần 必要
b. Không cần 必要ない
c. Ý kiến khác () その他
- 5.5 Quý vị có biết vấn đề làm nhà học không?
あなたは働きながら学校に行っていますか。
a. Vâng はい
b. Không いいえ
- 5.6 Quý vị đang học trường nào?
どんな学校ですか。
a. Trung học đệ nhất cấp 中学
b. Trường dạy nghề (quốc tế) 職業学校 (国際)
c. Trường học đệ nhất cấp (quốc tế) 大学 (国際)
d. Trường học đệ nhất cấp ban đêm 夜間学校
e. Trường chuyên môn (day nghề) 専門学校
f. Trường đại học (tạm định) 大学 (仮定)
g. Trường Nhật ngữ 日本語学校
h. Trường loại khác () その他
- 5.7 Quý vị có theo học các trường dạy nghề như sau không?
どのような専門学校に通っていますか。
a. Trường huấn luyện y tá 看護学校
b. Trường huấn luyện người giáo dục thiếu nhi 保育訓練
c. Trường dạy nấu ăn 料理学校
d. Trường dạy hát đờn, uốn tóc 演歌訓練
- g. Trường dạy nghề công chính 公正職業訓練
h. Các loại trường khác () その他
- f. Trường dạy nghề công chính 公正職業訓練
g. Trường dạy nghề dân 民業
h. Các loại trường khác () その他
- g. Trường huấn luyện thư ký đánh máy 秘書、タイプ
h. Các loại trường khác () その他
- 5.8 Quý vị muốn con em vào học trường gì trong tương lai?
あなたの子弟は将来どのような学校まで行かせたいですか。
a. Nhà giáo trẻ, vườn trẻ 保育園、幼稚園
b. Tiểu học 小学校
c. Trung học đệ nhất cấp 中学校
d. Trung học đệ nhị cấp 高校
e. Đại học 大学
f. Đại học danh dự 名誉大学
g. Đại học 大学
h. Trường chuyên môn (day nghề) 専門学校
- 5.9 Quý vị đang tiếng Nhật trong sinh hoạt và trong việc làm hằng ngày?
あなたは日本語がどのくらいできますか。(毎日の生活や仕事で使う程度を基準として)
(A) Nói chuyện : a. Giỏi 話すことがよくできる
(B) Nghe : a. Giỏi 聞くことがよくできる
(C) Đọc : a. Giỏi 読むことがよくできる
(D) Viết : a. Giỏi 書くことがよくできる
- 6.2 Quý vị đã học Nhật ngữ ở đâu, trong thời gian bao lâu?
日本語をどこで、どれくらい学びましたか。
a. Tại trại tạm cư 民間一時滞在施設
b. Tại trung tâm định cư 定住促進センター
c. Nhóm hội đoàn từ thiện 民間ボランティア団体
d. Nhờ người quen biết 知人
e. Các nơi khác () その他
- Thời gian : () 月
Thời gian : () 月
Thời gian : () 月
Thời gian : () 月
Thời gian : () 月
Thời gian : () 月
Thời gian : () 月

<研究メモ>

日本における「開発コミュニケーション」

——歴史的な意味合いと今日の課題——

武 市 英 雄

はじめに

現代の日本社会で「発展・開発コミュニケーション」（Development Communication, または Developmental Communication）という言葉はほとんど使われていない。従来，ユネスコや発展途上国等で使われている開発コミュニケーションという言葉は，国が発展に関する政策を推し進めるさいの広報的な活動という意味で使われてきた傾向が強かったとみられる。例えば，人口抑制政策の一環として産児制限のキャンペーンをどのように効果的に行うかとか，識字率を高めるのに，どのようなメディアを使って進めていくかなどの問題である。しかし，今日の日本では，このような意味での開発コミュニケーションはほとんどないといえよう。

どうして日本では開発コミュニケーションという言葉が定着していないかというと，第一は，日本がかなり発達している国で，上述したような国家的，全国民的な大問題をかかえていないため，ということが考えられる。第二は，日本には日本なりに，原子力発電所の建設とか新国際空港の建設など一部に地域的な開発問題があり，政府・企業側と住民とのコミュニケーションについて改善すべき諸点があるにもかかわらず，コミュニケーション政策という視点への認識が薄いため，とも考えることができる。

しかし，日本では開発コミュニケーションという言葉が定着していなく

とも、開発とコミュニケーションに伴う問題は存在しているのは事実である。それは、開発・発展をめざすためのコミュニケーションの問題というよりは、発展したあとに起きてきた諸問題を解決するためのコミュニケーション活動をどのようにしたらよいだろうかという点である。つまり、開発・発展後の諸問題、近代化のひずみをただしていくためにどのようなコミュニケーション政策が必要かという問題点といえる。

そこで、本稿では、まず日本の近代化の原点であった明治初期における発展とコミュニケーションとの関係を見ていきたい。そして、その発展の延長線にある現代の日本社会において、どのような新たな問題が起きているかを考察していこう。明治にさかのぼって、近代化とコミュニケーションとの関係を調べてみることは、今日の近代化以後の問題点を立体的にながめるのに役立つからである。

Ⅰ 開発コミュニケーションの概念

開発コミュニケーションとはどういう意味なのかは、国や人びとによってかなり異なる。従来、使われていた意味は、おもに、ある国が国家的な大規模プロジェクトを実行するさい、それを効果的に、円滑に行うためのコミュニケーション・サイドの政策、という点にあったといえよう。それは今日でも大きな問題である。しかし、そのような観点での開発コミュニケーションがすべてを語りつくしていると言えるだろうか。

開発コミュニケーションには少なくとも、四つの局面があると思う。それは二つの対になる視点から成り立っている。第一の対となる視点は、開発コミュニケーションを行う主体についてで、「国家主導型」か「市民主導型」か、という二つの局面である。もう一組の対は、何を開発するのかという点にある。つまり「物質的發展・開発」か「精神的發展・開発」かという点といえよう。少なくとも、これら四つの局面の組み合わせを考えしていく必要があると思う。

従来、開発・発展というと、とかく国家が経済的な発展をめざすことを意味していたといえる。これは今でも、これからでもほとんどの国にとっても重要な課題だが、それは開発・発展の一部であり、決してすべてではない。たとえ物質的な発展を得たからといっても、市民が精神的な充実感・満足感を得ていない場合もあり得る。

物質的に豊かになったが、家庭の崩壊、村落など共同体での人間的な結びつきがうすれはじめ、決して心の面での豊かさが得られていないという事態も起きている国がある。また国の主導権力が強いために、個人の立場があまり尊重されていない開発プロジェクトもある。例えば、ダム建設などで、伝統的な村落の文化的な遺産が埋没しそうになっているのに、国が強引にそのプロジェクトを推し進めるなどの例である。市民たちが反対しても、言論の自由を抑えつけられてしまう。国家的な大規模事業を完成させるために、個人レベルの表現の自由など市民としての権利が抑圧されても、ある程度いたしかたないという考えが一般化している国もアジアにはいくつもある。

しかし、はたして、個人の基本的な権利が十分認められていない国で、いくら物質的な発展、工業化、近代化が行われていても、それは真の発展といえるだろうか。国や地方自治体から一方的に押しつけられた開発プロジェクトに対して、市民レベルでの声を十分反映することができないのでは、それは国家にとっての開発であっても、市民にとっての開発とは決していえないであろう。少なくとも開発プロジェクトの意志決定の過程に、市民が十分参画できるようなものでなければ、市民自身の内発的な発展とはいえない。

このように、発展・開発を考えるさい、少なくとも「物質的發展」——「精神的發展」，「国家主導型」——「市民主導型」の四局面に注意し、バランスのとれた開発とは何であるかを考えていかなければならないだろう。つまり、物質的な発展を得られながらも、人と人との結びつきも親密

で、国家の経済的な発展計画にも沿いながらも、個人の主体性も認められるようなバランスのとれたトータルな意味での開発が実現されるために、どのような社会的なコミュニケーションが必要なのかを考察する必要があるにある。

そこで、日本における開発コミュニケーションの意味合いを考えるさい、日本は現在これら四つの局面の中で、どのような位置にあるかを検討してみなければならない。

大変大ざっぱにいうと、現在の日本は「物質的な発展」は世界的な水準からみても、かなり進んだ形で達成されているが、逆に「精神的な発展」が損われているといえよう。発展のしかたは以前よりは色濃くないとしても、基本的にはやはり「国家主導型」であり、個人の内発的な発展の意識が薄く、「市民主導型」とはいいがたい。しかし、一部の市民のなかに、従来の「国家主導型」の発展に疑問をもつ人びともふえていることも事実である。

また、自国だけの発展を考えるのではなく、グローバルな視点への発展を考えようとする人びともごく一部に生まれている。

このような日本の現状を理解するためには、まず日本の近代化の原点ともいえる明治初期における社会状況を振りかえってみる必要がある。

Ⅱ 明治時代の開発コミュニケーション

A. 国家としてのコミュニケーション政策

明治時代における日本の発展、開発、近代化を考えるさい、「国家主導型」の推進であったか、「市民主導型」であったかという点、圧倒的に前者のパターンであったと言わざるを得ない。しかし、それが実現するには後者のかかわり、下地もある程度あったともいえる。

長い封建時代から抜け出て、いち早く近代国家になるために、明治の新

政府は富国強兵の政策を取った。そのために徴兵令の發布（1873年）、地租改正（同年）、殖産興業のための官営製糸工場の建設（1872年）など、政府はいろいろな政策を実施していった。

ただ富国強兵の目的は政府の財力や武力を強めることが主であった。富国は国庫を富ますことが第一の目的であり、国民を富ますことは付随的な目的にすぎなかったといえよう。

富国強兵は、強い政府機構をつくり、軍事や産業を強化するために、西洋から積極的に学んでいこうというところに目的があった。そして、その目的は何のためにあったかという、西洋諸国と対等の国交を勝ち取ることにあったといえる。

なかでも国の発展・開発に関係したコミュニケーション政策としては、少なくとも次のような諸点に、政府は力を注いだといえよう。

(1)教育の普及、(2)新聞発行の奨励、(3)郵便制度の促進、(4)電信・電話の設置、(5)鉄道の建設、などである。

(1) 教育の普及

明治の新しい時代に唱えられた精神的なスローガンは「文明開化」という言葉である。日本文明を急いで西洋並みに開化させようという意味で、明治の教育者で、日本の近代化に大きな影響を与えた福沢諭吉は『西洋事情』（1867年）の中で、この言葉を使っている。文明開化は何のためにあるかという、国の独立にあった。福沢諭吉は『文明論之概略』（1875年）の中で「国の独立は目的なり、今の我文明はこの目的に達するの術なり」と述べている¹⁾。

福沢諭吉の『学問のすすめ』は1872—1876年かけ約80万冊発行され、国民10人のうち1人は読んだと言われるくらい評判になった本である。この本の書き出しのところで、福沢は「天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらずといえり。されば天より人を生ずるには、万人は万人みな同じ位にして、生れながら貴賤上下の差別なく……」²⁾と説いている。し

かし、生まれた時はみな誰でも同じ状態なのに、現実の世界では、かしこい人もいればおろかな人もいる。貧しい人もいれば富める人もいるわけで、この原因は「学ぶと学ばざるとに由て出来るものなり」³⁾と福沢は主張しているのである。

つまり、“三田の文部省”と呼ばれるぐらい教育思想に大きな影響力をもっていた福沢は、文明をおこすには、まず人材の養成が必要であると説いた。彼の説いた教育は、実際の生活に役立つ「実学」であった。『学問のすすめ』の中で次のように述べている。

「学問とは唯むづかしき字を知り、解し難き古文を読み、和歌を楽み、詩を作るなど、世上に実のなき文学を言ふにあらず。＜中略＞されば今斯る実なき学問は先づ次にし、専ら勤むべきは人間普通日用に近き実学なり。譬へば、イロハ47文字を習ひ、手紙の文言、帳合の仕方、算盤の稽古、天秤の取扱等を心得、尚又進て学ぶべき簡条は甚多し」⁴⁾

明治政府は1869年(明治2年)ごろから、小学校を設置する方針をかため、フランスを中心に欧米の学校制度を調査し始めた。そして政府は1872年(明治5年)8月に学制を公布した。これによると、全国を8大学区に分け、一区ごとに一つの大学をおく。各大学区ごとに32の中学区をもうけ、一区ごとに一中学をつくり、一区に210小学区をもうける。一小学区は人口約600を単位とする、などである。つまり、全国に8大学、256中学校、53,760小学校を設ける計画を立てたわけである。現実には当面は小学校の義務教育化が第一の目標であった。

学制の発布と同時に「^{おおせいだ}学事奨励^{しよ}に関する仰出され書」が公布されたが、これによると、学問の目的は「^{もとで}身を立てる財本」であり「^{しんだい}其産を治め、^と其業を昌にする」ことにあるといい、かなり現実的な目標がかかげられている。そして「一般の人民必ず^{むら}邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」とうたっている⁵⁾。

このような精神によって、小学校の設立が急がれ、学制発布の翌年(18

73年), 小学校は公立が8,000, 私立が4,500 誕生し, 学童の就学率は40%近くに達した。1890年には約50%, 1900年には約80%の就学率となった。ただ新築の校舎は少なく, 1875年現在で, 18%にすぎなく, あとは寺や民家を借用したという⁶⁾。

学制(最初の小学4年間は義務教育)では, 教育は国民自らのものとの考え方から, 原則としては自費で教育を受けなければならなかった。そのため授業料の負担は一般家庭にとっては決して楽ではなかった。また農家では, 子どもは貴重な労働力でもあったため, とくに負担が大きかった。予算の不足分は町村当局が負担しなければならなく, 国民も町村役場ともに大きな負担を感じた。国は強制的な就学促進を求め, 未就学児をかかえている家庭を警官によって調べさせるよう町村に行政指導した。高い就学率もそのためであった。

さらに小学校の正式な教員は足りなく, 神官や僧侶, 旧士族などが動員され, 教育内容も孔孟の教えや, 文字の読み書き程度のところが多かった。学制でうたっていた「身を立てる財本」という生活に役立つ実学を十分身につけるほどには至らなかった。

教科書も最初のうちは西洋の教科書の翻訳ものが中心であった。しかし, 明治13年(1880年)になると, 教育令が大幅に改正され, 皇室の尊厳をうたった中央集権色の強い教科書が登場し, “身をおこす”ための教育から“国をおこす”ための教育への色彩が強まった。

一方, エリートの教育としては明治初期から海外への留学生の制度がしかれ, 明治元年(1868年)から5年間だけで, アメリカを中心に約500人も留学した。しかし, はじめのうちは学力のない者もまじっており, しだいに東京大学など官学出身者を厳選する方針になった。

高等教育では, はじめのうちは外国人のおやとい教師に教育をゆだねていた傾向が強く, 明治10年, 法学, 理学, 文学, 医学の四学部をもって発足した東京大学でも, 創立当時は教授総数39人のうち, 27人が外国人で,

日本人はたった12人しかいなかった⁷⁾。

このような明治政府の政策は文字を主体とした教育であったが、一方では口頭による社会人教育も行った。つまり政府は1872年から77年にかけて教部省という国民教化の官庁をつくった。こちらは、学問はないまま大人になっている人びとを対象に説教によって明治の文明開化の思想を広めようとした。同省は全国の神官や僧侶、講釈師ら数千人を教導職に任命し、敬神愛国、天皇崇拜を中心とした国民の教化政策を試みた。彼らは説教や講話の中でオーラル・コミュニケーションによって社会人の啓蒙運動を行おうとした。後の国家神道への一里塚であった。しかし、実質的な効果はあまりあがらなく、1877年には教部省は廃止され、宗教関係の仕事は内務省へ移管された。

このように、明治政府は不完全ながらも、試行錯誤で、教育制度に力を入れてきた。とくに若ものの教育は、その後、国民の識字率の向上や、国の指導的な役割を担う人物を輩出するのにつながり、大きな意味合いで、発展、開発、近代化へのコミュニケーション活動となった、といえよう。

(2) 新聞発行の奨励

一般に明治政府は言論の自由を弾圧したが、新政府成立後の数年間はむしろ新聞の発行を大いに奨励したのである。とくに明治元年から明治5、6年までの間は、政府は新聞の育成政策につとめた。

それには少なくとも二つの理由が考えられる。第一は明治政府が“四民平等”を唱え、従来の封建的な社会体制を一掃しようという意気にもえていたことである。まだ一般市民が自由とか人権というものに十分めざめていない段階で、むしろ政府の方が人権とか平等といったスローガンを前面に出していた。また強固な政府機構がかたまっていないため、一般市民の政府への服従を勝ちとるための方策であったとも見ることができよう。

第二は、明治政府自体がいまだに市民への広報メディアをもっていないかったことである。つまり、官報が正式に誕生したのは1883年とおそく、自

分自身の伝達媒体をもっていなかった。しかし、明治初期は、政府の人事、組織などでいろいろな決定事項があり、地方の府県や一般市民に知らせたことが多かった。

ところが、幕末に江戸で発行されていた新聞は徳川幕府支持であったため、官軍の江戸入りと同時に、全部発行を停止させられていた。そこで、新体制のもとで、新聞を再発行させる必要性が高まったのである。新聞がないのでうわさがはびこっていたのも政府にとって悩みの種でもあった。明治2年（1869年）、新聞紙印行条例が制定され、新聞の発行が認められた。発行は許可制をとるが、検閲はしないなど、全体的には新聞育成の方針がみられた。

明治3年（1870年）12月8日（新暦では1871年1月）、日本で最初の日刊新聞「横浜毎日新聞」が発行された。これは神奈川県令（現在の知事）井関盛良らの力添えによって発行されたのである。

明治政府の中で、新聞にもっとも理解の深かった人は木戸孝允参議であろう。彼は官軍の江戸入りで、投獄された「江湖新聞」の福地源一郎（桜痴）を釈放するのに力を貸している。明治になって福地は「東京日日新聞」の社長におさまリ、一時期“御用新聞”として明治政府に協力したのも、そのようないきさつがあったためであろう。

また、木戸は、1871年に創刊された週刊の新聞「新聞雑誌」にも創刊の力ぞえをしている。つまり、木戸は長州人の山懸篤蔵に金十両を出してつくらせたといわれている。

これは政府がじかに新聞をつくるのでは、政府の都合のよい記事しか載っていないと思われるのを懸念して、資金面で政府寄りの民間人を援助しようとしたと考えられる。

さらに、政府は、新聞が地方の役人などに読まれるようにと、「東京日日」を一部買いあげて、地方の府県庁へ送付した。また山梨県など一部の県では新聞解話会ができ、地区の責任者が小学校か寺で一般県民に新聞を

読んで聞かせた。また、新潟など一部の県では、新聞縦覧所が設けられ、誰でも立ち寄って新聞を読むことができた。

このように明治初期では、政府が新聞育成政策に出たのも、その目的はおもに、お上のお達しを下々の一般国民に広めたいとの願いがあったためといえよう。その意味では、このころは政府主導型のコミュニケーション政策が中心であった。

(3) 郵便制度の促進

江戸時代までには日本では飛脚制度があったが、明治の新時代では全国的な通信網の整備が強く求められるようになった。近代的な郵便制度の功労者は初代の駅通頭（現在の郵政大臣）の前島密である。彼はアメリカやイギリスから官営の郵便制度を学んだ。

明治4年（1871年）には東京一大阪間に郵便制度が開始された。1日1便のサービスがあり、東京一大阪間は78時間かかった。飛脚時代は約半月もかかったから、大幅な時間短縮であった。料金も飛脚時代と比べると大幅に安くなった。明治6年（1873年）には、それまでの飛脚営業が禁止され、全国均一料金の制度が導入された。つまり7.5gまで2銭であった。1873年には日米郵便交換条約が結ばれ、1875年1月から業務が開始された。これは日本が外国と対等に結んだ最初の条約といわれている。また1877年には日本は万国郵便連合に加盟した。

郵便事業の創設者の前島密は、郵便の全国ネットワークを利用して新聞をつくることを考えた。つまり、前島の発案と支援によって1872年「郵便報知新聞」が創刊された。創刊したのは前島の秘書の小西義敬らである。前島は郵便規則に新聞原稿の無料郵送の規定を定め、新聞の地方配達を有利にした。

(4) 電信・電話の設置

電信が実際に敷設されたのは明治2年（1869年）で、東京一横浜間においてであった。明治5年（1872年）には工部省が設立された。近代的な工

鉱業を促進するために、従来各省がバラバラに行っていた事業を一本化したわけである。とくに、官営事業として電信・電話、郵便、鉄道など近代的な通信・交通事業は国が発展するための下部構造として重要で、その建設、整備が急がれた。

明治6年(1873年)までには札幌から長崎までの電信線が敷かれたが、建設に当たっては、いろいろ苦勞があった。というのは、市民の電信線への理解が低く、電信線が敷かれると伝染病がはやるなどといったデマが流れたりした。

一方、電話は明治10年(1877年)には日本に導入されている。グラハム・ベルが電話を発明した翌年である。東京―横浜間で試して行われたが、一般市民用の私用電話が同区間に通じるようになったのは明治23年(1890年)である。はじめの加入者は東京では約200軒、横浜では約50軒にすぎなかったという。

しかし、日清戦争(1894年)と日露戦争(1904年)を契機に通信機器の整備が大いに必要になり、さらに、戦後の産業の発展に伴って電気通信の利用が活発になってきた。

(5) 鉄道の建設

国の広い意味でのコミュニケーション政策として大切なものの一つに鉄道の建設があった。大隈重信(大蔵大輔)や伊藤博文(大蔵少輔)らが中心に鉄道建設の計画を主張した。政府自体は財政難のため、イギリスのオリエンタル・バンクと契約して、年利9分の公債100万ドルを募集した。

イギリス人の技師の指導によって工事が進められ、明治5年(1872年)9月に、新橋(東京)―横浜間に鉄道が敷かれた。しかし、建設にさいしては、高い利子で外国から金を借りたことへの反発があったり、鉄道が敷かれると昔からの宿場がさびれるとの反対があったり、建設は決してスムーズに行われたわけではなかった。

新橋―横浜間の料金は上、中、下等の三種類があり、下等(31銭2厘5

毛)でも、当時、製糸工場で働く女子工員の日給の四倍はしたわけで、決して大衆的な乗り物とはいえなかった。

新橋―横浜間について、大阪―神戸間、京都―大阪間が開通し、明治22年(1889年)には、東京―神戸間の東海道線が全通した。

このように、明治初期では、新政府はまず教育の普及に力を入れ、一時期だが新聞の育成に努力するとともに、郵便制度、電信・電話、鉄道など国家的な事業を手がけてきた。これらの目的は、おもに国家の発展にあったわけで、財政的な困難がありながらも、かなり強引に強制的に行ったきらいもある。その意味で、国家主導型のコミュニケーション政策であったといえよう。

B. 市民主導型のコミュニケーション

明治初期は圧倒的に国家主導型の開発コミュニケーション政策が実行されていったとはいえ、市民サイドのコミュニケーション活動がぜんぜんなかったわけではない。国家主導型の開発コミュニケーションが円滑に実行できるための市民サイドの下地があった面もあり、また国家とは反対の立場の自己主張の活発な活動もみうけられた。

(1) オーラル・コミュニケーション

明治の新政府は教育に力を入れたとはいえ、それは青少年をおもに対象としていたわけであり、とくに明治初期の社会では、話し言葉によるコミュニケーションが中心であったといえよう。そのような対人コミュニケーション(inter-personal communication)は茶会所、理髪店、牛鍋屋、村の会所などで活発に行われた。

現在の日本の全国紙の一つである「読売新聞」は明治7年(1874年)11月2日に創刊されたが、記事は話し言葉調であり、漢字は全部かながふつてあった。明治の新聞は天下国家を論じること重点を^{おおしんぶん}おいた「大新聞」と、一般市民を対象に日常のできごとを中心に報じた^{こしんぶん}「小新聞」の二種類

に分けられる。「読売」は当初、後者に属しており、とくに読みやすい文体をめざしていたのである。

「読売」の記事は四種類に分けられていた。第一は布告^{おふれ}で、政府の決定事項などのお知らせ記事。第二は新聞^{しんぶん}といい、いまでいう社会面ニュース。第三は談話^{はなし}で、道徳的な説教話。第四は稟告^{しらせ}で社告のこと。とくに新聞^{しんぶん}では、交通事故や狂犬など街のできごとである。街で噂^{うわさ}されている話を少し調べて記事にしたてているようすで、一般市民の間での日常会話をほぼそのまま記事にした感じである。

現に稟告欄^{しらせ}では、読者からのおもしろい話の連絡を次のように求めている。

「此新^{このしん}ぶん紙^しは女^{おんな}童^{なごも}のおしへにとて為^{ため}になる事柄^{ことがら}を誰^{だれ}にでも分^{わか}るやうに書^つていく旨^{つもり}越^こでございませうから耳^{みみ}近^{ちか}い有^{ため}益^{になる}ことは文^{ぶん}を談話^{はなし}のやうに認^{したため}て御^お名^なまへ所^{ところ}がきををしし投^{とう}書^{しよ}を偏^{ひとへ}に願^{ねが}ひます^{わが}」

明治の教育者で、慶応義塾大学を創設した福沢諭吉は若ものたちに演説の教育をした。自由民権運動が起きてから、全国各地に演説会が開催され、弁士たちが熱弁をふるったが、当時は弁士自身が社会的に大きなメディアだったといえよう。

自由童子と称した川上音次郎は自由党壮士として活躍、時代諷刺歌のオッペケペー節で名声を博し、明治の新派の創始者となった。後に日本の演劇を海外にも紹介した。自由民権思想を演説から歌を使って広めていこうとした彼のオッペケペー節は、まさに明治の市民たちの近代化をめざすオーラル・コミュニケーションの代表的なものといえることができるだろう。

明治政府は学校教育に力を入れたが、それが比較的短期間に軌道に乗ったのは、下地として江戸時代の寺子屋の教育があったからであろう。読み書きソロバンを中心とした基礎教育が比較的広く全国的にゆきわたっていたために、新時代になってからの教育を成功させたともいえよう。一般に教育に対する国民の関心が高く、不足の教員も寺子屋で教えていた武士

や僧侶を動員することによって補うことができた。

牛鍋屋での人びとの談論風発な議論や、弁士の演説などオーラル・コミュニケーションが活発であったのも、寺子屋教育によって一般民衆の知的レベルがそれほど低くなかったためともいえるかもしれない。

(2) 新聞を通しての主張

明治政府は誕生してから5、6年間は新聞育成政策をとっていたが、その後は逆に言論の取り締まりへ転じていく。新聞側からみれば、市民レベルでの発展、近代化のために、新聞を通じて大いに主張していく時代になったのである。

明治6年(1873年)、大蔵大輔・井上馨と同等出仕・渋沢栄一は財政の危機を訴える意見書を奏上した。これがイギリス人ジョン・ブラック(John R. Black)経営の「日新真事誌」などに報道され、政府部内の対立が公にされたとして大騒ぎになった。

同じ明治6年に起きた征韓論の決裂で、西郷隆盛ら征韓派は敗北し、政府から身をしりぞくが、この事件でも言論界は大いに沸いた。

この辺から、いままで“おとなしかった”明治の新聞が、天下国家のことを論じる政論新聞へと変身していく。一方、政府は明治6年10月、新聞紙発行条目を公布し、政治、外交の論評、批判を禁じた。しかし、これはあまり効を奏さなかった。

もともと明治の新聞人は一部の御用新聞人を除いて、政府に対して野党的な立場の考えが強かった。というのは発行者の多くは江戸時代の徳川幕府の旧幕臣であったからである。

とくに、明治7年(1874年)1月、板垣退助や江藤新平ら8人が「民撰議院設立建白書」を提出、これが同年1月18日の「日新真事誌」に掲載されると、各紙がいっせいに国会開設の論争を展開し始めた。政論新聞時代を迎えたわけである。

早急に国会を開設すべきだと主張する民権派の新聞としては「朝野新

聞」「横浜毎日新聞」「東京曙新聞」などがあった。これに対して急がず漸進的に開設すべきだと主張したのは政府寄りの福地源一郎の「東京日日新聞」であった。

反政府的な多数派の新聞が自由民権運動の思想をあおる一方で、政府は明治8年(1875年)6月に新聞紙条例とざんぼう(讒謗)律を公布して、言論の取り締まりに本腰を入れることになった。

「政府を変壊し国家を顛覆するの論を載せ騒乱を煽起せんとする者は、禁獄一年以上三年に至る迄を科」(第13条)など、新聞紙条例では、刑罰規定がいろいろ明文化され、発行禁止、停止処分などが新たに設けられた。また外国人の新聞所有が不可能になり、ブラックの「日新真事誌」はまもなく廃刊に追いこまれた。

一方、ざんぼう律は、日本最初の名誉棄損法で、一番の目的は官吏に対する名誉棄損を防ぐことにあった。

この二つの法律によって、「東京曙新聞」編集長の末広鉄腸はじめ多くの新聞記者がバタバタと逮捕された。逮捕されても、かえって“気骨あるジャーナリスト”として尊敬されるむきもあった。

これらの政論新聞は、明治14年(1881年)以降、自由党、改進黨、帝政黨など政党が生まれると、各政党の機関紙として生きていくことになる。各党の主張するところは、板垣退助の自由党は「主権在民で、憲法は民約」、大隈重信の改進黨は「主権は君民両者にあつて、憲法は欽定」、政府と同じ立場の福地源一郎の帝政黨は「主権在君で、憲法は欽定」であった。

自由党の機関紙としては「自由新聞」「日本立憲政黨新聞」などがあり、改進黨の機関紙としては「郵便報知」「東京横浜毎日」「改進黨新聞」「大日本新報」などがあった。また帝政黨には「東京日日」「明治日報」「東洋新報」などがあった。

このような政党機関紙も、後に政府の工作で野党同士の自由党、改進黨

が衝突するなどして政党が弱体化し、自由党が1884年に解党するとともに廃刊が続出し、政党機関紙時代は幕を閉じた。

しかし、明治前半の一時期たりといえども、市民レベルで、人間の基本的な権利を主張するメディアが栄えたのは、市民レベルから主張した開発コミュニケーションの事例として記録に値することであろう。

(3) 近代化の推進力

ところで、明治の民衆が近代化を推進していった力は何によっているのであろうか。たしかに明治政府は法律の上でいろいろな改革をしているが、一般の民衆はそれよりも早く、西欧の新しい物質の導入にさらされ、意識的には新しい生活の改革に慣れていた向きがある。だからこそ、政府主導型の本格的な開発・近代化プロジェクトが展開していった時に、比較的容易にそれを受け入れるかまえがあったといえるかもしれない。

例えば、明治政府が本格的な新時代の政策を開始する前の明治元年（1868年）には、パンの製造が紹介されたり、牛肉屋や洗濯屋が開業している。明治2年（1869年）には、乗合馬車が走り始め、理髪店や西洋料理店が開業している。明治3年（1870年）には、クツ工場ができ、活版印刷工場がスタートし、自転車がアメリカから輸入されている。

この点、加藤秀俊教授（放送大学）は「個別的な物質文化がつぎつぎにはいつてきて、それを思想や制度があとから息せき切って追いかけるというのが明治という時代、とりわけその初期における特徴だったのではないのか」と指摘している⁹⁾。

そして、「実在の世界に直接に触れる」ことが、「日本のいわゆる“近代化”をすすめた推進力であった」¹⁰⁾と説いている。つまり、明治初期には各種の博覧会が開かれ、新しい事物を「見学」することが一種の文化的通過儀礼となったという。日本人はもともと「仕掛け」や「からくり」などのメカニズムに対する関心が高かった。このことが、明治の新時代に新たに接した欧米の新製品へも強い好奇心をひくことになり、人力車などの

発明にもつながっていく。このどん欲な好奇心が日本の発展、近代化への推進力の一つになっていたといえよう。

(4) 近代化の意味

自由民権運動など市民レベルの人間の発展、成長への運動が一時期にあったとはいえ、明治の近代化はやはり全体的にみると政府主導型で行われたといえよう。政府は官立大学を中心に能率的な教育を実行してきた。学制では国民平等、個人主義の重要を唱えながら、実質的には国体教育が行われた。

富国強兵をはかり、外交、軍事的にも少しでも西洋諸国と肩を並べることができるようにと目指したのは、国の目標であり、一市民としての人間の発展にあったわけではない。つまり、国は技術的な発達へのコミュニケーション諸活動に力を入れていったわけである。そして、それを能率よく行うための精神的な支えとして、天皇の尊厳が強調された。

この国家としての発展と、個人の人間としての発展との問題が真正面から衝突した一つの象徴的なできごとは内村鑑三の不敬罪事件（明治24年＝1891年1月9日）であろう。無教会主義者の内村は当時、第一高等中学校の嘱託教員だったが、教育勅語奉読式で、明治天皇が署名した教育勅語に敬礼しなかったのである。彼にとっては、神に対して祈っても、神でない天皇の署名した文書に対して、祈ることにほぼ等しい最敬礼をすることは自分の信念が許さなかった。明治以降、法的に、個人の信仰が許されるようになったとはいえ、それは形だけで、実質的には、国家神道への道が強まっていった。

明治における発展、近代化はあくまでも国家の発展を意味しており、個人の人間としての解放を意味していなかった。その後、明治27年（1894年）の日清戦争、明治37年の日露戦争を経て、日本の国家主義的なナショナリズムはますます強化されていった。

Ⅲ 開発後の諸問題

A. 高度経済成長とそのひずみ

明治時代に確立した天皇を精神的な柱においた国家的な発展の思想は大ざっぱに言えば第二次世界大戦の終結の年（1945年）まで続いたといえよう。個人の基本的な権利や人間性を軽視して、国家的な発展の目標へ突走って、最終的に挫折してしまった。それを象徴的に物語ったのが、あの太平洋戦争の悲劇的な終幕であった。

戦後の日本はすべて一からやり直さなければならなかった。ダグラス・マッカーサー（Douglas MacArthur）元帥を最高司令官（在任1945—51年）とする日本占領連合軍総司令部（GHQ）の下で、民主的な社会改革が数多く実施された。その最大の政策は、天皇を神格化した軍国主義的な戦前の思想を一掃し、軍事力を放棄した平和憲法を制定させることにあったといえよう。

終戦間もない1945年9月27日、天皇はアメリカ大使館にマッカーサーを訪問した。そのさい記念写真が撮られたが、天皇は燕尾服でほぼ直立不動の姿勢であった。これに対して、マッカーサーはノータイの長そで開襟シャツで、しかも腰に両手をあてがった姿で立っていた。

この写真が新聞に掲載されると、当時の内務省は不敬罪で掲載紙を発禁処分した。しかし、GHQはただちにその解除を命令した。ごうぜんと立っている長身のマッカーサーと、背の低い貧相な天皇のこの写真は、それまで、神聖不可侵な現人神と教えこまれていた日本国民の幻想を打ち砕くのに、これ以上効果的なコミュニケーション手段はなかったであろう。

このほか言論界の民主化など生活のあらゆる面での発展をめざした改革がGHQによって行われた。それに伴う種々の指令、勧告、助言など通達

面でのコミュニケーション政策が打ち立てられた。とにかくGHQの発展、民主化をめざすコミュニケーション政策は、日本人に、国家としての発展も重要だが、市民として、人間としての発達、成長も大切であるということを目ざめさせてくれたといえよう。

(1) 経済の成長

戦後の米ソ両国を中心とした国際政治情勢は急変をつげ、1950年には朝鮮動乱が起きた。日本は国連軍（米軍）の前進基地としての役割が高まり、さまざまな軍需物資の調達場になった。このことが特需景気として日本の戦後経済の再建を急速に推進させることになったといえる。つまり1949年の輸出総額は約5億1,000万ドルであったのが、1950年には、いっきょに約8億2,000万ドルに急増し、生産水準は戦前を超えるにいたった。この時期に得た企業の利益は、おもに設備投資に使われた。

1951年には日本はサンフランシスコで連合国48か国との間に講和条約を調印し、日米安全保障条約が結ばれた。1956年の「経済白書」では「もはや戦後ではない」と記され、経済復興が軌道に乗ったことを物語っていた。

1960年代になると、日本は石油コンビナートの造成を中心に、製鉄、石油化学など基幹産業の整備に力を入れ、新産業都市の建設を促進していく。ここに高度経済成長の時代を迎える。1964年の東京オリンピックを前後して、名神高速道路や東海道新幹線など幹線交通ネットワークが整備され始めた。

日本の経済は高度に成長し、1968年の国民総生産（GNP）は約1,400億ドルで、自由世界ではアメリカに次いで第2位にのし上がった。しかし、国民一人当たりの国民所得は20位前後とまだ低かった。しかし、一般の市民たちは、活発なコマーシャリズムにあおられて、カラーテレビ、カー、クーラーの三つのCの購入に消費意欲をかられた。これら三つの商品は新しい文化生活での“三種の神器”とみなされた。背伸びした消費動向がみ

られた。

「大きなことはいいこと」、「使いすてこそ美德」といった言葉がはやり、建設＝善といった価値観が社会に広まった。このような高度経済成長が実現した理由はいろいろ考えられるが、労働面からみれば、それは企業従属意識の強い、比較的質の高い労働力があったからといえよう。戦前は国家主導型の開発、発展であったのに対して、戦後は企業主導型の発展におきかえられたとみることができる。

暗黙の原則によって終身雇用制度がゆき渡っている日本で、若年層に多少の意識の変化があるとはいえ、全体的には「うちの会社」という意識は強い。地域社会にとって正義に反することで、企業内では美德になり得る。逆にそれを正そうと内部告発した者が村八分的な扱いをうけるという体質が色濃い日本の企業では、社員たちがチームの力を発揮して、共同の目標へ突っ走るのには適していた。

日本全体が一つの企業、つまり“日本株式会社”的なグループ志向で、目的追求型の活動に燃えていた姿は、まさに、落の繁栄のために命をかけて活躍した武士たちの姿にも相通じるところがみられた。

(2) 環境問題

しかし、このような高度経済成長も無限ではなく、ひずみ、ゆがみが出はじめた。高度経済成長そのものにストップがかけられたのは1973年の石油危機によってだが、それ以前から、高度経済成長の矛盾点が出現していた。それは環境破壊、環境汚染がみられるようになったことである。はじめは公害という認識は薄く、地方の奇病とみなされていた。例えば、すでに1955年に九州の水俣地方に魚介類が原因とみられる奇病が発生し、患者87人中36人が死ぬという事件が起きている。だが、当時は、工場廃液の中に含まれていた有機水銀による水俣病という公害であるとの意識はまだなかった。

全国各地でいろいろな種類の公害が発生した。大気汚染、水質汚染、地

盤沈下、土壤汚染、騒音、悪臭など、ありとあらゆる形の公害事件が起こり、社会問題になった。例えば大気汚染は、四日市や川崎など石油コンビナート周辺の大気が工場から出るチッソ酸化物含有の煙で汚れ、子どもや老人たちにぜんそく患者が多発するという例である。また都市部の自動車交通の煩雑な地帯では、光化学スモッグの現象が起きた。

水質汚濁は水俣病のほか第二水俣病といわれた新潟の阿賀野川有機水銀事件などがあつた。地盤沈下は当時、工業用水網が整備されていず、工場敷地内で深い井戸を掘っていた東京の下町の工場地帯で起きた。土壤汚染は、安中のカドミウム汚染米の被害のように、工場廃液が水田へ流れた事例である。騒音公害は新幹線沿線の住民たち（名古屋）によって問題にされた。公団住宅でピアノの音がうるさいと言い争いが起きて殺人事件まで発生したピアノ殺人事件のような例もある。悪臭は石油化学コンビナート周辺で発生した。

(3) 公害報道

このような環境問題はどのように報道されたのであろうか。

1960年代に全国のあちこちの地方都市で公害事件が散発的に発生したが、全国世論に盛りあがらなかった。それは日本のコミュニケーション構造があまりにも“中央集権的”にできているからと考えられる。つまり、東京という日本の中心点で全国的に大きな公害があまり起きなかったのも、というよりは正確に言うと、公害が起きているのに気づけなかったために、全国紙はじめ東京に本社をおく主要マス・メディアが公害への強い関心をいだけなかったと言えよう。地方の公害事例はあくまでも個々の地方ニュースとして、全国紙の場合でも、県版など地方のページで報道されたにすぎなかった。

しかし、1970年夏になると事態が一変した。70年代は公害報道で開幕したといっても過言でない。7月、東京都内の立正高校光化学スモッグ事件が起き、東京に本拠をおく主要マス・メディアは公害ぼく（撲）滅キャン

ペーンを開始した。それまでとかく大気汚染や水質汚染など別々に報じられていたのが、環境破壊という同じ根をもった問題としてとらえられるようになった。

キャンペーンは連載記事，特集記事，解説記事などを通じて行われたが，社説にも環境問題が数多く取り上げられた。三大全国紙の一つである「読売新聞」を例にとると，1970年一年間の社説は572本（社説は一日に1～2項目）あり，そのうち114本（19.9%）が環境問題をテーマに扱っていた¹¹⁾。そもそも社説は外交，政治，経済，文化，社会など国内，外のありとあらゆる問題を対象にしているわけで，環境という一つのテーマが約20%を占めたのは，やはり比率が高かったといえよう。

このキャンペーンは，1960年代の高度経済成長の陰で野放しになっていた環境破壊の諸問題をいっせいに告発したもので，こちらではこのような公害事例があり，あちらでもこのような公害事例があるといった紹介が中心であった。いわゆる告発型の報道だった。

このような中で，マス・コミュニケーション研究者の中でも公害報道への関心が高まり，日本新聞学会は1970年秋季研究発表大会で，「パネル・ディスカッションー公害報道」を企画した。公害報道の担当記者やコミュニケーション研究者など四人で討論が交わされた。筆者も司会者として参加した。とくにこの中で，当時のマス・メディアの公害報道への要望事項として，(1)公害の現象面だけでなく，その因って来たるプロセスや社会構造まで追及する必要がある，(2)一時的な告発記事でなく，長期のキャンペーンが求められる，(3)本物の市民運動が起きるまでマス・メディアはその代替的な機能をはたすべきである，などの意見が出た¹²⁾。

この時期のマス・メディアはハロルド・ラスウェル（Harold D. Lasswell）が言うところの“環境の監視，査察”機能（the surveillance of the environment）をはたしていたといえよう。しかし，より鋭く“監視”機能を発揮していたのは当時のミニコミ誌である。

ミニコミは1970年前後に一種のブームをきたした。若ものを中心とした一種のカウンター・カルチャー (counter culture) としての存在意義があった。ミニコミはいろんな種類があり、日本ミニコミ・センターが東京に設立された1971年には、全国に約5,000種あったといわれている。大半が反体制的なもので、環境破壊の原因となっている一部大企業への反対運動の道具として発行されているものもあった。

ただし、このようなミニコミ誌もマス・メディアによって紹介されることによって初めて幅広いパブリシティを得るのであって、ミニコミ誌だけの影響力はおのずと限界があった。また、70年代中ごろになると、学園紛争の下火に伴って、反体制的なミニコミ誌は商業主義的なタウン誌にとって替わられてしまったといえよう。

B. 新しいコミュニケーション

国家主導型の開発から企業主導型への開発パターンへ移行していったところに環境問題が生じてきた。この環境問題は、開発というものを企業主導型からさらに市民主導型で考え直してみるきっかけをつくったと言える。さらに、物質的な発展から精神的な発展へ価値の転換をきたすことになったともいえる。この価値の変化はコミュニケーションのあり方、ニュースの価値観にも大きな変化をおよぼした。

(1) 新しいニュース価値基準

環境問題はニュースの送り手に、新しいニュース価値基準を考える機会を与えたといえよう。それまでの伝統的なニュース価値基準は、①時間的近接性、②距離的近接性、③著名性、④異常性、⑤進展性、⑥情操性といった諸点だった¹³⁾。

つい今しがた、近くで起きたできごととは大きな関心事になるし、有名人がからんだ事件の方が同じ内容でも一般の人の場合よりも大きなニュースになる。異常性が高く、進展性があり、人の感情をくすぐる度合いが高い

ほどニュース性が高い。これらをごく簡単にいうと、伝統的なニュース価値は異常性・新奇性にあったといえよう。要するに異常で珍しいからニュースになり得た。いまでもそれは真理だ。

しかし、環境問題では珍しい異常な破壊の結果が明らかになってから、それをどれほど詳しく報じてあまり意味がない。地盤沈下なら、一年間で一センチ沈下したとしても、それを一日という単位でみると一見何の変化もみられない。しかし、その日常性を手おくれにならないうちに報道しないと、それは役立つニュースにはなり得ない。予見性のあるニュースが求められるわけである。

日常性と予見性とは微妙な関係がある。日常性を十分観察することは社会の構造を見きわめることに通じる。社会の構造を見きわめなければ、予見性ある目も育たない。

公害は1980年代になっても完全に消えたわけではなく、形を変えて存在している。日本新聞学会では1983年の春季研究発表大会で「開発とジャーナリズム」と題するシンポジウムを行った。1970年代早々の公害の事例では、進出企業と地元住民という対立関係がみられたが、最近の環境問題はもっと複雑になっている。つまり、同じ住民同士の中で加害者と被害者がいるケースが出ている。例えば四国・愛媛県の漁村では、ハマチ養殖の漁民が早く魚を大きくしようとエサを過剰に与えるために海水が汚れ、隣接している真珠養殖場に被害がでていたとの報告がこのシンポジウムでなされた。同じ漁民同士が加害者になったり被害者になったりしている。「内なる敵」との闘いは以前のような外者の進出工場への反対運動という簡単な図式では解決できない。つまり、住民一人一人が自分にとっての発展、開発とは何かを考えていかなければならなくなっている。

このシンポジウムには筆者も問題提起者（discussant）の一人として参加したが、シンポジウム全体として出た結論は次のような諸点だった。

①現在は1970年代初頭のように、公害への関心がはじめて全国的に高まっ

た時とは違い、告発型の報道だけでは十分ではない。人間の感情に訴えるだけのアプローチではなく、受け手が冷静に判断できるような素材を多角的に豊富に送り手は提供していくことが求められる、②現代は公害の加害者と被害者を簡単に図式化しにくい時で、それだけにただ単なる表面的な報道ではなく、社会的な構造を分析する報道姿勢が大切になってくる、③送り手が取材の面でも今までにない広がりを求められ、“公害輸出企業”を監視するために、国内はもとより海外での状況をも連結させて報道する必要がある、④それには送り手機構の活性化が求められ、地方支局、本社、海外支局など関連部署の円滑な連携が必要になる、⑤開発の意味を物的、精神的両面から総合的に考えていく必要があり、送り手がトータルな開発の意味を求めて価値とのかかわり、未来への志向をもったコミュニケーションを避けることができない状態になってきた¹⁴⁾。

(2) 社会構造をコミュニケーションすること

トータルな開発を考える必要性が高まってきたのは、とくに1980年代になって日本社会に精神的な荒廃のきざしが目立つようになってきたことにもよる。それは家庭の崩壊である。

まず最初の徴候は子どもたちの非行である。少年非行は1983年で約30万件発生し、14、5歳に多発している。いままでにないほどの暴力行為が目立つようになってきた。金属バットで両親をなぐり殺したり、教室で教員をけって死傷させたり、2、30年前には想像し得ない事件が起きている。これらの家庭内暴力、校内暴力の事件の原因はいろいろ考えられるが、その一つは子どもたちが管理化された社会に閉じこめられているためである。

猛烈に勉強して優秀な高校、大学への合格をねらい、一流会社につとめて家庭をもつことが幸福のすべてであるかのように考えられ、それ以外の道へドロップした若ものたちがダメな人間とレッテルをはりつけられてしまう社会に、若ものたちが抵抗しているのだとも解釈できる。

次に来たのが主婦の家出である。忍耐強いと思われた日本の主婦が自由

を求めている日突然夫や子どもの前から“蒸発”してしまうケースがふえている。ただ単に女性の“自立”と喜べないむきがある。

そして次に起きてきたのがサラリーマンの夫の問題である。いままで馬車馬のように猛烈に働いてきた日本のサラリーマンが、いま、これからも“会社人間”として進んでいくことに戸まどいを感じ始めている。わけの分からないと思われた妻の蒸発も、実は家庭を顧みない夫への不満のためであることに気づいた夫たちは、いま遅まきながら家庭人に戻ろうとしている。高度経済成長を支えていたサラリーマンにとって、まず企業があって、そして自分が存在すると考えていたが、これにようやく矛盾を感じ始めてきた。まず個人があってこそ企業が成り立つのだと考え始めている。いままでの企業中心のビッグファミリー意識に少し疑問をいだくようになってきた。

一方、日本人は9割以上が自分は中流階級だと思っている。何をもって中流というかむずかしいし、中流階級でありたいという希望の念も9割の中には含まれているだろう。一見、幸せな日本社会と映るかもしれないが、この裏には激烈な競争があることも事実である。

つまり、中流の生活を守るためにはたえず厳しい競争をしているわけである。隣人とのつり合いをたえず意識し、満足のゴールがない。それは自分なりの「分」をわきまえることになれていないせいである。情報化社会でのあふれる情報にふりまわされて、“人並み”にと物質的な欲望を際限なくつづらせている。

今日各種のニュー・メディアが登場している。ハイテクノロジー時代を迎え、バラ色の人生、将来が待っているかのようにみられている。しかし、それははたして本当だろうか。既存のマス・メディアが圧倒的に片側コミュニケーション (one-way communication) であり、ある種のニュー・メディアでは双方向コミュニケーション (two-way communication) を実現できる。たしかにその分は人間的なコミュニケーションができるが、

機械化に伴う人間疎外の現象が強まることも忘れてはならない。ハイテクノロジーの目的はやはり自動化の促進にあると言えよう。対面コミュニケーション (face-to-face communication) が少なくなるに伴って、私たちが失っている物が多い。

フリープレス (free-press) の配布、イベントの企画など“人間らしい街づくり”運動も一部にみられるが、幸せとか発展の問題はもっと個人の内的な領域の問題であるはずだ。

Ⅳ 今後の課題

発展や開発といった問題をトータルで、しかも一市民としての主体性をもって考えていこうという傾向は日本において今後強まっていこう。マス・メディアの担い手や教育者という社会的なコミュニケーションをはかっている人びとは、この方向への促進を努力していく必要があるだろう。

日本の輸入とも関係のある熱帯林の乱伐をやめさせる運動やアフリカ難民への救援運動や反核運動といった全地球レベルで考えなければならない問題が今後多発するであろう。自給率の低い日本農業は、外国からの農産物に頼らなければならない面が多い。一本のバナナがどのような人びとの手を経て日本人の口にはいるようになっているのか、その社会構造を国内からアジア・世界の場へと拡大して考えなければならない。

今後、ますます高まる国際間の相互依存性への認識をマス・メディアも教育界も若い人びとに高めていく必要がある。とくに世界の平和の問題といった「大状況」の問題を提起していく必要があるが、これはまさに、全地球的な社会構造を伝えるコミュニケーションであり、これこそ、総合的な発展の最終的なテーマであろう。

発展の問題はとにかくいままで上から下へ降りる形で考えられた。つまり国家主導型であったり、企業主導型であり、あまりに市民主導型でなさすぎた。いまこそ、日本の市民はまず自分にとっての真の幸せ、発展とは何

かを考え、次に家庭、職場での発展、国、アジア、世界の発展へと考えていく必要があろう。そして、その発展の中味も、従来の物質主体でなく、精神的な面も含めたトータルな形でとらえていくことが求められている。

社会的なコミュニケーターとしてのジャーナリストや教育者は、総合的なバランスのとれた発展を考える総合指揮者として、多くの人びとにコミュニケーションしていかなければならないだろう。個々の具体的な開発プロジェクトは、根本的にはこの大きな方向づけの柱に何らかのかかわりを持っていく必要がある。日本はただ単なる技術的な近代国家から脱皮しなければならない。

(筆者は上智大学社会正義研究所員、文学部新聞学科教授)

注

- 1) 井上清『日本の歴史20——明治維新』中公文庫、1984年13版、253頁。
- 2) 高橋誠一郎「福沢諭吉」『三代言論人集 第三巻』時事通信社、1963年、81頁。
- 3) 同上、81頁。
- 4) 同上、82頁。
- 5) 岡田章雄ほか編『日本の歴史 第十巻 明治維新』読売新聞社、1962年、220頁。
- 6) 同上、221頁。
- 7) 同上、272頁。
- 8) 読売新聞100年史編集委員会『読売新聞百年史』読売新聞社、1976年、51頁。
- 9) 加藤秀俊、前田愛『明治メディア考』中公文庫、1983年、227頁。
- 10) 同上、228頁。
- 11) 武市英雄「公害と日本」『日本人——その可能性』ヴェリタス出版社、1972年、162頁。
- 12) 「パネル・ディスカッション “公害報道” 要旨報告書」『新聞学評論』日本新聞学会、No.20、45～46頁。
- 13) 関一雄『新聞ニュースの研究』厚生閣、1933年、34頁。
- 14) 「シンポジウム 開発とジャーナリズム」報告、『新聞学評論』日本新聞学会、No.33、140頁。

Implications of “Development Communication” in Japan

Hideo Takeichi

SUMMARY

The purpose of this paper is to clarify the relationship between development or modernization and communication. “Development Communication” or “Developmental Communication” does not exist as a valid terminology in present-day Japanese society. The expression, when used by UNESCO and the developing nations, tended to mean public information activities which were linked with the State’s enforcement of development policies. For instance, they involved such questions as how to carry on a birth control drive as an integral part of the population curbing policy and which media to use in order to improve literacy. In Japan, however, “development communication” in this sense does not exist.

Why is it then that “development communication” is not an established terminology in Japan? Some conceivable reasons are: first, Japan as a fairly well developed country is no longer troubled with serious national problems of that kind; and secondly, the development problems which do exist in some regions of Japan, in connection with the construction of nuclear plants and the new international airport, are hardly considered from the viewpoint of a communication policy, although they leave much to be desired in the improvement of communication between the Government and the enterprises on the one hand and the local inhabitants on the other.

It is a stern reality, however, that Japan has problems linked with development and communication, even though the term "development communication" is not in existence as a common expression. The point at issue here is what to do about the communication activities for the purpose of solving the problems that have arisen after the development, rather than the problems of communication aimed at development. Namely, the question is what kind of communication policy is needed to work out the post-developmental problems and to rectify the strain of modernization.

In this paper, therefore, I would like to examine the relationship between development and communication in the early years of Meiji which marked the starting point of the modernization of Japan. I will then investigate what kind of new problems are arising in present-day Japanese society which is on the extension line of the Meiji development. Tracing back to Meiji and studying the relationship between modernization and communication will contribute to viewing the post-modernization problems of today in multi-dimensional perspective.

The contents of this paper are as follows:

- I Concept of Development Communication
- II Development Communication in Meiji Era
 - A. Communication Policies of the State
 - B. Communication of the Citizen Leadership Pattern
- III Post-Developmental Problems
 - A. High-Rate Economic Growth and Its Strain
 - B. Communication in New Style
- IV Tasks for the Future

<特別寄稿>

アジアの農村開発の理念と実践*

——スリランカのサルボダヤ運動——

A. T. アリヤラトネ**

（訳・室靖＝東和大学国際教育研究所教授）

はじめに

今日はこちらにお招きを頂き，誠に光栄に存じます。

これまで私たちは30年近くサルボダヤ運動を行ってまいりましたが，今日は，そのことについてお話ししたいと思います。時間の関係もありますので，いくらか手短かに話し，そして皆さんとの話し合い，質疑応答等を行っていききたいと思います。

何千年にもわたって，人類はそれぞれの社会で，「正義の社会」を創るため闘い続けて来たと思います。時には，大きな王国や帝国で非常にたくさんの人びとを巻き込みながら，社会の進展のための努力が行われ，また一方では，非常に小さなコミュニティでそういうことが行われてまいりました。このような状態はこれからも続くであろうし，繰り返されていくだろうと思います。今日は特にサルボダヤ運動とは何か。サルボダヤ運動がどのような経験をこれまでしてきたのか。そして，これからサルボダヤ運

* 本稿は，1985年10月17日，上智大学社会正義研究所主催の講演会での講演内容である。

** A. T. アリヤラトネ博士（1931年～）はサルボダヤ運動の提唱者であり，現在，サルボダヤ・シュラマダーナ協会会長である。博士の活動は国際的に注目されており，1969年，ラモン・マグサイサイ賞受賞，1982年にはベルギー国王から国際開発賞を受けた。

動は何をなすことを期待しているのか、ということについて簡単にお話ししたいと思います。

「[・][・]全体」の目覚め

「サルボダヤ」という言葉は、もともとマハトマ・ガンディーが造り出した言葉です。サンスクリットで「サルバ」(sarva)は「すべて」を、「ウダヤ」(udaya)は「目覚め」を意味します。ガンディーは「サルバ」と「ウダヤ」という言葉を一緒にして「サルボダヤ」という言葉を造り出しました。マハトマ・ガンディーはこの概念 (concept) が20世紀において非常に重要であると信じていました。マハトマ・ガンディーは、もともとイギリスのジョン・ラスキンが著した “Unto This Last” という英語の本の題名を彼自身の故郷グジャラートの言葉で「サルボダヤ」と訳したのでした。もともとグジャラートの言葉とスリランカのシンハリ語というのは語源をたどれば、どちらもサンスクリットでありますから、同じような性質の言葉です。私たちはインドから、この「サルボダヤ」という言葉をとり入れたのでした。西欧社会においては「多数」を大事にする、という考え方が近代になり生まれてきました。なぜなら、それ以前は「少数」が良い目をみて、「多数」は良い目をみていなかったという状況があったからです。西欧の思想である資本主義の考えでは、経済的な発展が「多数」をもとにして考えられています。同じように共産主義の思想においても、プロレタリアの解放など、やはり、「多数」を尊重しているわけですが、「多数」は「全体」ではありません。ところが「サルボダヤ」の思想というのは、インドのヒンドゥー教や仏教も同様ですが、「多数」とか「少数」ではなくて、「すべての人・全体」を大切にします。スリランカの場合はヒンドゥー教よりも、主として仏教の哲学に影響されています。仏陀の教えをひと言で言うならば、それは「すべての生き物の目覚め」ということになるでしょう。では、一体何に目覚めるのでしょうか。まず苦

しみからの目覚め、恐怖からの目覚め、そして心の痛み、いわゆる悩みからの目覚めなのです。マハトマ・ガンディーが「サルボダヤ」という言葉を生み出した時には「万人の福祉」ということを意味していたのですが、仏教的文化を持つスリランカにおいては、あらゆる生きとし生けるものの「目覚め」と解釈し直されました。

内面の自由、集団の自由

もし人間が、全人格として目覚めるとするならば二つの要素があります。ひとつには、自らを不自由、拘束、奴隷状態に置いておくような内面的な束縛 (bondage) の問題があります。そのような内面的な束縛といったものは三重構造からなります。ひとつは「欲」(greed)、二つめは「悪意」(ill will)、三つめは「無知」(ignorance)であります。もしひとりの人間が欲望に囚われ、悪意を持ち、そして事実や真実について無知であるならば、その人は自らの業(ごう)として内面的な奴隷となります。また、他の人との関係においても社会的に拘束し、奴隷化している状況があります。つまり、集団としての人間の拘束、奴隷化状態というのは社会的な性格のものです。具体的に申しますと、人種的、階級的、言語的、また場合によっては宗教の面で社会的な差別をうける、といったような束縛があります。もっとわかりやすいところでは、経済的搾取体制や奴隷化といったようなものが現実的にあります。同じような束縛としては、自由の不在、つまり言論の自由など、自分の考えることを主張することの不自由があり、これらも、集団としての奴隷化状態であります。したがって、本当の意味で人間、あるいは人間社会が解放されるためには、以上述べました両面において解放されなければなりません。つまり自分自身を人間として解放することです。

個人から人類全体の解放へ

しかし、ひとりの人は決して一個人で生きているわけではありません。同時に家族の一員であります。そこで一人の人間の解放（目覚め）ということから、今度は家族の単位での解放，ということに進むわけです。しかしながら、家族といったものも、それが農村であれ都会であれ、コミュニティの中にあるわけです。したがって、人間が解放されるというのは、単に個人が解放されるということではなく、また家族が解放される，というのでもなく、コミュニティ全体が目覚め、解放されることであります。同様に、それがより広まって行きますと、国家というものの目覚めであり、解放となり、それを更に進めると、全世界、人類全体の解放となるわけがあります。このように個人の解放から始まって、だんだんと広がっていくことになるわけです。簡単に言えば、サルボダヤの思想というものは、今まで申しあげたような方向で発展したわけです。その意味で、サルボダヤは、大多数の物質的な向上をめざす資本主義や共産主義と異なったサルボダヤ固有の物の考え方を持っていると言えます。そして、以上の考え方に基づきわれわれサルボダヤは、過去25年以上にわたって行動してきたわけです。

理念から行動へ

思想や主義は、それだけでは意味がありません。それはアクションに結びつかねばなりません。個人ひとりひとりの目覚めから始まって、家族の目覚め、地域社会の目覚め、更に国家の目覚めへ進み、究極的に世界の目覚めへと進む，というのはサルボダヤの目的であり、理念であります。それを堅実に翻訳するためには行動が必要であります。それは日常的に毎日のこととして実現されなければなりません。まず個人の目覚めを考える場合、私たちサルボダヤでは、第一のグループとして、生まれてから小学校に入るまでの年齢の子供という一群を考えます。それから少年期の

子供のグループ、青年のグループ、母親のグループ、それから農村であれば、農民のグループ、あるいはその他の職業集団のグループを考えます。それから、そこで、いかにしてひとりひとりが、あるいはまた、集団として目覚めていくかという戦術を考えていきます。

ベーシック・ヒューマン・ニーズ (Basic Human Needs) を求めて

そのようなことから、私たちとしては——特に農村の場合であります——ひとつの地域社会での話し合い、あるいは自分たち自身の実践の経験から、それぞれのグループが特定のニーズのワンセットを見つけていくわけであります。これらは、開発論者の間では「ベーシック・ヒューマン・ニーズ」と言われているものですが、サルボダヤにおいて、この「ベーシック・ヒューマン・ニーズ」は10あります。第一には、物理的・精神的に清潔な環境。二番目はきれいな、そして十分な水、特に飲み水、食べる物、着る物、家、それから健康を保持するためのニーズ、コミュニケーションのためのニーズ、エネルギーのニーズ、それからトータルな教育についてのニーズ、そして最後に精神的かつ文化的ニーズであります。このような10からなるベーシック・ヒューマン・ニーズの組み合わせを課題にして、それぞれの個人、集団がいかに実現していくか、ということはまさにアクションにつながります。個々の農村であれ、都市であれ、地域社会が、ニーズの全部でないにしても、たとえいくつかでも自分たちの自助努力によって満たそうとする行動が起こってくるわけです。ベーシック・ヒューマン・ニーズの獲得に向けて自分たちで計画をたて、そして自助努力によってそれを行うということによって3つの事柄が次にできます。まず第一にそれによって精神的な潜在能力といったものができます。私がこの場合「精神的」というのは憎しみとか凶暴とかの意味ではなくて、万人にある「愛」というものを意味します。過酷な競争と搾取、あるいは欲望の追求ではありません。例えば、一つの村で、村の人びとが自分たちの努力で

道路を造ります。それは道路が必要だから造るのでありますが、道路を造ることによってそれを造った人たちが向上すること、解放されること、目覚めること——すなわち、物を造ることによって、同時に自己を内面的に解放するということが最も大事なことになるわけです。私たちのところでは、異なった宗教を持ついろいろな人びとが一緒になってそういう活動に参加しています。第二は道徳的な発展向上です。厳密な意味で申しますと「スピリチュアル」(spiritual)とは、自分が自分に関係しているということでの概念であり、「モラル」(moral)とは自分の他の人間、外との関係においての言葉としてあります。現在サルボダヤ運動はスリランカ全体に約2万3千あるルーラル・コミュニティ (rural-community)のうち、8千のコミュニティで活動しております。その8千のうち約6千はシンハリ語を使う仏教徒の多いコミュニティであり、あとの2千はタミル語を使うヒンドゥー教徒のコミュニティであります。現在スリランカでは少数民族派と多数派との間で流血の抗争が行われております。しかしサルボダヤの村では静かに、そういう抗争に巻き込まれず、憎しみを持たないで力を合わせながらベーシック・ヒューマン・ニーズを満たす平和な世の中を創るように努力しています。「スピリチュアル」、「モラル」の次に「カルチュラル」(cultural)な側面を追求しています。特に申し上げたいのは、私たちの言うカルチュラルとは、貧困もない、豊かさもない、そういう状態をめざすのであります。「スピリチュアル」から始まって、「モラル」、「カルチュラル」というプロセスを経て、社会的、経済的、政治的な正義というものを建設していくのです。

下から創りあげる社会

ここ数年特にそうですねけれども、多くの人が私に次のような質問をします。

「あなたの運動は大変大きな運動だ、そして、今やサルボダヤ運動に参

加しているスリランカの国民の数は、スリランカの政党の党員すべてを合わせた数より多い。それなのに、あなたはなぜ政治の世界に入り政治指導者にならないのか」と。

世界中どこの国でも見られることですが、権力や政治力といったものを握る人たちがいます。一方、それに対して、その力を執ろうとする人びとがいます。そして、両者の間に戦いが行われています。それが例えば議会民主主義の形で行われようと、あるいは非民主主義的な暴力的な形であろうと、要するに力を持った政治権力というものを執ろうとしています。私たちサルボダヤは権力を求める運動ではありません。私たちが行おうとしていることは、政治の力を執ろうとかいうのではなく、下から積みあげて「新しい社会」を創っていくことなのです。

現在の世界の社会においては、権力や富、テクノロジーといったものが上の方で集中され、それ自身で自己崩壊の直前にあります。いわば、自分たちの重みで将来がなくなっているのです。とにかくひとりひとりの民衆からは大変離れたところで力が集中されているのです。私たちは8千の村で、多くの人びとにより、下から新しい社会を創ろうとしていますが、その努力の中で人間は幸せなのです。

時間がなくなりましたが、最後に一番言っておきたいことがあります。

今の世の中には工業化された近代社会と伝統社会というものがあります。それらは国によって比率は違いますが、どこにでもあるものです。自分たちの考えでは「近代社会」(modern-society)とは病気のようなものです。一方「伝統社会」(old-society)の方は貧しいけれども自然、心、そして文化を大事にして細々ながら生きています。しかしながら、残念なことに、巨大な政府や国際機関(国連機関)などでは「伝統社会」を「近代社会」に変えること、近づけることが「発展」(development)だと考えています。自分たちはそうは思っていません。皆さんの中にもそのよう

な方がおられるかもしれませんが、現代の病んだ「近代社会」の中にも、オルタナティブ（もうひとつの別の生き方）を求めている少数の人びとがいます。自分たちは、そのもうひとつの社会を求めている人びとと同じものを求めているわけではありません。そうではなくて、病んだモダン・ソサエティをバイパスして（通らないで）一挙に新社会（ニュー・ソサエティ）を創ることをめざしているのです。そしてノン・バイオレント（non-violent）なやり方——すなわち暴力を使わないで、全ての人間が道徳的・正義的・社会的・経済的に幸せであるような脱近代化社会を築くために努力しているのです。

質疑応答

サルボダヤの“ムラ”

Q：8千の村がサルボダヤに参加しているとのことですが、その村とは行政村ですか、あるいは伝統的な自然村ですか？

A：私たちが「村」というのはまさに自然村のことをさし、人間の集落のことを言っております。先ほど述べたような考え方を実現するために、サルボダヤはなるべく大きくない村を対象にしています。理想的に言えば、だいたい150家族以下という程度が良いと思います。したがって、ひとつの村がそれよりたくさんの家族からなっている場合には、ちょうど日本の村に字（あざ）があるように、スリランカの中にもそのような単位がありますので、その単位ごとを“ムラ”と考えてやっているわけです。

サルボダヤの「開発」理念

Q：サルボダヤの運動を紹介した本を読みますと、アリヤラトネさんは常にサルボダヤをみるとき、サルボダヤのターム（term）でみる、ということを強調していますが、サルボダヤのタームとはどういうことを意味しているのでしょうか？

A：サルボダヤのタームで自分たちが物事の評価をするということはいくことです。広く行われていることですけれども、例えばディベロップメント（development）というものを評価する場合に、一人あたりの所得の増加とか、物の消費の増加とかのような、いわゆる純経済的な尺度で評価をしてきました。これまでそれを最も典型的にやってきたのが世界銀行の人びとですけれども、本来善意で、しかも信仰的でわれわれと考えが近いはずのヨーロッパの非政府団体の人びとでさえ、スリランカへ来てわれわれの運動を評価する時に、やはり同じように「もの」の点での増加、増産とか、いわゆる従来の経済開発の理念で評価をしようとしています。私たちはそういう考えと違った考え——先ほども申しましたが——すなわち、経済的な面は6つのうちのひとつの側面であって他の5つも同じように大切であるとする、まず、それがサルボダヤの他の評価の基準との違いであると思います。

例えばサルボダヤが5千の村のために1万の青年を保健・衛生の面で訓練するとか、あるいは保母さんを養成するとかの目標を持ち、それがいくらかのお金をかけて養成されたかということは実際数字的に書かれるわけがあります。そのような評価はよく行われるし、特に外国の開発援助の機関はそのような評価が好きです。具体例で申しますと、カナダにCIDA（国際開発庁）という政府機関がありますが、そこの人が実際サルボダヤにかつてきて、投じた資金に対して効果があったかどうか、という評価をやったことがありました。その時CIDAの人びとはサルボダヤの場合、一人頭、原価に27セントしか、かかっていないという計算をしました。これは、政府や他のグループがやっているような開発運動の約2百分の1の資金にすぎないわけです。そのような数字的評価というのはよくわかるのですが、それとはまた異なる—数字では計れないような評価—というのは政府にはできません。自分はまあ、我が国では有名で人気があります。恐らくは大統領や首相にも匹敵するぐらいの人気があると思います。だから多くの人

は「お前はなぜ政治家にならないのか？」と言うけれども、私は絶対にならない。なぜなら、私が求めているのは幸福なる人間であって、権力ではないからです。

僧侶の役割

Q：サルボダヤ運動では仏教の原理を基盤としているとのことですが、具体的に僧侶がサルボダヤ運動にどのような関わりを持っているのでしょうか、あるいはどのような役割を果たしているのでしょうか？

A：私たちサルボダヤは上層の仏僧のための特別の訓練所を持っています。これらの僧たちは、いろいろなコースによって期間は違いますが、サルボダヤの活動について学びます。彼らはわれわれの訓練所で仏法を学ぶわけではなくて——仏法は他の所で勉強しているわけですから——開発についての勉強をしています。今から11年前に仏教のお坊さんだけを対象にする訓練センターができて以来、今日までに千7百人の仏教の僧がサルボダヤの訓練を受けております。これは長期的な訓練を受けた僧の数です。短期の研修コースでは3千人のお坊さんがやはり一種のサルボダヤのオリエンテーションを受けています。その他、今述べた中心的な仏僧対象の訓練センターの他に、若い僧たちのための2つのセンターも設けてあります。これらのセンターで訓練を受けた仏僧たちは、政治や行政の官僚組織に頼らないで、仏法（ダルマ）を開発にどのように翻訳するか、実践化するかということを学ぶのであります。その種の訓練を受ける僧たちは他の宗教の指導者——クリスチャンであれ、ヒンドゥーであれ——と交流することも学びます。つまりインターレリジヤス（inter-religious）な協力も訓練所で勉強してもらうわけです。

最後に——ちょっと内緒のことなのですが——仏教の僧を運動に巻き込むことによって、自分たちとしてはやや安全性が高まることになります。というのは、国内の仏僧のうちの4分の1がサルボダヤ運動とかかわりを

持っているとなると、政府といえども軽々しくわれわれの運動に手を触れることができないからです。

Theories and Practices of Asian Rural Development

—A Case of Sarvodaya Movement in Sri Lanka

A. T. Ariyaratne

SUMMARY

For thousands of years, human beings have been struggling to build a 'just society.' We are also trying to do that through our Sarvodaya Movement in villages and small urban communities.

Sarvodaya is a word coined by Mahatma Gandhi. Sarva in Sanskrit means 'all.' Udaya means 'awakening.'

In Western societies, people tend to think in terms of the majority because it was always the minority that got the best in society. The capitalists as well as the communists pursue economic development for the majority. However the majority is only a part of society.

Hinduism and Buddhism show similarity in their thinking in terms of 'all.' Sri Lanka society is mostly influenced by Buddhist philosophy. If Buddhist philosophy could be translated into one sentence, it is "May all beings awaken." When Gandhi's idea of Sarvodaya came to Sri Lanka, we understood it as 'awakening of all.' Awakening from suffering, fear, and pain of mind. There are two ways for a man to awaken totally. One way is to awaken inwardly. Greed, ill will, and ignorance are the inner bondage we

have to liberate ourselves from. The other way is to awaken outwardly from social, economic, and political bondage. People can be enslaved because of an unjust arrangement and unjust structures. In those two ways we have to liberate ourselves as a human being. And this individual awakening should move on to family, community, national, and international level.

Based on these ideas we developed a certain program of action. Ideas are not enough. They have to be translated into action just like we translate pure science into technology. We also think about the structures and institutions in realizing our ideas. And we have to simplify our objective, which is to awaken human personality and community, into day-to-day things we can do.

We have different groups for concrete actions subdivided by age, occupation, and role in the society. Through our talks and experiences with those groups, we have found that each group has a certain set of needs. You might call them 'basic human needs.' Clean environment, clean and adequate supply of water, clothing, housing, food, health need, communication need, educational need, and energy need. And the uniqueness of Sarvodaya is that it includes spiritual and cultural needs in that set of needs.

Each community can plan out actions to satisfy one or more of these needs and start working for their own self-reliance. Such a self-reliant community releases spiritual, moral, and cultural processes. What I mean by spiritual is the process of love as we work together in the community. Different religious groups can join in the actions for spiritual development. As spiritual means how I relate to myself, moral means how I relate to others. Our movement has now spread to 8,000 villages out of 23,000 villages in the whole country of Sri Lanka. 6,000 are Sinhalese speaking Buddhists' villages. 2,000 are Tamil speaking Hindu villages. While some people have started armed conflicts based on racial differences, these people in the 8,000 villages work together because

they don't believe in caste or race but in one human family. And for cultural process we have to accept a certain culture which is neither affluent, nor poor. Our cultural process is that of non-poverty and of non-affluence. Through those spiritual, moral, and cultural processes together with social, economic, and political processes, we are trying to build 'just society.'

Sarvodaya Movement is nearly 30 years old now and people in the movement outnumber the members of all the political parties in our country. Because of this, people ask me why I don't go into political action. We have seen people trying to capture political power by constitutional means or revolutionary means, but we don't belong to either category. We are trying to build a new society which is different in nature. That should be done from the small communities. It cannot be done in the structure that has created nuclear armament, ecological imbalance, moral degeneration, terrorism, increasing multinationals, and so forth. People in the movement don't say that they want political power, because they are satisfied with what they are doing. They are doing something which 'all' can participate in. What forms will our movement take, I don't know. But people in the villages are directly realizing the objectives and trying to liberate themselves from inner and outer bondage at the moment.

(Address given at the Institute for the Study
of Social Justice at Sophia University, Tokyo,
October 17, 1985)

<特別寄稿>

今日のイエズス会の大学*

ペーター・ハンス・コルヴェンバッハ
(イエズス会総会長)

ごあいさつ

まずは、ローマへようこそ。実際にはこの地はフラスカチではありませんがそう申し上げてよろしいでしょう。そしてこの大切な学長会議にようこそ。公式の歓迎の辞は昨晚すでにジョン・オカラハン神父が申し上げたわけですが、わたくしも、そしてイエズス会本部の一同としても、もう一度歓迎の言葉を申し上げたかったのです。と申しますのは、皆様方はいずれも大変御多忙であり、スケジュールをやりくりしてもう一つ会議を繰り入れるというのもそう簡単なことではないはずなのですが、それにもかかわらず、皆様方はこの会議への招待を驚くほど積極的に受けて下さったからです。皆様方の積極的応答に感謝申し上げます。率直に言わせていただければ、皆様方とこの会議に集えましたことは大変幸いであり、心から感謝している次第です。

それから特に、ここに参会しておられるイエズス会外の一般の方がたに感謝申し上げます。皆様方はいずれもイエズス会教育機関の長の職を占めておられるのであって、単にゲストあるいはオブザーバーとしてここにおられるわけではありません。皆様方を特に心から歓迎します。どうぞ御遠

* 本稿は1985年11月5日、イエズス会の諸聖人の祝日、イタリア、フラスカチにおける学長会議にて、イエズス会の大学その他高等教育機関の総長、学長に向け語られた講演である。

慮などなさらずに御参加下さいますようお願いいたします。それから、会議を通して「イエズス会員」という言葉が用いられることと存じますが、どうぞ御容赦下さいますよう。

皆様方はいずれも、高等教育というイエズス会の使徒的活動の責任を負っておられる方がたであり、それ故に、重要人物中の重要人物といえる方がたなのです。そのような皆様方と集えるこの時を逃さず、イエズス会の活動における教育の位置について、とりわけ高等教育の位置について、今日のイエズス会の抱える優先的問題との関係でお話してみたいと思います。もちろん、皆様方は非常にさまざまなバラエティーに富んだ高等教育機関を代表しておられるわけですが、ここでは便宜上それらすべての機関を「大学」と表現させていただくことといたします。

貧しい人びとを優先するという選択

さて、第33回総会の出した第1文書¹⁾は、第32回総会の第4教令²⁾に比べれば、諸大学にとっては、まず間違いなく、ずっと穏やかで安心できるものであったことでしょう。もちろん、そうは言っても、何らかの不安感が残ることも確かです。なぜなら、イエズス会は信仰への奉仕と正義の促進を優先事中の優先事であると一方で宣言しているわけですが、他方で、現実はどうかと言えば、多くのイエズス会員の関わっている事業と、多くの管区における使徒的活動とは、今でも圧倒的多数が人格形成と、教育と、専門分野研究とに向けられているという状態だからです。言葉の解釈というものは確かに幅のあるものですが、それにしても、これらの教育の業が社会的使徒活動という語で表現される意味内容の一つの明瞭な表現だと言うならば、それは言葉の濫用であるとすべきでありましょう。

「貧しい人びとを優先するという選択」(preferential option for the poor), そして特に「貧しい人びとを優先して愛そうとする態度」、また「貧しい人びとと優先して連帯すること」(もちろん、優先して、とい

う意味は他の人びとへの愛や連帯を排除するという意味でもなければ、実際にそうしているわけでもありませんが) という新しい用語を導入したことは、この矛盾にともなう緊張を和らげ、解消する希望を与えました。すでに1547年に、ポランコ神父³⁾は、貧しい人びとへの愛はイエズス会員に自然にわいてくると述べているのです。しかし、そうは言っても、「正義の促進」と「貧しい人びとへの愛」が全く同じだというわけではありません。「正義の促進」という言葉はある種の行動主義や、政治的直接性、あるいはまた具体的な闘い、といった内容を含んでいます。そのような内容は「貧しい人びとを優先して愛そうとする態度」という言葉で示されているとは思われません。「正義の促進」は英語で“love”とか“charity”とか表現されるキリスト教的「愛」の広い意味の中の一部として含まれているわけですが、しかしこの言葉は一種の対決、あるいは急進的態度へ踏み切るといった印象を与えかねないのです。そういった対決や急進性は聖書のいう新しい愛の戒めに真に従った行動というよりは、むしろそのまがいものに堕してしまうかもしれません。

1984年12月21日、教皇ヨハネ・パウロ2世は教皇庁職員に向けて語り、「貧しい人びとを優先するという選択」を普遍的なものとして確認し、この問題について以前、カナダや特にラテン・アメリカでなされた声明を追認されました。「わたくしはこの選択を取り上げ、今またそれを繰り返します。わたくしはこの選択にわたくし自身をかけます。そうせざるを得ないと確信しているのです。なぜなら、この選択は福音の永遠のメッセージだからです。キリスト御自身がそのように歩まれ、使徒たちがそのように歩み、教会も2千年にわたるその歴史の中でそのように行ってきたのです。すなわち、この選択は神のみ言葉に基づいたものであり、決して人間の学問や政治的イデオロギーにより提起された基準などではないのです。」教皇は、このように普遍的教会に対し語りかけられて、正義の促進をアピールしておられるのです。しかし、教皇の語りかけはまた、われわれの「貧しい人

びとを優先するという選択」をあまりに狭い意味に限定してしまわないよう、強く注意を促しています。「福音のメッセージを社会・政治的次元に還元することは、とりもなおさず、貧しい人びとからその至高の権利を奪い取るにはかなりません。すなわち、人間であるということが本当には何を意味するのかということや、人間の歴史の中に生きておられる神の存在といったことについて、より包括的真理を彼らが教会から受ける、その権利を奪いってしまうのです。」このような教皇の言葉は「貧しい人びとを優先するという選択」が教会の伝統の一部であるということを再確認しておられるのです。その強調するところは、「貧しい人びとを優先するという選択」というこの表現は、より広い意味で理解されなければならない、つまりこの選択は人間についての真理全体を含んだものとして理解されねばならないということなのです。と同時にこの言葉はまた、イエズス会が曖昧さも遅滞もなく応答しなければならないある使徒的活動の方向性をも強調しておられるのです。

最近の全イエズス会管区会議議長の会合において、イエズス会全体にわたって、実に多くの人びとがそのライフ・スタイルを変え、奉仕の選択に変化を示していることを知り、大変慰めを受けたのですが、同時に、多くの管区では狭い意味での「正義の促進」が最も差し迫った問題とはみなされ得ないことも明らかになりました。キリスト教信仰が危機に瀕している国ぐにや、共産党の支配下にある国ぐにでは特にそうです。さらに、多くの司教や一般信徒の方がたがわれわれに求めていることは、依然として、われわれが教育という使徒的活動、あるいは知的な使徒的活動にたずさわることであって、「正義の促進」とか「貧しい人びとを優先するという選択」といった方向を明らかに示す仕事というわけでもないのです。司教様方と話しておりますと、多くの方がたがイエズス会は大学の仕事を続けていくべきであって、「貧しい人びとを優先するという選択」は他の人びとにまかせておけばよいとおっしゃるほどなのです。

初期イエズス会と大学教育

ここで、われわれが現在おかれている状況をより良く理解するために、初期イエズス会の歴史に目を転じてみたいと思います。今わたくしが述べようとしております歴史上のことは微妙なニュアンスを含むものであり、また検証を必要とすることでもありますから、その分野の専門家である歴史家の方がたには御寛容をもってお聞きいただかざるを得ないわけです。しかしそれでも、イグナチオ⁴⁾の優れた精神を学ぶことにより、教育という活動分野の持つ真に使徒的な性質を再発見することができるのではないかと思います。

イエズス会は大学という環境を背景として生まれ、また育ちました。ローマにある会の資料館はある一通の学位証を注意深く保存していますが、その学位証はちょうど450年前に「パンプローナ司教区出身の、修士イグナチオ・デ・ロヨラは、賞賛と名誉とともに、厳格な試験をへて、名高きパリ大学文学部において文学修士の学位を取得した」旨を証言しています。さらに、初期の会員たちはその書簡の中で互いに相手の持つ大学の称号で呼びあっているのです。例えば、学士オセスとか、修士シモン・ロドリゲス、教授資格取得者アントニウス・アラオス、博士ペトルス・カニジウスといった具合です。今日のイエズス会で、「修学修士」(scholastics)という言葉を使うのも同じことをしているということになりましょう。

しかし、そうはいつでも、大学という環境が初期会員たちの使徒的考え方にそれほど重大な影響を与えたとは思われません。イグナチオはその霊的な旅において、しばしば当時の文化に批判的な行動をとっておりますし、初期イエズス会は知的なものに批判的であったとすら言えないことはないでしょう。しかし、彼らが自己の能力についての普遍的証しとして「称号」が必要であることを認め、また人びとの「魂を助ける」ための手段として大学での学問の価値を評価するに至ったため、大学は、受身的な意味

でとはいえ、イエズス会における使徒的活動の一手段となったのです。つまり、イグナチオは創立当初の会員に教育を受けさせるために既存の大学を利用させました。数年ならずしてイエズス会は今日のように、与える側としての使徒的活動の手段として教育事業にたずさわるようになりましたが、それは当初は伝道地においてのみでした。イエズス会はさらに後になって、こういった初期の経験に基づいて、教育を使徒的活動にとって有効であると認め、一般学生とイエズス会神学生とがともに学ぶ、イエズス会自体の手になる中等教育機関や大学を創設したのでした。

いってみれば、「正義の促進」が今日のわれわれイエズス会の生活を変えつつあるのとちょうど同じように、学院や大学の創設を優先して選択したことは、新しく生れたばかりのイエズス会に深い影響を与えたといえることができるでしょう。教育が優先され、それだけますます多くのイエズス会員が教育という活動分野に送られたとすれば、とりもなおさずイエズス会の宣教上の努力は弱められたことになるからです。フランシスコ・ザビエルや最近列福されたディエゴ・デ・サン・ヴィトレス⁵⁾の生涯はこの使徒的活動の優先順位の変化による緊張関係を証しております。同じように、この選択によって、イエズス会内部の生活自体も影響をまぬがれなかったことでしょう。例えば、使徒的清貧とか、奉仕の無償性、会の統治においても（それははっきりと組織化され統合されたものとなりました）、イエズス会がこの新しい使徒的活動を優先して選んだことは、その生活を深く変えずにはおかなかったのです。

今日使徒的活動の優先課題とされている「正義の促進」もまた、同じようにわれわれの生活を変えます。しかしその方向は創立当初とは逆なのです。今日のこの優先課題はすでに、それだけでなく、召し出しの不足や複雑に入りこんだ多様な変化によって影響を被っているわれわれの大学から有為な大学で働く会員を奪っており、そうしてイエズス会の活動の相当な部分を占めるようになったのです。最近では、決して認められることでは

ありませんが、教育機関で働くことを断りたいと思う会員すらいるのです。また、貧しい人びとの生活に入り込み、彼らと連帯するという行為を通して、「正義の促進」により要求される福音的清貧が大学における使徒的清貧と相反するのではないかと感じたり、あるいは少なくともそれに疑問を抱く者もおります。「正義の促進」は現代社会の不正な構造を告発する方向へと向かっていきます。ところが、教育機関の方はというと、学生や父兄のためにも、またその名声のためにも、むしろ闘争を避けねばならないものですから、この「正義の促進」の要求は当然、イエズス会の教育という活動分野にも影響を及ぼさずにはおかないわけです。ある国々には、教育システム自体が社会的不正構造の一翼を担っているとさえ言われています。それらの国々には、教育が特権階級と除外された人びととの分離を永続化することには一役かっていると言うのです。確かに、会の教育機関がそのような国々にの一般的教育システムの一翼を担っているならば、会の大学は非難されなければなりません！ 今、イエズス会員も、一人一人、「正義の促進」が、自己の宗教者としての態度に重大な問いを投げかけ、また実際生活上の細かな問題や人生上の具体的選択にも問いを投げかけるものであることを理解し始めています。確かに、仕事や生活様式は各種さまざまであるとしても、イエズス会員はみなこの「正義の促進」という次元を無視してはならないのです。どのような仕事をしているとしても、正義を促進するという面を持っていなければなりません。誰も人間共同体との連帯からまぬがれることはできないからです。

このように、ごく簡単ではありますが、初期イエズス会の教育への関わりをたどってみますと、イグナチオにとって優先的であった、教育機関を創設するという使徒的活動も、決してそれ自体が目的となるものではなかったということがはっきりしてまいります。同じように社会問題に関わることも、もちろんそれ自体目的ではないのです。「正義の促進」が聖書のいう新しい戒めと切り離されてはならないということも強調されねばなり

ません。神への愛と隣人への愛が、この戒めにおいては一つとされているのです。第33回総会は大膽に、こう宣言しています。「私たちが求める社会正義が神の愛と慈しみの秘跡である『福音の義』に照らして実行すべきことを常に心にしていたわけではない。」⁶⁾

イグナチオは学校は学校、大学は大学であって、教育機関としての完結性を持ち、福音を伝えたり信仰を擁護したりする一つの宗教上の機会を与えるだけのものではない、ということを良く心得ておりました。宗教改革運動が広く広がった一つの理由は学問の衰退にあったわけですが、イグナチオはそれに対し「有徳で学識のある」⁷⁾ 全人格的に欠けたところのない人間教育をめざして、学院や大学こそが受け持ち発展させることのできる価値とその価値の伝達機能とを利用したのです。ドミニク・ベルトランはその著『聖イグナチオ・デ・ロヨラの政治論』(Dominique Bertrand: *La Politique de S. Ignace de Loyola*) の中で、イグナチオが教育事業を選択したとき、依って立つ基盤を失ってしまったような感じを味わったことだろうと、述べておりますが、同じように、少なからぬイエズス会員が、第32回総会の後に、暗中模索中の全く違うイエズス会に身をおいているのだという感じを持たれたにちがいないと思うのです。しかしそれでも、聖イグナチオの靈的経験が、教育機関創設という決定によって放棄されざるを得なかったと見るのは間違いですし、それと全く同じことで、『靈操』⁸⁾ は今日では、社会使徒職の特定の面でしか真実には実現され得ないと考えるのも間違いなのです。イエズス会員が聖霊の呼びかけに心開かれているならば、二者択一的に大学の仕事か社会的司牧かどちらか一方にしか踏み切れないというはずはありません。イエズス会員の靈的態度は教会の態度を反映するものでなければなりません。そして、教会というものは、政治・経済・社会的秩序の問題に対し何ら特定のプログラムを持っているわけではないのです。教会の目的は宗教的なものなのです⁹⁾。教会の関心は欠けることなき人間性であり、救いの奥義を告げ知らせることであり、そ

うしてそれはキリストにあってすべてのものが一つに帰せしめられるためなのです¹⁰⁾。そして、そのためにこそ、貧しい人びとの悲しみと不安とをわかちあうのです¹¹⁾。実に、貧しい人びとの悲しみと不安とは、キリストの弟子たちの悲しみと不安でもあるからです¹²⁾。

第2バチカン公会議¹³⁾は、ひと言で言えば、ちょうどイグナチオが『靈操』の中で教えているように、人間性について観想するようわれわれを招いているのです。そして、イエズス会はといえば、イグナチオの経験に忠実に、常に新たにされる手段を用いて、すべての人びとの「悲しみや不安」をわかちあう働きに献身し続けるのです。そのような働きは根本的には靈的であるのですが、だからといって物質的な面を持たないわけではなく、むしろ常に物質的次元をも含んでいます。われわれの使徒的活動とは人びとを助け、完全な人間の尊厳を持った真に人間らしい人間にさせ、かつまた、より良い世界の建設に参加する人とするものなのです。

イエズス会が使徒的活動の優先順位を変えたからといって、それで教育自体の価値に疑問符が付せられるというようなことはありようはありません。初期イエズス会で宣教から教育事業へ優先順位が変化したからといって、宣教の精神に疑いが持たれたことなどはなかったのと同じことです。第32回総会の第4教令は、往々にしてあやまって解釈されるようですが、実は教育という使徒的活動が強められるよう訴えているのです！ 教育は、人びとの態度を変革し社会的風潮をより人間的なものとするためのいわばパン種となる少数の人びとを形成することに貢献し、やがてはその人びとを介して世界そのものを教育する¹⁴⁾、そのような力を持っているのだと、第4教令は述べているのです。

大学教育と「正義の促進」

それ故、問題となっているのは教育そのものではないのです。問題は、教育がイエズス会の使徒的働きの全体に結びつけられるか、ということな

のです。わたくしの前任者、アルベ神父¹⁵⁾はわれわれの教育の目的を、極めて明瞭に、他の人びとのために生きた人であるキリストを模範とし、そのキリストの如く、他の人びとのために奉仕する人間を作ることであるとされています。そうして彼はさらに、こういった目的を教育においてははっきり意味づけるようわれわれに迫っているのです¹⁶⁾。

ここで教育の一例として、例えば、経済学を取り上げてみましょう。経済学は、それ自体の方法と規則とを持っているわけですが、「正義の促進」という観点から研究された場合には、ただ単に「事物」のみを扱う、経済という概念だけに限定されてしまうようなことはできないのです。人間の相互関係をも考慮に入れざるを得ません。「正義の促進」という観点から研究される経済学は、物質的事柄を個々の人間に奉仕するための手段とみなすのです。医学もまた同様です。医学技術は著しく進歩し、その方法も年々変わっているわけですが、「正義の促進」の観点からこれが教えられ研究される場合には、その優先事項とするところは常に、貧しい人びとを悩ませている疾病の治療法を発見することにおかれるはずなのです。他の諸科学やテクノロジーもまた同じです。これら諸科学のいかなる研究も、「正義の促進」の観点から教えられ学ばれる場合には、究極的には人間の尊厳を促進するものでなければならないのです。

人文科学や社会科学の領域に含まれる各学問が扱う、伝統的に受け継がれてきた価値というものは、実は理想的な人間像についての不可避的な前提に基づき、これを出発点としております。福音の名の下で語られる「正義の促進」も、この出発点でこそ手に触れるように具体的で明瞭なものとなるのです。このような前提こそは、法律家や政治家をも、社会学者や哲学者をも感化し導くものでなければならないのです。そして、神学者は、信仰に関する一層深い知識を持っているのですから、なおさら明瞭に、この前提に感化され導かれていなければなりません。

そういうわけで、福音の名の下での「貧しい人びとを優先するという選

択」や「正義の促進」は教育という使徒的活動と矛盾するはずはありません。それどころか、大学は、もし真にカトリックであるならば、この優先的選択を証しするものでなければならないのです。

教皇庁は、カトリック大学についてのより包括的定義を生み出すということに関心を示していますが、これにしても以上述べたような文脈の中で解釈しなければならないのです。われわれはみなこの教皇庁の関心に積極的に応えねばなりません。これは教皇の呼びかけなのです。福音が大学で曇りなく示されるためには、この関心を自分自身の関心としなければなりません。忠実かつ創造的に、自分たちの機関のカトリック的性格を明らかにする要素の探究に挺身しなければならないのです。軽率に反対をするとか批判をすとかいう前に、自分たちの自己認識を最も明瞭に示す規範文書を作り教皇に提出すべきです。その際、関心の焦点が法律的問題だけに限定されてしまうようなことがあってはなりません。カトリック大学をグローバルに見る場合には、もちろん、法律的観点は大切なのですが、それだけに限定されてはならないのです。

イエズス会員が教育の分野で使徒的活動を行うとしても、あるいは社会的分野であっても、司牧的分野であっても、権利は同じであり、また義務も同じです。つまり、イエズス会員はどこで働くにしても常に、福音の名の下での「正義の促進」、また信仰の奉仕としての「貧しい人びとを優先するという選択」を義務としているのです。イエズス会員は、今述べたどの使徒的働きにもおもむく心構えと、十分な準備とがなされていなければならないのですが、そのような司牧的・社会的奉仕に必要な能力や、広く深くかつ常に時代遅れにならない知識というものは、大学での厳密に学術的な研究を通してのみ手にすることができるのです。逆にまた、大学の方は、キャンパスの内外で、司牧活動や直接的社会活動との密接な結びつきを保たなければ、そのおかれた国や国民の現実から遊離した象牙の塔の中で生きることになってしまうでしょう。イエズス会が協力し得る奉仕には、

現在われわれが取り上げていないものが多いです。さまざまな奉仕に積極的に協力することは、われわれの使徒的働きをますます効果的なものとしてくれるにちがいありません。だからこそ、われわれはそういった協力を可能にする具体的方策を見出さなければならないのです！

そのようなわけで、福音の名における「正義の促進」を教育活動分野への脅威などとは毛頭見るべきではありません。むしろ、われわれは教会から受け取ったこの使徒的活動の優先的問題を、われわれの教育機関、教育事業を優先的に選択していること、教育プログラム、そして、学校にむかえている人びととを再評価するために、差し迫って踏み切らなければならない課題と見るべきなのです。もし、この評価の必要性を認めないとすれば、そのような大学は、驚くにもあたらない当然のこととして、現代の世界や人びとに提供するに価するものをすべて失い、結局は光輝ある孤立の状態におちいってしまうであらうでしょう。使徒的活動の有効性を評価することこそは、各大学の内部の生活において、今問題としていなければならないことなのです。

大学の使命

この点に関して、大学内に働く会員の共同体は、権力ではなくむしろその権威を行使せねばなりません。つまり、この仕事は大学の教職員全員が成し遂げるべき仕事ではあるのですが、その中でも会員は特に中心となって引っ張っていかなければならないのです。会員の共同体は、教職員全体とともにまた教職員全体に対し、福音の価値の伝達と福音的な生き方の発見とを保証する役割を負っているのです。そのようなものこそは、カトリック大学がカトリック大学たる印にほかなりません。あまりにもしばしば、大学のこの「生命を与える」働きは教育とか研究という働きのわきにかろうじておかれているにすぎない状態にあります。一般の感情としては、教育と研究とが教育事業の中心であって、「価値評価」とか「生命を与える

こと」とかの問題は余計なもの、時間が余ったら取り上げるようなものにすぎず、時間や動機や、あるいは精力が足りなければ簡単に犠牲にしてしまってもかまわないものなのです。しかし本当は、そういった問題が大学の心臓部に活力を与えなければ、教育事業全体の生命が消えてしまい、大学はただの学士製造所と化してしまうのです。アルベ神父も望んでおられるように、イエズス会員は「主に対する個人的祈りのために時間をついやす」勇気を持たねばなりません。また同様に大学の組織は、将来の奉仕に備えて、自己革新のためにあえて「時間をさく」ようにせねばならないのです。今ここでわれわれが語っていることは大学の死活問題なのです。

結論を申し上げる前に、もう二三、重要な問題に触れてみたいと思います。

まず第一に、われわれの教育機関が多くの献身的な、イエズス会外の一般の方がたの存在と協力なくしては存続し得ないことは、昔も今も変わらず明らかであります。一般の方がたは、学生数についてみても、教授数についてみてもわれわれの教育機関内で相当数を占めておられます。これは大学レベルでは特に著しいことです。それらイエズス会外の一般の方がたはわれわれのヴィジョンと原理とをわかちあい、真に献身的にわれわれの機関で働き、かくしてわれわれは彼らとともに神の祝福を受けてきました。しかし、時代が進んだ今日では、教職員の人選にあたっては一層慎重に行う必要があると言えましょうし、さらに特に、イエズス会員や一般の方がたに対する生涯教育や、姿勢の転換に意を用いなければなりません。そのようなものこそは、一体となった教育共同体を形づくる助けとなるはずです。

察するに、われわれは、大学についての考え方を変えなければならないのかもしれない。われわれはイエズス会外の一般の方がたがイエズス会員の数よりもずっと多い現実の中でも、教育機関は「会のもの」であって、一般の方がたが手助けをしてくれているのだと、いつもそう考えてきまし

た。今日では、イエズス会外の一般の方がたの数があまりに多くなり、大学運営についての主導権が急速に彼ら一般の方がたに移ってしまったため、そのような状態の大学はもはや真の意味で会のものではないと考える方すらおられるようです。たとえ名称の上で「イエズス会」という名が付されていたとしても、それはたまたまイエズス会員が働いているだけの普通の大学とかわらない、イエズス会員が共同体をなしていれば、それは確かに使徒的活動の手段であるけれども、大学はもはやそのような意味での使徒的活動の手段ではないというのです。しかし、わたくしは、大学は依然として使徒的活動の手段であると力を込めて申し上げたいのです。もちろん、そこでは、イエズス会員だけが働いているというわけではありません。イエズス会員と一般の方がたがともに働いているのです。そして、そのような大学の学長は、イエズス会員であろうと一般の方であろうと、ただ大学運営上の指導者であるというだけではなく、使徒的活動の手段たる機関における使徒的活動のリーダーでもあるのです。今はこれ以上この問題に深入りしようとは思いません。この問題は今週、皆様方御自身が話し合っておられることだからです。それでもこのことだけは申し上げておきます。皆様方が実際にはイエズス会から任命を受けたわけではなく、イエズス会が皆様方の行動に対し何ら直接的法的影響力を行使することがないとしても、皆様方はイエズス会から派遣の命令を受けたのです。明瞭に派遣としての命令を受けた場合もありましょうし、その職に暗黙のうちに派遣の命令が含まれていたという場合もありましょうが、そのようなことは問題ではありません。そして、その派遣とは使徒的性格のものなのです。

第二に、大学の規模がどのように大きくなったとしても、学生一人一人、あるいは教師一人一人に対する個人的配慮 (*cura personalis*) を欠いてはなりません！ この個人への配慮はイエズス会教育の伝統なのですが、もしその伝統を有効に活かし続けようと思うならば、イエズス会員が少数派になっている現状では、一般教職員の方がたにもこの関心をわかちあっ

ていただき、ただのマスプロ教育を行う巨大機関になり下がってしまわないためのわれわれの努力を助けていただかねばなりません。わたくしの知る限り、今日に至るまでずっと、イエズス会員も、一般教職員もともに、個人への配慮を保ってきましたし、この伝統が今日も継承され、また将来も保たれるよう、皆様方にはなすべき事をなしていただくよう強く要望したいと思います。

第三に、大学が高い学問的資質を持ち続けるよう、万難を排し能うる限りの努力をし続けねばなりません。教会は質の高い研究と、質の高い人間教育とを必要としており、その期待はわれわれにかけられているのです。ですから、全力を尽してこれに応えねばなりません。

最後に、イエズス会の大学が、その伝統に忠実であろうとする限り、世界に福音を伝えるという教会の使命に奉仕するものでなければなりません。すなわち、大学は位階制的教会と密接に結びつき、これとともに働かねばならないのです。そうすることで、どのような困難にぶつかろうともです。確かに、大学は小教区でも修道院でもありません。大学には大学独自の存在様式や行動様式、それ自体の特質があるのです。しかし、そのような大学といえども教会から全く独立しておいて、しかも同時にカトリックであるなどということはできない相談です！ 独立と申しましたが、これは何も法的な意味で大学が教会に対し自治的であってはならないなどという意味ではありません。ただ、わたくしの申し上げたかったことは、大学は教会と密接な結びつきを持っていなければならないということなのです。1972年に出された『現代世界におけるカトリック大学』¹⁷⁾という文書は、世界中の極めて多様な状況にも適応し得るようなかたちで、この教会と大学との関係を定義しようとしております。そして、すでに申し上げましたように、この問題に関して、いずれはより一層公的な文書がまとめられるよう、積極的な貢献をなす必要があるのです。信仰と理性の間には軋轢はつきものです。しかし、その軋轢にしても、解決できないようなもの

は存在しないと信じ、自由な学問的精神の中で真理を探究することは、本当に教会に奉仕することになるのだと確信するならば、必ずや逆に、教会の教導職のひらかれた指導もまた大学に対する本当の奉仕になり得る、そのような道を発見できるにちがいないのです。

1975年のイエズス会大会議の席上、当時のカトリック教育聖省長官、ガローネ枢機卿は、その参加者に向かい、イエズス会中等教育機関が宗教改革の時代に教会に対し果たした役割を、今日のカトリック大学も教会に対し果たすべきだと述べられました。この発言が真理を示していることは、今日ではなお一層明らかになっていることと思います。今日では、大学における知性の育成、さまざまな価値の伝達、研究、人間共同体への奉仕といった活動は、文化を変え、社会に影響を及ぼしているからです。皆様方が代表を務めておられる教育機関もそのような知性の発達した世界の中に身を投じ、世界に影響力を及ぼす機会に恵まれており、またそうするよう挑戦を受けているのです！皆様方は、学生像の形成や学生に与える教育内容、研究活動、あるいはまた自らたてる証しによって、より良い世界の建設のために働き、そのようにしてこの挑戦に応えることができるのです。皆様方の教育機関はより公正な世界をもたらす一助となりえます。まず、政治や経済活動に影響を与えることができます。福音宣教や神学研究により直接的に教会につかえることもできます。さらに、真理や正義や平和の王国のために働くことによって、間接的に教会につかえることもできます。間接的と申しましたが事の重要性に関しては全く同じはずです。わたくしの言っていることは、大袈裟な絵空事などでは決してありません、事実を述べているのです。1600年代のイエズス会学院は、ある意味で、今日に比べてずっと自由に発展することができたと言えるかもしれません。外圧がなかったというわけではありませんが、少なくとも今日の大学のように、認可機関や公的権威の厳しい監督の下におかれているという状況ではありませんでしたし、何よりも人びとに教育の機会を与えるほとんど唯

一の機関だったのです。それに比べて、皆様方は数多くの法規に拘束されているばかりか、大学世界では一握りの少数派にすぎません。そのような状況ですから、確かに皆様方の働きはいよいよ困難ではあります。しかし、その困難さにもまして、重要な働きなのです！

む す び

終わりに、以上述べてまいりましたことを一語で総括いたしますならば、「より大きな」(magis) という皆様方よく御存じのイグナチオの言葉につけるのではないかと思います。皆様方はいろいろなことをすべてよくなさっておられます。しかし、わたくしはなお、皆様方が一層よく、神のより大いなる栄光のために、すべてのことをなされるよう切望いたします。高い学問性を保つことばかりではなく、キリスト者としての奉仕にも注意をはらうことを忘れず、職業においては有能で、かつ他人への配慮も忘れることのない、そのような学生を育てて下さい。そして、皆様方のほうも、職業上すぐれた経営者であるということだけではなく、また使徒的活動の指導者でもあることを忘れないでいて下さい。

アルベ神父は、1975年8月に開かれた、前回の学長会議の席上、本日わたくしがお話しいたしましたと同様のいくつかの事柄を取り上げて語っておられます。当時神父が語られました言葉をここでもう一度御紹介して、わたくしの講演を終わることといたします。

神父はこう語っておられます。「皆様方の仕事の特徴は、イエズス会員たらんとするところにあります。」私見をさしはさみますが、このアルベ神父の言葉はすでに10年をへだてたものでありますので、わたくしとしては、「イグナチオ・デ・ロヨラの精神と伝統を高く評価する者たらんとすること」と言い換えればよいかと思います。神父の言葉を続けます。「つまり、皆様方の職務によって、大学が、能うる限り、また学則に抵触しない範囲で、イグナチオの理想に応えるようになる、そこにこそ皆様方の仕

事の特徴があるのです。まさに、このような精神をもってこそ、大学は大学それ自体の理想をも、最も良く実現することとなるのです。『イエズス会員』たらんとするために、大学にとって良いものや本質的なものを放棄せねばならないというような問題はここではおこるはずありません。むしろ、イグナチオの精神と原理とを大学に適応することこそ、われわれの大学の真の特徴を最も良く示すこととなるのです。そのようにしてこそ、われわれが人間社会に提供すべき最良のものを与えることができるからです。これこそわれわれの確信にほかなりません。」

（監修 アンセルモ・マタイス）
（訳 小林紀由）

注（＊は原注，その他は監修者注）

- 1) 1983年に開かれた総会。現総長はこの総会で選出された。この演説に関連する部分は次のとおりである。なお、邦訳は『イエズス会第33総会教令1983年』イエズス会日本管区発行、1985年を使用した。

「……信仰への奉仕と正義の促進、貧しい人びとへの奉仕、特にこれら貧しい人びとと生活を分かちあおうとする態度は、全イエズス会にとり、いっそう福音的な生活を送る一つの呼びかけとなった。」（Ⅰ，10）

「……このような使命に従事している私たちは罪人である。第32総会第4教令の理解は、ときに『不完全で一方的なものとなり、平衡に欠ける』危険にさらされた。私たちが求める社会正義が神の愛と慈しみの秘跡である『福音の義』に照らして実行すべきことを常に心にしていたわけではない。私たちが献身すべき使命が、多くの使命のなかの一つに過ぎないのではなく、『会のすべての使命を一つに統合する』ような性格を持つものであることを理解するのが困難であった。」（Ⅰ，32）

「……第31・32総会、特に第32総会第2および第4教令（18）が描いたイエズス会の使命は、会の基本精神綱要（Formula Instituti）とイグナチオのカリスマを現代に適応したものであることを確認する。……これらの教令は下記の4つのことを求めている。

——『統合』 信仰への奉仕と正義の促進を一つの使命として統合する。

——『普遍性』 会員が従事するさまざまな働きの中でその使命を具現していく。

——『識別』 その使命を果たすために必要な識別の実践。

——『団体 (corpus) としての性格』 この使命はイエズス会が一つのからだとして果たしていくべき性格を持つ。」(I, 38)

「イエズス会の役務のなかで教育活動、知的活動は、いろいろな役務のなかでも重要な位置を占めるものである。……(中略)……これらの会員の働きは、今日のイエズス会の使命に沿って実践されるならば、『神ご自身のいのちにあずからせるまでの全面的、かつ十全な人間解放』を実現するため大きな貢献を果たす。……」(I, 44)

「国際的な団体としてイエズス会はこの世界をいっそう正義にかなったものとし、富める国と貧しい国の連帯関係をつくりあげるため、また人権と自由に基づいた永続する平和をつくりあげるために努力しなければならない。……」(I, 46)

- 2) 1974年—75年に開かれた総会。この演説に関連する部分は次のとおりである。なお、邦訳は『イエズス会第32総会教令 1974年—1975年』イエズス会日本管区発行、1976年を使用した。

「ひと言で言うなら、今日におけるイエズス会の使命は、信仰への奉仕であり、正義の促進は、その奉仕が絶対的に要求することの一つである。なぜなら、正義は人間が神と和解するために必要な人間同士の和解の一部分をなすからである。」(IV, 2)

「さらに、現代世界は、ますます相互依存の度を高めながらも、不正によって分裂しているのが、その実情である。この不正は、ただ個人の問だけではなく、諸国民と国際共同体の生活を支配する制度や、社会・経済・政治機構のなかにもその姿を現わしている。」(IV, 6)

「……正義の促進は、明らかに、信仰への司祭的奉仕の不可欠の部分となすものである。」(IV, 18)

「……正義の促進に対する決然とした献身がないなら、まことのキリスト宣布はなく、その福音のまことの宣言はない。」(IV, 27)

「人びとがますます強く意識しているように、社会機構は、世界と人間自身を、その思想と感情、その内密な望みと憧れにいたるまで形づくることに貢献している。それゆえ、人間の霊的・物質的解放を目ざすこれらの機構改革の努力は、わたしたちにとって、福音宣教の事業と密接に結びついている。……」(IV, 40)

「以上の選択の結果としてわたしたちは、自分たちが持つ連帯関係と使徒的優先事項を再検討しなければならない。事実、正義の促進は、わたしたちにとって、多くの使徒的分野のなかの一つ、すなわち社会的使徒職の分野を構成す

るだけのものではない。それは、わたしたちの全生活を通して留意すべきことであり、あらゆる使徒的任務の一つの側面を構成するものでなければならない。」(Ⅳ, 47)

- 3) イグナチオ(注4参照)の秘書。きちようめんな協力者。1516年～1577年。
- 4) イエズス会の創立者。1491年～1556年。
- 5) グアムで殉教したイエズス会員。1627年～1672年。
- * 6) イエズス会第33総会教令Ⅰ, 32。
- * 7) イエズス会会憲Ⅳ, 308。
- 8) イグナチオがマンレサでの祈りと神秘的体験に基づいて書いた黙想方法。それは今日に至るまで教会生活に多大な影響を及ぼしている。
- * 9) 『現代世界憲章』(第2バチカン公会議公文書, 1955年) 42項参照。
- *10) エペソ人への手紙1:10 および『現代世界憲章』42項参照。
- *11) 『現代世界憲章』1項参照。
- *12) 『現代世界憲章』1項参照。
- 13) 1962年～1965年まで、全世界の司教が集まり、教皇のもとで開かれた会議。
- *14) イエズス会第32総会教令Ⅳ, 60。
- 15) イエズス前総会長。1965年～1983年在職。日本管区の管区長でもあった。
- *16) イエズス会公報(Acta Romana Societatis Jesu) 18, 238参照。
- 17) 同年に開かれたカトリック大学学長会議で決議された文書。

The Jesuit University Today

Peter-Hans Kolvenbach

SUMMARY

In his address to University Presidents, Jesuit Superior General Peter-Hans Kolvenbach stresses that the Society of Jesus in its recent congregations has chosen a new apostolic priority, namely the service of faith and the promotion of justice, sometimes referred to as a preferential option for the poor. This priority has created

tensions with the university apostolate. Looking at the history of the Society, Fr. Kolvenbach points to the apostolic spirit of St. Ignatius that led to the opening of schools in the early Society, and now leads to the promoting of justice. This modern day priority should enliven the apostolic endeavors of our universities. If our universities are truly Catholic, they must bear witness to this priority. Thus, a reevaluation of the university as an apostolic body is called for. Particularly, the role of the Jesuit community as animating all the members of the educational community towards transmitting Gospel values needs to be examined. Fr. Kolvenbach states that the head of the university, be he Jesuit or lay, is the leader of an apostolic endeavor.

＜特別寄稿＞

Speaking about God*

Gustavo Gutiérrez**

REFLECTION ON the word of God is linked to the way this is experienced and proclaimed within the Christian community. When a theology becomes deeply and courageously involved in the situation in which the Church finds itself at any given moment of its history, then it will continue to be meaningful even once the context in which it arose has passed. Permanence in essentials results from theology's ability to take root in the real problems of its time and in the experience of the faith of a particular body of followers of Christ. This is undoubtedly why the works of Augustine of Hippo and Thomas Aquinas, to take only two great names from the past, can still speak to us so challengingly today.

Over the last two centuries the theology elaborated in the classical centres of study has had to take account of the state of affairs resulting from what has come to be known as modern mentality. This has emerged over a long period, but received a decisive push forward from the industrial and social revolutions of the eighteenth century, as from the intellectual understanding of these processes which we call the Enlightenment. The Church then found itself living in a social and intellectual milieu deeply

* This article was presented at the INTERNATIONAL SYMPOSIUM ON LIBERATION THEOLOGY, Sophia University, November 29~December 1, 1985, under the co-sponsorship of the Japan YMCA League and this Institute.

** Gustavo Gutiérrez is the founder of liberation theology. He wrote *A Theology of Liberation* in 1971.

critical of the faith and of the Christian life style. This time is still with us. While some of its aspects have been superseded by time, others have been heightened. So theological reflection still has to tackle its task in such a way as to give new vitality to the proclamation of the word of God in the modern world.

But at the same time, a new situation, brought about by the modern era itself, has begun to emerge. This consists of the increasingly energetic and extensive presence of the poor and oppressed on the stage of world history. This has often come about suddenly and in unforeseen ways. So new conditions of life for the Christian community have been created. Society and the Church today have, so to speak, been invaded by the poor. But if one looks at the process more closely, its suddenness will be seen to be more apparent than real. Its historical roots in fact go deep; this, in turn, ensures the persistence of this historical event and shows that it cannot be regarded as a passing phenomenon.

The theological schools that are growing up in the so-called Third World countries, or among the racially and culturally oppressed minorities of the wealthy nations, or in the context of women's liberation, are expressions of the new presence of those who have previously been 'absent' from history. Their efforts spring from areas of humanity that have previously been arid, theologically speaking, but in which Christian faith has old and deep roots. Hence their present fruitfulness.

One expression, among others, of this new presence is the reflection on faith in the context of Latin America that has come to be known as liberation theology, and I propose to take its approach as the basis for this article. Two great quests and an overriding concern have been, and still are, central to this approach. These are, on one hand, the question of method in theology and the adoption of the point of view of the poor in theological thinking; on the other, the need to proclaim the Gospel for the

Christian community in our midst. These are the points I want to deal with here. They were the first concerns of liberation theology, historically speaking, but they also remain *basic* to it in the sense that they have kept their relevance and their capacity for assimilation to new contributions.

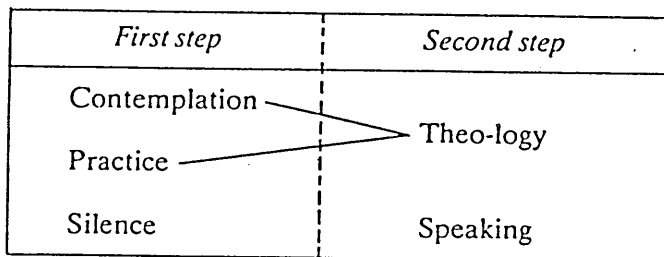
I. FINDING A WAY

(a) All theology is speaking about God. In the final analysis this is its only subject. The God of Jesus Christ is presented as a mystery. So any sensible theology will realise that it is trying something very difficult, if not impossible, in thinking and speaking about this mystery. Hence Thomas Aquinas' famous phrase: 'What we do not know about God is greater than what we do know'. We need to be clear on this point when starting out on any discourse about faith. This is what the Peruvian writer Jose María Arguedas means by saying—outside a strictly theological context—'What we know is far less than the great hope we feel'. God, in fact, is rather the object of hope—which respects his mystery—than of knowledge.

So how do we find a way of speaking about God? Liberation theology would say that God is first contemplated and practised, and only then thought about. What we mean by this is that worshipping God and doing his will are the necessary condition for thinking about him. Only on the basis of mysticism and practice is it possible to work out an authentic and respectful way of speaking about God. In practice, and specifically in our approach to the poor, we meet the Lord, but at the same time this meeting makes our solidarity with the poor deeper and more meaningful. Contemplation and involvement in history are two essential and interrelated dimensions of Christian life. The mystery is revealed in contemplation and in solidarity with the poor: this is what we call the *first act or step*, Christian life; only after this can this

life inspire a process of reasoning: this is the *second act or step*.

Contemplating and putting into practice both form, in a certain way, the time for *silence* before God. Keeping silent is the condition for loving encounter—prayer with God and commitment to God. Experiencing the inadequacy of words to express what we live at the deepest level will make our language both richer and more modest. Theology is a way of speaking enriched by silence. This can be shown schematically thus:¹



(b) The distinction between these two steps is a key point in theological method, that is in the procedure (method, from *hodos*, way) to be followed if we are to think in the light of faith. This point is certainly far more traditional than many people think, but what I want to stress here is that this approach is not limited just to theological methodology but implies a way of living, a way of being and making oneself a disciple of Jesus Christ.

In the book that relates the *Acts* of the first Christian community, the community is called something special and original: the Way. The term is generally used on its own, without qualifications. Following the *way* implies certain *conduct*: the Greek word *hodos* in fact means both things. Christians are distinguished by a behaviour, a life style. This is what sets the Christian community apart from the Jewish and pagan world in which it lived and gave its witness. This conduct was a way of thinking and of acting, 'as the Spirit dictates' (Rom. 8:4).

The way *to be* Christian is the basis of the route to follow in order *to do* theology. Our methodology is our spirituality (that is, a way of being Christian). Reflection on the mystery of God can only be done from following Jesus. Only by walking according to the Spirit is it possible to think about and proclaim the gratuitous love of the Father for each and every human person. It is perhaps this relationship between the Christian life and theological method that has made the Latin American base communities become the agents of this theological approach.

All Christian life begins with conversion. This implies breaking with personal and social sin and taking a new course. This is the necessary condition for welcoming the coming Kingdom (see Mark 1: 14). Conversion means stepping aside from our own way (see Luke 10:29-37) and walking in the path of the other, our neighbour, the poor in particular. This is also the condition for a fruitful theological understanding. Going into the world of the poor is a long and at times painful process, but there we meet the One about whom theology is called to speak. Besides being difficult, this process is often risky, so this speaking is often speaking about the God of life.

2. ...FROM THE POOR

(a) Latin American society is characterised by the poverty that Puebla called 'inhuman' (n. 29) and 'anti-evangelical' (n.1159). In the famous phrase of Medellín, it constitutes a situation of 'institutionalised violence' (Peace, 16).

Today we can see ever more clearly what this situation implies: quite simply, poverty means death. Death through hunger or sickness, or from the repressive methods of those who see their privileges endangered by every attempt to liberate the oppressed. To this physical death can be added a cultural death, since the dominator seeks to annihilate all that gives unity and strength

to the dispossessed of this world so as to make them fall an easy prey to the machinery of oppression. This is the setting for the social analysis that forms part of our theological endeavour, helping us to understand what particular forms this reality of death takes in Latin America.

This is what we mean when we speak of poverty, of the destruction of people and peoples, of cultures and traditions. In particular the poverty of the most despoiled groups: Indians, Blacks, and their women who are doubly marginalised and oppressed. So we are not, as is sometimes thought, simply faced with a 'social situation', something that might be considered alien to the basic requirements of the Gospel message. No, what we have here is something contrary to the Kingdom of life proclaimed by the Lord.

(b) Experiencing the unjust death of so many people in Latin America helps us understand better the injustice of Jesus' death. And in its turn the 'scandal of the Cross' sheds light on our situation and sharpens the contrast between this situation and the gift of life in Christ.

In the dramatic account of Jesus' trial given in the Gospel of John, we see him move from accused to judge. The leaders of his people go so far as to betray their own nationalist convictions ('we have no king except Caesar'). The Cross, in Johannine theology, becomes the throne of this 'Man' identified with the poor of this world (Matt. 25:31-46) who is at the same time king. King of a kingdom of life revealed precisely in his death on the Cross, or more exactly in his victory over this death, in the Resurrection.

We should judge the premature and unjust deaths of the great majority of the inhabitants of our sub-continent in the light of this life that passes through death. Such a judgment will show us that what we call 'internal liberation'—a classic theme in the theology of liberation—means in the final analysis acceptance of

the gift of the kingdom of life. Life involving all human dimensions, according to God's overall will, and therefore contrary to the situation of the unjust death of the poor and oppressed. A state of affairs which is therefore called, from a theological point of view, a 'situation of sin' by both Medellín and Puebla.

(c) For this reason, because the gift of life must lead us to reject unjust death, the ultimate motive for solidarity with the poor resides in the God in whom we believe. There can be, and there are, other valid motives: the sufferings of the people today, a social analysis of the situation—essential if we are to understand the historical causes of this state of affairs—, recognition of the poor as protagonists of their own history. But ultimately, for the Christian, his commitment is theocentrically based; it is based in our faith in God, the God of life revealed in Jesus Christ. This commitment is linked to the centre of our faith in God and hope for the coming of the Kingdom. The Lord is at the centre of our lives, and the rest is extra.

3. ...TO BEAR WITNESS TO THE RESURRECTION

To make disciples of all nations (see Matt. 28: 19) was the task enjoined by the Risen Lord on his disciples in Galilee, the very place where Jesus had preached. The universality of the message is thus marked with the particularity of this forgotten and despised land of Galilee.²

(a) It is not easy to root our speaking about God in the world of poverty and oppression. It combines deep joys and an enormous creative capacity with great sufferings and the permanent threat of frustration and despair. So in Latin America even those who try to struggle against the ruling injustice face threats from different sources. The situation in which we live is plagued with both difficulties and possibilities, with equivocal proposals and despairing solutions, but also with paths that respect the deepest

human values; with the upsurge of incredible egoisms and pretensions of all kinds, but also with humble and limitless generousities; with desires to overthrow everything, but also with creative initiatives that respect the most valuable traditions of the Latin American people.

This seething world questions our way of being Christians and demands both political and spiritual discernment. We need to listen to its questioning if we wish to listen to what the Lord has to tell us through our own history.

(b) The challenge posed to theological thought in Latin America is how to find a way of speaking about God that springs from the situation created by the unjust poverty in which the great majority of the people—the despised races, the exploited social classes, the alienated cultures, the women discriminated against, live. At the same time our language has to be one fed by the hope which buoys up a people struggling for its liberation. Our understanding of our faith has to be continually rooted in this mixture of sufferings and joys, of uncertainties and certainties, of generosity and deceit.

I think it can be said that both a prophetic and a mystical way of speaking about God are coming to birth in these lands of horror and hope. The language of contemplation recognises that everything comes from the gratuitous love of the Father. The language of prophecy denounces the situation—and its structural causes—of injustice and robbery in which the poor of Latin America live. This is what Puebla means when it talks of ‘recognising the suffering features of Christ the Lord in all those faces marked by the sufferings of an oppressed people’ (31).

Without prophecy, the language of contemplation runs the risk of failing to bite on the history in which God acts and in which we meet him. And without the mystical dimension, prophetic language can narrow its horizons and weaken its perception of the One who makes all things new. ‘Sing to the Lord, praise the

Lord, for he has delivered the needy from the power of evil men' (Jer. 20:13). Singing and deliverance, thanksgiving and demand for justice. This is the challenge facing a Christian life that seeks to be faithful to the God of Jesus Christ beyond possible spiritual evasions and political reductionisms.

(c) These two ways of speaking about God seek to communicate the gift of the Kingdom of God revealed in the life, death and Resurrection of Jesus. This is the nucleus of the message, which we are rediscovering through our situation, and which calls us as a community, an *ecclesia*, and within which we try to think about our faith. Theology is an ecclesial function. It is done in a Church which should bear witness in history to a life that overcomes death. Bearing witness to the Resurrection means opting for life. For all expressions of life, since nothing escapes the all-embracingness of the Kingdom of God. This witness to life (material and spiritual life, personal and social life, present and future life) takes on special importance in an area marked by early and unjust death, but also by efforts at freeing itself from oppression. The situation of death and sin is negation of the Resurrection. So the witness to the Resurrection will be the one who can ask with the same irony as St. Paul, 'Death where is your victory?'—the question prompted by a witness such as that of Mgr. Romero, for example.

This is the life we celebrate in the Eucharist, the prime task of the ecclesial community. In the breaking of bread we bring to mind the love and faithfulness of Jesus which brought him to his death, and the confirmation of his mission to the poor through the Resurrection. The breaking of the bread is at once the starting point and the destination of the Christian community. In it we express deep communion in human suffering—so often brought on by lack of bread—and recognise, in joy, the Risen Lord who gives life and raises the hopes of the people brought together by his actions and his word. Liberation theology seeks to be a way of

speaking about God. It is an attempt to make the word of life present in a world of oppression, of injustice, of death.

Notes

1. The creative capacity shown by a poor, believing people, its spontaneous generosity, its facility for creating symbols and for demonstrating its feelings, are undoubtedly potential in everyone, but are often held back and repressed by certain cultural moulds. But it so happens that for the poor they are usually their only means of self-expression. An example would be the religious music of black slave cultures in North America and other places. The different Indian cultures of Latin America can also show fine examples of this capacity.

2. This is something of which Mexican-American theology has forcefully reminded us recently.

神について語ること

グスタボ・グティエレス

神学の本質的な要素は、歴史のいかなる時期においても不変であると同時に、時代時代の現実問題に対しても意味をもつ。解放の神学は具体的な歴史状況に基づいた発想である。ラテンアメリカの大部分の民衆は、現在、非人間的、反福音的状况にあり、肉体的死のみならず、精神的、文化的な死にまで至っている。解放の神学の言う「貧しい人びとを優先する」ことは、社会分析によるものというより、信仰によると言えよう。聖書によれば、神はすべての人を愛しているが、なかでも貧しい人びとを優先的に愛しているからである。解放の神学の主な関心事は、福音の告知、復活の証しである。具体的には貧しい人びとに対し「神はあなたがたを愛している」と告げ知らせ、神の愛の否定とも思える不当な貧困の状況の中に、神

について語る方法を探し求める。それは、抑圧と不正と死の世界における生命の言葉を顕在化させる試みである。「死よ、おまえの勝利などどこにあるのだ？」と聖パウロのように言える日が来たらんことをわれわれは切に願っている。

上智大学社会正義研究所活動報告

(1981年～1986年)

研究所 5 年の歩み

社会正義研究所長
アンセルモ・マタイス

1986年3月31日をもって、上智大学社会正義研究所が発足してから満5年になりました。当初、一体「社会正義」という日本になじみの薄い言葉がどのように十分に理解され、日本の社会に定着することになるだろうかという不安もありましたが、この5年の間にわが国において正義の自覚のマヒをもたらすいわゆる中流意識が進む一方、南北問題、人権、差別といったような正義への問いかけは、草の根運動をとおして相当広がってきているといっても言い過ぎではないでしょう。そのような多くの人びとの正義への問いかけに、本研究所が幾分かでも寄与できたとすれば幸いに思います。

最近のフィリピンの政変は能動的非暴力をとおして社会正義を促進する民衆による新しい歴史が始まったことを意味するのではないかと考えるこのごろであります。

なお、今年の11月28日から30日までの予定で「社会正義とは何か」というテーマで国際シンポジウムを開催いたします。

最後ではありますが、ここにこの5年間本研究所にお寄せいただいた学内外、国内外の多くの方がたのご協力のご理解に対して心より感謝いたしますとともに、これからも暖かいご支援をいただきますようお願い申し上げます。

I 概 要

上智大学社会正義研究所 (Institute for the Study of Social Justice, Sophia University) は、上智大学の経営母体であるイエズス会の第32回総会教令「信仰への奉仕と正義の促進」の方針に沿って、1981年4月、大学附置研究所として設立された。本研究所は、上智大学の建学理念であるキリスト教精神に基づいて、変動する世界における諸問題を社会正義の視点より学際的に研究し、その成果を教育と実践活動の用に供することを目的としている。

研究活動では、所員の専門分野からの個別研究を年1回発行の『社会正義』紀要に発表している。また上智大学学内制度を活用して所員を中心とした共同研究では、「正義」、「平和研究」、「食糧問題」、「発展途上国問題」、「難民と人権」、「解放の神学」などの研究テーマを設定し、1～3年のプロジェクトとして行いその成果をそれぞれ刊行した。海外調査研究では、本研究所の特色として実践活動を重視する点から、その活動のひとつである「世界の貧しい人々に愛の手を」の会（難民、貧しい人々への援助協力団体で本研究所下部組織）の援助協力先を視察し、新たな協力方法をさぐるために、1981年より現在までに3回の調査研究班をアジア・アフリカの8ヵ国に派遣してきた。

教育活動では、国内の専門家、研究者にかぎらず、国外からも、マザー・テレサ、レフ・ワレサ、ヘルデル・カマーラ、スーザン・ジョージ、サムエル・キム、グスタボ・グティエレス各氏を招聘し、公開講演会、国際シンポジウムを開催している。特に年1回開催の国際シンポジウムでは「国際相互依存時代における人間尊重」（1981年）「アジアにおける開発と正義」（1982年）「世界の難民と人権」（1983年）「平和の挑戦」（1984年）「解放の神学」（1985年）をテーマとしてとりあげ、多くの方がたの参加を得た。なお1986年度は「正義とは何か」をテーマとして開催する予定である。

実践活動では、「世界の貧しい人々に愛の手を」の会 (Sophia Relief Service) を研究所の下部組織として設立 (1981年5月) し、アジア・アフリカを中心とした国の援助機関に、全国からの寄付金によって現在までに総額約6千万円の資金協力

を行ってきた。

以上、本研究所は、研究、教育、実践の各活動の推進によって、現代社会において微力ながら社会正義の促進に寄与するべく努力するものである。

Ⅱ 所員・事務局

所 長	アンセルモ・マタイス	文学部教授（人間学，倫理学）
所 員	ハビエル・ガラルダ	文学部教授（人間学，倫理学）
	垣 花 秀 武	理工学部教授（核分裂・核融合，科学哲学）
	粕 谷 友 介	法学部教授（憲法学）
	松 本 栄 二	文学部助教授（社会福祉論）
	緒田原 涓 一	経済学部教授（国際経済学）
	坂 本 康 實	経済学部教授（国際経営学）
	高 野 雄 一	法学部教授（国際法学）
	武 市 英 雄	文学部教授（新聞学）
	山 田 経 三	経済学部助教授（組織・リーダーシップ論）

旧 所 員 ブルクハルト・ヴェクハウス
文学部助教授（社会福祉論）

客員研究員 エドワルド・ホルヘ・アンソレーナ
文学部非常勤講師（人間学）

事 務 局 保 岡 孝 顕
大 竹 靖

なお、研究所員任期満了（1986年3月31日）にともない、ガラルダ，粕谷，坂本，高野，武市各所員に替って，下記の所員を新しく選出した。任期は5年。

所 員	ロジャー・ダウニー	経済学部助教授（アジア経済論）
	大河内 繁 男	法学部教授（行政学）
	渡 部 清	文学部教授（哲学）

デヴィッド・ウェッセルズ

外国語学部助教授（国際関係論）

研究所所在地 〒102 東京都千代田区紀尾井町7-1

上智大学中央図書館7階 713号室

電話 03 (238) 3023・3695

Ⅲ 研究活動

1. 学内共同研究

1) 正義—社会正義の実現と正義の教育の可能性（昭和54年度～56年度）

研究代表者：アンセルモ・マタイス

研究分担者：相沢久（法学部国際関係法学科教授），ヴィセンテ・ボネット（文学部人間学研究室助教授），ハイメ・カスタンニエダ（文学部人間学研究室教授），ルーベン・アビト（文学部哲学学科講師），ホアン・マシア（神学部神学科助教授），長島正（文学部人間学研究室助教授），高野雄一，武市英雄，保岡孝顕

招聘研究発表者：川田侃（国際関係研究所長・教授），坂本義和（東京大学法学部教授），武者小路公秀（国連大学副学長），西川潤（早稲田大学政経学部教授），安藤勇（社会経済研究所アジア関係研究室長），国司和宏（共同通信社社会部記者），長島正幸（朝日イブニングニュース社編集局記者），山本襄治（神学部神学科助教授），鶴見和子（外国語学部国際関係副専攻教授），鶴見良行（アジア太平洋資料センター理事），中平健吉（弁護士），工藤英一（明治学院大学経済学部教授），犬養道子（評論家）

研究助成：昭和54年度～56年度上智大学学内共同研究助成金総額

2,360,000円

昭和55年度日本証券奨学財団研究助成金

500,000円

研究テーマ：「思想史に見る正義」，「フィリピン問題」，「在日韓国・朝鮮人問題」，「開発教育」，「部落問題」

研究成果：各年度ごとに報告書発行（出版活動参照）

2) 平和研究一人間の世界秩序にむけての平和教育・開発教育のあり方

（昭和57年度～59年度）

研究代表者：昭和57年度 川田侃（外国語学部国際関係副専攻教授）

昭和58年度～59年度 アンセルモ・マタイス

研究分担者：安藤勇（文学部人間学研究室非常勤講師），ヴィセンテ・ボネッ
ト（文学部人間学研究室助教授），ハイメ・カスタンニダ（文学
部人間学研究室教授），ホアン・マシア（神学部神学科助教授），
師岡文男（文学部保健体育研究室講師），長島正（文学部人間学
研究室助教授），高野雄一，武市英雄，渡部清（文学部哲学科助
教授），デヴィッド・ウェッセルズ（外国語学部国際関係副専攻
講師），保岡孝顕

招聘研究発表者：梅田芳穂（『連帯』マゾフシェ本部国際局次長），藤村道生
（文学部史学科教授），石本泰雄（法学部国際関係法学科教授），
関屋綾子（日本YWCA前会長），山本襄治（神学部神学科教授），
前田寿（前上智大学教授），シルビオ・M・ヘルモンス（ベルギ
ー・ルーバン大学法学部教授），田中直毅（国民経済研究協会主
任研究員），犬養道子（評論家・作家），安斎育郎（東京大学医学
部放射線健康管理学講座所属），笹原桂輔（弁護士），千葉信子
（日本国際社会事業団），粕谷甲一（国際救援センター特別顧問），
ブイ・バン・ドアン（日本在住ベトナム人協会）

研究助成：昭和57年度～59年度上智大学学内共同研究助成金総額

2,550,000円

昭和57年度庭野平和財団研究助成金 1,000,000円

昭和59年度日本証券奨学財団研究助成金 750,000円

研究テーマ：・「平和研究の課題と使命」，「国際の平和と安全——軍拡競争と
軍縮への転機」，“Justice, Peace and Nuclear Weapons,” 「第
三世界と新海洋法」，「原子力と国際法」，“Nuclear War and
Society,” 「軍縮の歴史と日本の外交」，「対外侵略と民衆運動」，

「戒厳令布告から半年——ポーランド『連帯』を語る」

- 「旧約聖書における戦争と平和の概念」, 「カトリック平和論と新約聖書」, 「米国カトリック司教団『平和の挑戦——戦争と平和に関する教書』について」, 「米国司教会議教書にみる『軍縮の構想』」, 「核抑止政策の道徳的諸問題」, 「軍拡の不経済学」, 「核軍備競争の恐るべき実態と核使用の脅威の問題」

- 「流民問題：市民の支援・政府の対応」, 「ラオス人流民の法的救済への関心」, 「難民との出会いに学ぶ」, 「I S S（日本国際社会事業団）と難民定住相談活動」, 「国内難民施設を訪問して——大村, 小長井, 姫路」, 「日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題」, 「カンボジアの少女を通して考えたこと——家庭教師活動報告」

国内調査研究：「ヒロシマ・ナガサキ平和学習の旅」第1回 '82年8月4日～9日, 第2回 '83年8月5日～9日, 第3回 '84年8月5日～9日
「国内インドシナ難民の定住に関する調査」 '85年3月24日～5月23日

研究成果：『学内共同研究「平和研究」報告書』を各年度ごとに発行。

A. マタイス『現代カトリック教会の平和論』 '82年10月

『ヒロシマ・ナガサキ平和学習の旅』 '83年10月

A. マタイス, 片平博共訳『平和の挑戦』中央出版社,
'83年11月

ハイメ・カスタンニダ「核抑止政策の倫理的諸問題」『ソフィア』
126号, '83年, 上智大学

3) 食糧問題—発展途上国の食糧と飢餓（昭和57年度～58年度）

研究代表者：緒田原涓一

研究分担者：浜田寿一（経済学部経済学科助教授）, 猪口邦子（法学部国際関係法学科助教授）, 鬼頭宏（経済学部経済学科助教授）, アンセルモ・マタイス, 松下満雄（法学部国際関係法学科教授）, 水野一（外国語学部ポルトガル語学科教授）, ブルクハルト・ヴェク

ハウス, 山田経三

招聘研究発表者: 長谷山崇彦 (アジア経済研究所経済成長調査部長), スザンヌ・ヘイル (アメリカ大使館農業担当官), 大脇友芳 (農業開発企画委員会主任研究員), 田部昇 (アジア経済研究所理事), 神山安雄 (全国農業会議所調査役)

研究助成: 昭和57年度~58年度上智大学学内共同研究助成金総額 1,200,000円

研究テーマ: 「世界経済と食糧問題」, 「世界の飢え」, 「ブラジルのフロンティア開発と日本の協力」, 「労働・資本・人間——ヨハネ・パウロ2世『働くことについて』にそって」, 「江戸時代の生活と食糧」, 「アメリカの食糧援助政策」, 「生存権と援助を与える義務——世界の食糧分配をめぐる」, 「発展途上国における新植物資源」, 「第三世界の食糧問題」, 「アメリカの穀物政策」, 「日本の農村整備について」, 「発展途上国における農村工業化の問題」, 「米の生産調整と食糧管理制度」

研究成果: 各年度ごとに報告書発行

4) 発展途上国の経済・社会開発の諸問題 (昭和59年度~61年度)

研究代表者: 緒田原涓一

研究分担者: ロジャー・ダウニー (経済学部経済学科助教授), 浜田寿一 (経済学部経済学科助教授), 堀坂浩太郎 (外国語学部ポルトガル語学科助教授), 猪口邦子 (法学部国際関係法学科助教授), 鬼頭宏 (経済学部経済学科助教授), 松下満雄 (法学部国際関係法学科非常勤講師), 山田経三, 保岡孝顕

招聘研究発表者: 最首公司 (東京新聞編集委員, アラビアンコンサルタント代表顧問), 阪野保雄 (三祐コンサルタンツ海外事業本部), 池間誠 (一橋大学経済学部教授)

研究助成: 昭和59年度~60年度上智大学学内共同研究助成金総額 1,386,000円

研究テーマ: 「アジア研究に寄せて」, 「発展途上国の累積債務問題」,

“A Preliminary Study of Interest Articulation (1960-1980)
in the Philippine-Japan Treaty of Amity, Commerce and

Navigation,”「中東における近代化をめぐる問題」,「ブラジル債務の“政治・経済学”——政府系企業の肥大化をめぐる」,「発展途上国への教訓——森嶋通夫著『なぜ日本は「成功」したか』をめぐる」,“Social Accounting Metric for Indonesia,”「世界における解放の神学」,「第三世界と世界システム」,「タイ農村における農外雇用」,「アジア決済同盟について」,「自由貿易のパラドックス」,「都市化——東南アジアの現実と日本の経験」

研究成果：各年度ごとに報告書発行。

なお、本研究は昭和61年度を、研究の最終年として継続される。

5) 解放の神学（昭和60年度）

研究代表者：アンセルモ・マタイス

研究分担者：グスタボ・アンドラーデ（イベロアメリカ研究所長・教授），ヴィセンテ・ボネット（文学部人間学研究室助教授），ハイメ・カスタニエダ（文学部人間学研究室教授），ルーベン・アビト（文学部哲学科助教授），垣花秀武，ホアン・マシア（神学部神学科教授），アドルフォ・ニコラス（神学部神学科助教授），武市英雄，山田経三，山本襄治（神学部神学科教授），保岡孝顕

招聘研究発表者：金子啓一（恵泉バプテスト教会協力牧師）

研究助成：昭和60年度上智大学学内共同研究助成金 820,000円

研究テーマ：「解放の神学とは何か」,「解放の神学と社会分析」,「レオナルド・ボフ著『教会、カリスマと権力』をめぐる」,「解放の神学——ラテンアメリカ，フィリピン，韓国」,「東南アジアの技術援助のあり方」

研究成果：『学内共同研究「解放の神学」報告書——昭和60年度』1986年6月発行予定

2. 海外調査研究

アジア・アフリカ難民現地実情調査

この調査研究は研究所の実践活動として位置づけられている「世界の貧しい人々に愛の手を」の会が難民や貧困者に対して、食糧・医療・教育などの援助

協力を実施している地域を視察して、その実情を把握するとともに今後の活動のあり方を検討するために2年毎に実施している。現在までに下記のとおり3回の調査を実施し、来たる1986年度12月末～1月にも第4回調査を行う予定である。

1) 第1回アジア・アフリカ難民現地実情調査

研究代表者：アンセルモ・マタイス

研究分担者：渡部清（文学部哲学科助教授）、渡辺学、植竹久美子（以上本学学生）

調査日程：1981年3月22日～1981年4月7日

調査地域：タイ、インド、パキスタン、ケニア、ソマリア

研究助成：「ビタウ学長をおくる会」からの寄付金1,300,000円

調査報告：上智大学難民調査団『難民調査の旅』、1981年4月

「難民問題と救援活動——上智大学の場合」『聖心の使徒』第30巻、1・2号、1982年

この調査により、アフリカ難民（ケニア、ソマリア）、アフガン難民（パキスタン）への救援を開始した。

2) 第2回アジア・アフリカ難民現地実情調査（上智大学、カリタス・ジャパンによる共同調査）

研究代表者：A. マタイス

研究分担者：渡部清（文学部哲学科助教授）、保岡孝顕、横川和夫（カリタス・ジャパン理事）、斉藤愛子（ボランティア）、幡野順、村中洋一、佐藤早苗（以上本学学生）

研究協力者：佐倉洋（日本アフリカ文化交流協会）

調査日程：パキスタン班——1983年2月14日～1983年2月27日

アフリカ班——1983年3月19日～1983年4月5日

調査地域：パキスタン、ケニア、エチピアソ、ソマリア、ウガンダ

研究助成：昭和57年度カリタス・ジャパン調査研究助成金 1,600,000円

昭和57年度上智大学調査研究助成金 500,000円

調査報告：『アジア・アフリカ難民の実情——上智大学、カリタス・ジャパン

合同アジア・アフリカ難民現地調査報告』上智大学社会正義研究所、
1983年6月

3) 第3回アフリカ難民現地実情調査

研究代表者：A. マタイス，研究分担者：保岡孝顕

調査日程：1984年12月22日～1985年1月12日

調査地域：ケニア，ソマリア，エチオピア，スーダン

研究助成：昭和59年度庭野平和財団活動助成金 1,000,000円

調査報告：『1984-85アフリカ難民の実情——上智大学アフリカ難民現地調査
報告』上智大学社会正義研究所，1985年5月

Ⅳ 教育活動

1. 講演会

1981年4月18日 「難民調査団報告」 (本学3号館 521教室)

講師 アンセルモ・マタイス (本研究所長)，渡部清ほか学生

1981年4月26日 「マザー・テレサを囲む集い」 (本学体育館)

講師 マザー・テレサ [Mother Teresa] (カトリック修道女，「神の愛の宣
教者会」創作者)

演題 “The Most Beautiful Thing in the World”

1981年5月16日 「ワレサ氏を囲む集い」 (本学7号館特別会議室)

講師 レフ・ワレサ [Lech Walesa] (ポーランド自主管理労組「連帯」委員
長)

1981年6月10日 「第三世界に対する我々の意識変革」

(本学上智会館第5会議室)

講師 チュニス [Sjef Theunis] (オランダ，NOVIB 事務局長)

1981年10月15日 「飢餓と食糧の適正配分」 (本学3号館 521教室)

パネラー 紙谷 貢 (農林水産省農業総合研究所海外部長)

武者小路公秀 (国連大学副学長)

バルピア [H. A. B. Parpia] (国連大学飢餓問題プログラム諮問委

員)

A. マタイス

司 会 武市英雄

共 催 アジアウィーク実行委員会 (本学学生団体)

1981年12月9日 「聖書における正義」 (本学7号館特別会議室)

講師 フロンソ・シュッケル [Luis Alonso-Schökel] (国際旧約聖書学会会長)

共催 文学部哲学科

1981年12月10日 「作為的飢餓と我々の責任」 (本学7号館特別会議室)

講師 犬養道子 (評論家)

1982年1月12日 「ポーランド軍政下に苦悩するワレサ委員長を応援する緊急アピールの集い」 (本学3号館227教室)

講師 ユリアン・ルジュツキ (ドミニコ会ポーランド人神父)

工藤幸雄 (多摩美術大学教授)

山崎友宏 (本学昭和36年度卒業生, 在ポーランド4年)

1982年4月23日 「マザー・テレサを囲む集い」 (本学10号館講堂)

講師 マザー・テレサ

演題 “飢えることとは?”

協賛 ファミリー・ライフ協会

アジアウィーク実行委員会

1982年6月30日 「米国における企業と大衆の関係」 (本学2号館会議室)

講師 ロバート・マックキューイン [Robert J. McEwen, S. J.] (ボストンカレッジ教授)

1982年9月9日 「原子力開発と人間環境」 (本学上智会館第3会議室)

講師 ロザリー・バーテル [Rosalie Bertell] (トロント, イエズス会センター研究員)

1982年12月10日 「軍縮と開発」 (本学10号館講堂)

講師 犬養道子

共催 学内共同研究「平和研究」班

1983年1月11日 「世界に目をむけようー正義と平和をめぐるって」

(本学10号館講堂)

講師 ヨゼフ・ピタウ (イエズス会総会長補佐, 本学元学長)

共催 学内共同研究「平和研究」班

1983年4月13日 「抑圧からの解放ー第三世界と日本との役割」

(本学7号館特別会議室)

講師 ヘルデル・カマラ [Helder Camara] (ブラジル, オリンダ・レシフ
エ教区大司教)

共催 イベロアメリカ研究所

1983年5月21日 「スライドで見るアジア・アフリカ難民の実情」

(本学8号館410教室)

講師 A. マタイス, 松村管和 (カリタス・ジャパン理事長), 横川和夫 (カ
リタス・ジャパン理事), 渡部清 (文学部助教授), 保岡孝顕

1983年10月3日 「ポーランドにおけるカトリシズムとマルキシズム」

(本学2号館会議室)

講師 橋本久太郎 (ポーランド, ポズナニ大学言語学科教授)

1984年5月7日 「フィリピン社会と教会の役割」(本学中央図書館 812会議室)

講師 フェデリコ・エスカレル [Federico Escaler, S. J.] (フィリピン, イビ
ル教区司教)

1984年6月26日 「日本の経済協力を見直すー東南アジアからの視点」

(本学中央図書館 812会議室)

講師 鈴木佑司 (法政大学教授)

1984年10月20日 「社会正義と教会の役割ーフィリピンの場合」

(本学2号館 246教室)

講師 フランシスコ・クラベール [Francisco F. Claver, S. J.] (司教, フィ
リピン司教団少数民族委員会委員長, イエズス会アジア社会使徒職委員
会 [SELA] 事務局長)

1984年11月22日 「マザー・テレサを囲む集い」

(本学10号館講堂)

講師 マザー・テレサ

演題 “飢えと生命”

協力 エンターティナーズ・ユニオン, カトリック学生の会, 「恵まれない子供たちに愛の手を！」の会 (以上本学学生団体)

1985年2月5日 「アフリカ難民実情現地調査帰国報告」

(本学中央図書館 812会議室)

講師 A. マタイス, 保岡孝顕

1985年4月15日 「アフリカ難民の状況」 (本学中央図書館 812会議室)

講師 A. マタイス

1985年6月7日 「インドシナ難民の現状—問題と展望」

(本学中央図書館 812会議室)

講師 マーク・レイパー [Mark Raper, S. J.] (イエズス会神父)

1985年10月11日 「韓国カトリック教会と社会正義」

(本学中央図書館 921会議室)

講師 文正鉉 (カトリック神父)

1985年10月17日 「アジアの農村開発の理念と実践」

(本学中央図書館 921会議室)

講師 A. T. アリヤラトネ [A. T. Ariyaratne] (サルボダヤ・シュラマダーナ協会会長, スリランカ)

2. シンポジウム

1981年10月30日 (金) ~ 11月1日 (日)

第1回国際シンポジウム「国際相互依存時代における人間尊重」

(本学7号館特別会議室)

共催 グローバル・エジュケーション・アソシエイツ [Global Education Associates] (アメリカ), 国際基督教大学, 日本クリスチャン・アカデミー
関西セミナーハウス

——プログラム——

第1日 10月30日 (金)

1:30p.m. あいさつ 柳瀬睦男 (上智大学長)

オリエンテーション アンセルモ・マタイス

(上智大学社会正義研究所長)

2 : 00p.m. 講演「地球の変革の時代」パトリシア・ミッシー [Patricia Mische]

(グローバル・エジュケーション・アソシエイツ高等研究員)

「安全保障国家」ジェラルド・ミッシー [Gerald Mische]

(グローバル・エジュケーション・アソシエイツ会長)

3 : 30p.m. 分科会(1) 「日本の安全保障」

パネリスト 平野健一郎(東京大学助教授)

石本泰雄(上智大学教授)

小林直樹(東京大学教授)

司 会 荒井俊次(日本クリスチャン・アカデミー総主事)

6 : 30p.m. レセプション

第2日 10月31日(土)

9 : 30a.m. 講演「世界秩序にむけての戦略」P.ミッシー, G.ミッシー

11 : 00a.m. 講演「世界秩序の推進に対する大学の役割」中川秀恭

(国際基督教大学長)

1 : 30p.m. 分科会(2) 「東アジアの現状と展望」

パネリスト ルーベン・アビト(上智大学講師)

鶴見良行(評論家)

山田経三(本研究所所員)

司 会 武市英雄(本研究所所員)

4 : 30p.m. 分科会(3) 「地球社会化教育」

パネリスト 室 靖(東和大学国際教育研究所教授)

関屋綾子(日本YWCA前会長)

浮田久子(日本平和研究懇談会会員)

司 会 A. マタイス

第3日 11月1日(日)

9 : 30a.m. 講演「世界秩序にむけての国家的, 地域的, 国際的戦略」G.ミッシー

10 : 00a.m. 分科会(4) 「国際秩序のあるべき姿」

パネリスト 鴨 武彦(早稲田大学教授)

川田 侃（上智大学教授）

高野雄一（本研究所所員）

司 会 ウィリアム・スチール（国際基督教大学助教授）

2:00p.m. 講演 「地球的精神性をめざして」 P. ミッシー

1982年10月22日（金）～24日（日）

第2回国際シンポジウム「アジアにおける開発と正義—日本の関わりを見直す」

（本学7号館特別会議室）

共催 国際基督教大学，日本YMCA同盟

——プログラム——

第1日 10月22日（金）

10:00a.m. あいさつ 柳瀬陸男（上智大学長）

オリエンテーション アンセルモ・マタイス

（上智大学社会正義研究所長）

10:30a.m. 基調講演

「近代化の再検討—内発的發展」

鶴見和子（上智大学国際関係研究所長）

「アジア諸国の経済発展と社会正義」

隅谷三喜男（東京女子大学長）

2:00p.m. 分科会(1) 「インド報告—人口・食糧・開発」

報 告 H. A. B. バルビア（国連大学飢餓対策専門官）

討 論 A. マタイス

中村尚司（アジア経済研究所研究員）

司 会 高見敏弘（アジア学院校長）

第2日 10月23日（土）

10:00a.m. 分科会(2) 「韓国報告—開発に対する民衆の声」

報 告 池 明観（東京女子大学客員教授）

討 論 猪狩 章（朝日新聞社外報部次長）

和田春樹（東京大学助教授）

司 会 東海林勤（日本キリスト教協議会総幹事）

1 : 30p.m. 分科会(3) 「フィリピン報告—日系企業とフィリピン社会」

報 告 エドワルド・タDEM [Eduardo Tadem]

(フィリピン大学第三世界研究センター研究員)

討 論 ルーベン・アビト (上智大学講師)

武市英雄 (本研究所所員)

司 会 青柳清孝 (国際基督教大学教授)

3 : 45p.m. 分科会(3) 「インドネシア報告—インドネシアにおける開発と正義の問題」

報 告 フランシス・ダヌウィナタ [Francis Danuwinata, S. J.]

(アトマジャヤ大学前学長, インドネシア)

討 論 小泉允雄 (日本貿易振興会情報サービス部主査)

村井吉敬 (上智大学助教授)

司 会 ウィリアム・スチール (国際基督教大学助教授)

第3日 10月24日 (日)

10 : 00a.m. 分科会報告まとめ「インド・韓国・フィリピン・インドネシア」

10 : 30a.m. 総括討論「アジアにおける開発と日本の今後の関わり方」

討 論 F. ダヌウィナタ

村井吉敬

E. タDEM

ハーバード・イー (国際基督教大学助教授)

司 会 A. マタイス

1983年10月11日 (火) ~15日 (土)

第3回世界食糧デー「飢餓と我々のライフ・スタイル」

(本学上智会館第6会議室)

協力 本学人間学ポネット研究室, エンターティナーズ・ユニオン (本学学生団体)

——プログラム——

第1日 10月11日 (火)

5 : 00p.m. シンポジウム「第三世界の飢えとその構造」

討 論 森本栄二（岡山大学講師）

西川 潤（早稲田大学教授）

司 会 保岡孝頭（本研究所スタッフ）

第2日 10月12日（水）

5：00p.m. 講演会「世界の食糧問題と日本」

講 師 唯是康彦（千葉大学教授）

第3日 10月14日（金）

5：15p.m. 報告会「アジア・アフリカでの体験学習から学んだこと」

学生からの発言

助 言 アンセルモ・マタイス（本研究所所長）

第4日 10月15日（土）

1：30p.m. シンポジウム「いま、ライフ・スタイルを考える」

討 論 鬼頭 宏（上智大学助教授）

室田 武（一橋大学助教授）

司 会 丸山茂樹（社会運動研究センター事務局長）

1983年12月9日（金）～11日（日）

第3回国際シンポジウム「世界の難民と人権—私たちの自覚と連帯をもとめて」

（本学7号館特別会議室）

共催 国際基督教大学、日本YMCA同盟

後援 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）

——プログラム——

第1日 12月9日（金）

1：30p.m. 映画 “Road to Survival—生存への道”（UNHCR 製作）

スライド「アジア・アフリカ難民の実情」（上智大学、カリタス・ジャパン合同チーム製作）

3：00p.m. あいさつ 柳瀬睦男（上智大学長）

オリエンテーション アンセルモ・マタイス

（上智大学社会正義研究所長）

3：35p.m. 基調講演

「難民の歴史と世界の対応」データー・ショルツ [Dieter Scholz,
S. J.] (イエズス会ローマ本部難民救済局長)

「難民と人権—日本の対応」緒方貞子 (上智大学教授)

第2日 12月10日 (土)

10:00a.m. 分科会(1) 「アフリカ難民」

報 告 宮崎幸雄 (世界YMCA同盟難民救済局長)

討 論 福永英二 (アフリカ協会専務理事)

横川和夫 (共同通信社社会部記者)

司 会 ウィリアム・スチール (国際基督教大学助教授)

1:30p.m. 分科会(2) 「アフガニスタン難民」

報 告 小池嘉夫 (UNHCR パキスタン・クエッタ事務局総長)

討 論 サードラ・ガウシー (上智大学講師)

渡部 清 (上智大学助教授)

司 会 田中義信 (日本YMCA同盟国際部主事)

3:40p.m. 分科会(3) 「インドシナ難民」

報 告 ルイ・ロベール [Louis Robert, S. J.] (イエズス会アジア
局難民担当)

討 論 星野昌子 (日本国際ボランティアセンター事務局長)

渡辺晃一 (日本赤十字社外事部長)

司 会 武市英雄 (本研究所所員)

第3日 12月11日 (日)

10:00a.m. 分科会(4) 「国内インドシナ難民」

報 告 内藤健三 (アジア福祉教育財団大和定住促進センター所長)

討 論 安藤 勇 (イエズス会社会司牧センター事務局長)

粕谷甲一 (国際救援センター顧問)

司 会 松村管和 (カリタス・ジャパン理事長)

1:30p.m. 共同の祈り

粕谷甲一

中川秀恭 (前国際基督教大学長)

2:00p.m. 総括討論「私たちの自覚と連帯をもとめて」

討 論 ガルバス・コールズ [Garves L. Coles] (UNHCR 国際保護部条約課長)

栗野 鳳 (広島大学平和科学研究センター顧問)

緒方貞子

L. ロベール

D. ショルツ

司 会 A. マタイス

5:00p.m. レセプション

1984年5月19日(土)

「第三世界のスラム」を考える集い (本学上智会館第6会議室)

共催 東南アジア都市・住宅研究会, 東洋大学工学部建築学科, イエズス会社会司牧委員会, アジアウィーク委員会 (本学学生団体)

——プログラム——

映 画 「パッタナ共同体」(タイ, クロントイ・スラムの記録映画)

報 告 「フィリピンのスラムの生活」伊従直子

(ベリス・メルセス宣教女会)

「スラム住民による環境改善の試み」ホルヘ・アンソレーナ

(本研究所客員研究員)

「東南アジアのスラムの環境改善と日本の経験」内田雄三

(東洋大学助教授)

1984年12月7日(金)～9日(日)

第4回国際シンポジウム「平和の挑戦」 (本学7号館特別会議室)

共催 国際基督教大学社会科学研究所, 日本YMCA同盟

——プログラム——

第1日 12月7日(金)

1:00p.m. 映画「歴史」(10フィート運動製作)

3:00p.m. 歓迎の辞

オリエンテーション アンセルモ・マタイス (上智大学社会正義研究

所長)

3 : 30p.m. 基調講演

「平和の挑戦」ピーター・ヘンリオット [Peter Henriot, S. J.]

(センター・オブ・コンサーン所長)

「司牧教書と世界秩序」サムエル・キム [Samuel S. Kim]

(ワールド・ポリシー・インスティテュート研究員, モンマス大学教授)

第2日 12月8日(土)

10 : 00a.m. 分科会(1) 「核の脅威」

報 告 関 寛治(東京大学教授)

討 論 垣花秀武(本研究所所員)

山田 浩(広島大学教授)

司 会 山田経三(本研究所所員)

1 : 30p.m. 分科会(2) 「軍需産業・開発」

報 告 田中直毅(評論家, 前国民経済研究協会主任研究員)

討 論 増田祐司(大阪市立大学助教授)

田岡俊次(朝日新聞編集委員)

司 会 村上雅子(国際基督教大学教授)

3 : 40p.m. 分科会(3) 「アームズコントロールと軍縮」

報 告 前田 寿(軍縮問題研究家)

討 論 最上敏樹(国際基督教大学助教授)

高榎 亮(毎日新聞論説委員)

司 会 武市英雄(本研究所所員)

第3日 12月9日(日)

10 : 00a.m. 分科会(4) 「日本の平和問題」

報 告 武者小路公秀(国連大学副学長)

討 論 佐藤 功(上智大学教授)

相馬信夫(カトリック司教)

司 会 ウィリアム・スチール(国際基督教大学準教授)

1 : 15p.m. 平和の祈り

相馬信夫

渡辺保男（国際基督教大学長）

1 : 30p.m. 分科会報告まとめ

2 : 00p.m. 総括討論「平和の挑戦—私たちの役割」

討 論 P. ヘンリオット

垣花秀武

S. キム

佐藤 功

相馬信夫

司 会 A. マタイス

5 : 00p.m. レセプション

1985年11月29日（金）～12月1日（日）

第5回国際シンポジウム「解放の神学」

（本学7号館特別会議室）

共催 日本YMCA同盟

——プログラム——

第1日 11月29日（金）

3 : 00p.m. あいさつ

オリエンテーション アンセルモ・マタイス

（上智大学社会正義研究所長）

3 : 30p.m. 基調講演

「神について語ること」グスタボ・グティエレス [Gustavo Gutiérrez]

（リマ・カトリック大学教授、ペルー）

「アジアにおける 解放の神学」アロイスウス・ピエリス [Aloysius
Pieris, S. J.]

（トラナ宗教研究センター所員、スリランカ）

第2日 11月30日（土）

10 : 00a.m. 分科会(1) 「聖書における解放」

報 告 宇佐美公史（上智大学助教授）

討 論 堀田雄康（清泉女子大学教授）

粕谷甲一（東京教区司祭）

司 会 垣花秀武（本研究所所員）

1 : 30p.m. 分科会(2) 「バチカンのとる Option for the poor」

報 告 相馬信夫（カトリック司教）

討 論 G. グティエレス

酒井新二（共同通信社社長）

司 会 武市英雄（本研究所所員）

3 : 40p.m. 分科会(3) 「南米における解放の神学」

報 告 恒川恵市（東京大学助教授）

討 論 グスタボ・アンドラーデ（上智大学教授）

水野 一（上智大学教授）

司 会 山田経三（本研究所所員）

第3日 12月1日（日）

10 : 00a.m. 分科会(4) 「アジアにおける解放の神学」

報 告 山田経三

討 論 ルーベン・アビト（上智大学助教授）

東海林勤（農村伝道神学校教師）

司 会 保岡孝顕（本研究所スタッフ）

1 : 00p.m. 共同の祈り

R. アビト

東海林勤

2 : 00p.m. 総括討論「解放の神学と私たち」

討 論 G. グティエレス

磯村英一（東京都立大学名誉教授）

垣花秀武

中平健吉（弁護士）

A. ビエリス

司 会 A. マタイス

5:00p.m. レセプション

V 実践活動

1. 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

上智大学は1979年12月上旬からインドシナ難民救援のため、募金活動（街頭・新宿駅前）を開始し、さらに1980年2月から同年10月まで、タイの難民キャンプに延べ152名の本学教職員・学生によるボランティアを派遣してきた。また、1981年3月22日から同年4月7日まで、A. マタイスを団長とする4名の難民キャンプ調査団が、タイ、インド、パキスタン、ケニア、ソマリアを訪れ、現地で救援活動を行っている関係者と援助協力の可能性を検討した。調査団は帰国後、学内における報告会の開催、報告書「難民調査の旅」を作成し、1981年5月に「世界の貧しい人々に愛の手を」の会が発足した。

本会は、本研究所設立と同時にこれまで本学の外事部が主管してきた難民救援活動を本研究所の実践活動のひとつとして引き継いだ。また従来の難民救援活動の全学的とりくみの精神を生かすため、本会は本学の教職員・学生ボランティア・学外のボランティアによって構成されている。なお、評論家『人間の大地』著者の犬養道子氏には会のアドバイザー（1982年1月より）として協力を得ている。

1) 募金協力者 約850名

2) 募金総額 61,794,227円（1981年5月～1985年11月）

3) 援助協力先

① パキスタン

• カリタス・パキスタン

ベシャワルのアフガン難民のために、テント、医療品、食糧、教材等の援助を行った（1981年より83年まで）。援助金額 US\$ 25,000

• 聖ミカエル・カトリック教会

ベシャワルの貧しいキリスト教徒のために、住宅建設資金の援助を行っている。援助金額 US\$ 8,300

• アフガン難民救済連合

ベシヤワルのアフガン難民のために、小麦粉、米、食用油、紅茶、綿等の援助を行った（1982年）。援助金額 US\$ 9,000

② ケニア

- カトリック救済事業団（C.R.S.）

トゥルカナ地方のカクマ、マルサビット等で井戸掘り活動、病院への水ポンプ設置、マルサビット飢餓遊牧民51世帯へ「自立のための家畜貸与」プロジェクトに1981年～84年まで援助を行った。援助金額 US\$ 31,000

- マリア医療修道会

トゥルカナ地方のカクマで、貧しい子どもたちのための小学校の教室建設、奨学金の援助等を行っている。援助金額 US\$ 19,000

③ ソマリア

- カリタス・ソマリア

コリオレのエチオピア人難民キャンプでの食糧援助、浅井戸ポンプ・プロジェクトおよび難民とソマリアの貧しい人びとのために総合病院建設を行っている。援助金額 US\$ 63,418

④ エチオピア

- イエズス会救済事業（J.R.S.）

1982年より南部シダモ州ゴザで飢餓難民のための巡回保健医療活動を行っている。さらに1985年より北部被災民の再移住地である南西諸州での緊急医療を実施している。援助金額 US\$ 38,000

⑤ スーダン

- スーダン・エイド

ゲダレフのタワワ・キャンプで、エチオピア難民を対象に自立化のための職業訓練等を行っている。また、ゲダレフ地域のカトリック教会はエチオピア難民のためのアラビア語講習を開いている。今回の援助は本会の第3回難民実情調査にもとづいて行われた。援助金額 US\$ 9,000

⑥ モザンビーク

- リシंगा・カトリック教会

飢餓難民のための救援物資の配布等を行っている。本会からは物資運搬のた

めのジープを他の援助団体と協力して送付した。援助金額 1,000,000円

⑦ ベトナムの医療品援助。援助金額 US\$ 6,000

⑧ インド

- ・ムザファプル・カトリック教会（ビハール州）

バングラディッシュ難民および清掃業者の子弟のための学校への資金援助を行っている。援助金額 US\$ 9,000

- ・デディアパダ社会奉仕協会（グジャラト州）

貧困に苦しむアディバシ族の子どもたちのために教育活動等を行っている。
援助金額 US\$ 10,000

⑨ メキシコ

- ・メキシコンティ聖家族教会

地震の被災者のための援助活動を行っている。援助金額 US\$ 5,619

⑩ コロンビア

- ・イエズス会

火山噴火の被災者のための援助活動を行っている。援助金額 US\$ 5,000

4) 海外調査研究を隔年に実施（詳細はⅢ2. 海外調査研究、を参照のこと）。

5) 他の難民救援団体との交流

難民救援連絡会（難民救援にたずさわる19団体が参加）に加盟し、2カ月に1回の例会に参加している。'84年6月2日には同連絡会と UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）が主催するNGOワークショップ「アフリカ難民を考える—第2回アフリカ難民援助国際会議（ICARA II）に向けて」に事例報告を行った。

6) 学内外での募金活動

10月中旬 チャリティ・バザー開催（3日間、上智大学）

12月中旬 街頭募金実施（2日間、新宿駅西口）

7) ニュース・レターの発行

会の活動は年2回「世界の貧しい人々に愛の手を」を発行し、寄付協力者への報告、難民救援へのアピールを行っている。

8) 募金の受付は——

口座名義 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

郵便振替口座 東京 8—86078

銀行口座（普通預金） 太陽神戸銀行麴町支店 3090766

第一勧業銀行四谷支店 1310474

2. ワレサ委員長をはげます会

本会は1982年1月12日、「ポーランド軍政下に苦悩するワレサ委員長を応援する緊急アピールの集い」を開催し発足した。会は、上智大学創立以前の1909年にポーランドの貧しいカトリック信者たちから上智大学の建物のための最初の煉瓦（当時2,000フラン）が寄付されたことを思い起こし、また多忙の中で本学に來校されたワレサ委員長に対して、その感謝の意と物質的支援を表すこと及びポーランド社会理解の研究等を目的としている。

<活動>

1982年1月～8月。「連帯」のワレサ委員長に対し、精神的・物質的支援を続けてきたが、学内外の多くの人びとから寄せられた義援金総額 US\$ 2,063（約50万円）を '82年8月までにポーランド国民にローマ教皇庁を通して送った。

1982年1月12日。「平和、正義、自由に満ちたポーランドのよき未来への道」の選択のために、すみやかに戒厳令が解除され、言論、集会、報道の自由と信教の自由が1日もはやく回復し、かつ保証されるように強く希望するアピールを出して、「ポーランド問題と労働者の人間の尊厳」の視点から学内外での講演集会を行った。1982年7月1日「連帯」マゾフシェ本部国際局次長の梅田芳穂氏を招いてポーランド情勢の報告会を開いた。

また本会は『ポーランド「連帯」を支援する知識人の会』（事務局長：新田俊三・東洋大学教授）の会員として研究活動に参加した（1982年—85年）。

1983年11月。1983年度ノーベル平和賞の受賞者にレフ・ワレサ「連帯」委員長が決まる。本会からワレサ氏に祝電を打った。1984年1月ワレサ氏より本会はそれに対する返電を受けとる。

1984年8月1日。ポーランド人社会学者カロール・ポロウスキ教授（マサチューセッツ社会研究所長）訪日の際「〈連帯〉をめぐって—現代ポーランドにおけるキリスト教とマルキシズムの対話と摩擦について」の講演（キリスト新聞社、日本クリスチャン・アカデミー主催）に会員が出席し、意見交換を行った。

1984年8月、本会員の保岡孝顕編著『鉄の男ワレサー連帯の精神は死なず』（中央出版社刊）が発刊された。内容：ワレサの「連帯」運動が意味するもの／ワレサの「連帯」に連帯する／ワレサのプロフィール／ワレサにノーベル平和賞／「連帯」の二人の精神的支柱／参考文献／153頁。

3. 第二回国連軍縮特別総会（SSDⅡ）に核兵器完全禁止と軍縮の実現を要請する署名活動

本研究所所員有志は、日本カトリック司教団の上記の署名の訴えに賛同し、人類の滅亡を防ぎ、核兵器と戦争のない平和な世界を作るため、軍縮、核兵器完全禁止により、全世界で軍備のために費やされる費用を、世界の飢餓の克服と全人間的開発の実現のために出来る限り用いることを特に訴え、本学内において教職員の署名協力（1982年3月1日～3月25日）を呼びかけ、400名もの署名協力と5万円余のカンパを得た。

Ⅵ 出版活動

1. 所員研究の成果

『社会正義』紀要1，上智大学社会正義研究所，1982年3月

「平和と正義の実現のために」柳瀬睦男，「ヨハネ・パウロ2世の社会教説」アンセルモ・マタイス，「人間の顔をもつ国際秩序」高野雄一，「マス・メディアと社会正義—フィリピンの場合を中心に」武市英雄，「所有についてのカトリック思想」ブルクハルト・ヴェクハウス，「新回勅『労働』に基づく経営理念」山田経三，Patricia Mische，「Toward a Global Spirituality，」活動報告 1981-82

『社会正義』紀要2，上智大学社会正義研究所，1983年3月

「『正義』に関する一考察」A. マタイス，「コミュニケーションと民衆参加」エドワルド・ホルヘ・アンソレーナ，「南北間の情報の流れ」武市英雄，「働きすぎなのか？」B. ヴェクハウス，「アジアにおける開発と人権—アジア隣人からの挑戦と日本人の責任」山田経三，「難民救援活動のあり方—オーストリアと西ドイツ両国の『カリタス』の場合」渡部清，Rosalie Bertell，「The

Impact of the Nuclear Age on Public Health,” 活動報告 1982-83

『社会正義』紀要3, 上智大学社会正義研究所, 1984年3月

「社会問題に関するカトリック教会の考え方」A. マタイス, 「貧しい人びとの住宅に関する財政問題について」E. J. アンソレーナ, 「新しい技術の導入と労働組合の力」B. ヴェクハウス, Keizo Yamada, “The Japanese TNCs and the Transfer of Technology to Asian Developing Countries,” Helder Camara, “The Role of Japan in the Third World,” 「難民の歴史と世界の対応」ディーター・ショルツ, 「経済危機に関する倫理的省察(要約)」カナダカトリック司教協議会社会問題司教委員会, 活動報告 1983-84

『社会正義』紀要4, 上智大学社会正義研究所, 1985年3月

「発展途上国との協力についての提言」垣花秀武, 「現代世界における解放の神学」山田経三, 「権威主義体制の一考察—フィリピンの場合: マルコスの実験」保岡孝頭, 「平和教育の試み」A. マタイス, 「解放の神学—グスタボ・グティエレスの著書をふまえて」山田経三, 「フィリピン社会と教会の役割」フェデリコ・エスカレル, Peter J. Henriot, “The Challenge of Peace—What does it say? What does it mean?,” 「米国カトリック司教団経済教書第一次草案(要約)」, 活動報告 1984-85

『社会正義』紀要5(本書), 上智大学社会正義研究所, 1986年3月

「現代における『神の国』とは」A. マタイス, 「カトリック教会の社会教説にみる人権と社会正義」山田経三, 「日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題」保岡孝頭, 「日本における“開発コミュニケーション”—歴史的な意味合いと今日の課題」武市英雄, 「アジアの農村開発の理念と実践—スリランカのサルボダヤ運動」A. T. アリヤラトネ, 「今日のイエズス会の大学」ペーター・ハンス・コルヴェンバッハ, Gustavo Gutiérrez, “Speaking about God,” 活動報告 1981-86

2. 学内共同研究の成果

1) 学内共同研究「正義」班

『学内共同研究「正義」報告書—昭和54年度』上智大学学内共同研究「正義」班, 1980年4月

『学内共同研究「正義」報告書—昭和55年度』上智大学学内共同研究「正義」班,
1981年11月

『学内共同研究「正義」報告書—昭和56年度』上智大学学内共同研究「正義」班,
1982年5月

2) 学内共同研究「平和研究」班

『学内共同研究「平和研究」報告書—昭和57年度』上智大学学内共同研究「平和
研究」班, 1983年7月

『学内共同研究「平和研究」報告書—昭和58年度』上智大学学内共同研究「平和
研究」班, 1984年5月

『学内共同研究「平和研究—難民と人権」報告書—昭和59年度』上智大学学内共
同研究「平和研究」班, 1985年10月

アンセルモ・マタイス『現代カトリック教会の平和論』上智大学社会正義研究
所, 1982年10月発行, 1983年1月重版

アメリカ・カトリック司教協議会著, アンセルモ・マタイス, 片平博訳『平和の
挑戦—戦争と平和に関する教書』中央出版社, 1983年11月

『ヒロシマ・ナガサキ平和学習の旅』上智大学学内共同研究「平和研究」班,
1983年10月

3) 学内共同研究「食糧問題」班

『学内共同研究「食糧問題」報告書—昭和57年度』上智大学学内共同研究「食糧
問題」班, 1983年3月

『学内共同研究「食糧問題」報告書—昭和58年度』上智大学学内共同研究「食糧
問題」班, 1984年3月

4) 学内共同研究「発展途上国問題」班

『学内共同研究「発展途上国問題」報告書—昭和59年度』上智大学学内共同研究
「発展途上国問題」班, 1985年6月

3. 海外調査研究の成果

『アジア・アフリカ難民の実情—上智大学, カリタス・ジャパン合同アジア・ア
フリカ難民現地調査報告』上智大学社会正義研究所, 1983年6月

『1984-85 アフリカ難民の実情—上智大学アフリカ難民現地調査報告』上智大学

社会正義研究所, 1985年5月

4. 講演会のとりまとめ

『マザー・テレサを囲んで—Dialogue With Mother Teresa』上智大学社会正義研究所, 1981年10月

『ソリダルノシチ〔連帯〕のワレサ委員長を囲んで』上智大学社会正義研究所, 1981年10月

5. シンポジウムの成果

『人間尊重の世界秩序をめざして』上智大学社会正義研究所, 1982年6月

基調講演: 地球化時代の変革, 国家安全保障の拘束, 世界秩序の推進に対する大学の役割, 世界秩序にむけての戦略, 地球的精神性をめざして

シンポジウム: 日本の安全保障, 東アジア世界の現状と展望, 地球社会化教育, 国際秩序のあるべき姿

隅谷三喜男, A. マタイス編『アジアの開発と民衆』YMCA出版, 1983年11月

基調講演: 近代化の再検討から内発的發展へ, アジアの経済發展と日本

分科会: 韓国報告—開発にたいする民衆の声, フィリピン報告—日系企業進出とフィリピン社会, インドネシア報告—インドネシアにおける開発と正義, インド報告—人口・食糧・開発, 総括討論: アジアの開発と日本—今後のかかわり方

緒方貞子, A. マタイス編『世界の難民』明石書店, 1984年12月

基調講演: 難民の歴史と世界の対応, 難民の人権—日本の対応, 分科会: アフリカ難民—救援活動の現場, アフガニスタン難民—国を離れた350万人の希望と苦悩, インドシナ難民—ボート・ピープルとランド・ピープル, 日本国内のインドシナ難民—一定住促進にむけて, 総括討論: 世界の難民と人権—私たちの自覚と連帯を求めて

関 寛治, A. マタイス編『平和のメッセージ』明石書店, 1985年11月

基調講演: 『平和の挑戦』—それは何を語っているか, 平和教書と世界秩序, 分科会: 核の脅威, 軍需産業・開発, アームズコントロールと軍縮, 日本の平和問題, 総括討論: 平和の挑戦—私たちの役割

6. 資料

- 1) 『国際相互依存時代における人間尊重』上智大学社会正義研究所, 1981年10月〔第1回国際シンポジウムの英文邦訳資料〕
- 2) 『アジアにおける開発と正義』上智大学社会正義研究所, 1982年10月〔第2回国際シンポジウムの英文邦訳資料〕
- 3) 『世界の難民と人権』上智大学社会正義研究所, 1983年12月〔第3回国際シンポジウムの英文邦訳資料〕
- 4) 『平和の挑戦』上智大学社会正義研究所, 1984年12月〔第4回国際シンポジウムの英文邦訳資料〕
- 5) 『解放の神学』上智大学社会正義研究所, 1985年12月〔第5回国際シンポジウムの英文邦訳資料〕
- 6) 『難民調査の旅』上智大学難民調査団, 1981年4月〔1981年3月～4月に実施された調査の成果〕
- 7) スライド『難民調査の旅』上智大学難民調査団, 1981年5月
- 8) スライド『アジア・アフリカ難民の実情』上智大学, カリタス・ジャパン合同アジア・アフリカ難民調査団, 1983年6月〔1983年2月～4月に実施された調査の成果〕（貸出可）
- 9) スライド『第3回アフリカ難民現地実情調査』上智大学難民調査団, 1985年5月〔1984年12月～1985年1月に実施された調査の成果〕
- 10) パネル
アジア・アフリカ難民の実情を伝えるもの（貸出可）
7. その他の出版物
 - 1) アンセルモ・マタイス『地球社会をめざす教育』中央出版社, 1984年7月
 - 2) アンセルモ・マタイス『地球社会をめざす教会』中央出版社, 1985年5月
 - 3) 保岡孝顕『鉄の男ワレサー連帯の精神は死なず』中央出版社, 1984年8月
 - 4) パンフレット『上智大学社会正義研究所』1981年10月
 - 5) 英文パンフレット “Institute for the Study of Social Justice, Sophia University” 1984年3月, 改訂版, 1985年3月, 1986年3月
 - 6) ニュース・レター『世界の貧しい人々に愛の手を』, 創刊号（1981年6月）, 第2号（1981年12月）, 第3号（1982年6月）, 第4号（1982年12月）, 第5号

(1983年6月), 第6号: 特集— 国際シンポジウム「世界の難民と人権」(1984年2月), 第7号(1984年6月), 第8号(1985年2月), 第9号(1985年6月), 第10号(1985年12月) [本研究所気付, 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会発行, 年2回]

- 7) アメリカ・カトリック司教協議会著, A. マタイス, F. ハクシャ, 片平博訳『マルクス主義共産主義に関する教書』上智大学社会正義研究所, 1984年8月

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE

1981—86

Foreword

On March 31, 1986, we celebrate the fifth year anniversary of the founding of the Institute for the Study of Social Justice at Sophia University.

The Institute as its name shows, envisages promotion of social justice through interdisciplinary studies on the problems on peace, justice, and development in the world, and the third world in particular.

Frankly speaking, at the beginning we were a little bit anxious that the term 'social justice' was unfamiliar to the non-western Japanese society and the term might not be taken into this society.

However, looking back these past five years, there is no exaggeration to say that the quest for justice exemplified by the north-south problem, human rights, and all forms of human discriminations has become by far expanded among the peoples in this country, while their middle-class and consumer consciousness often make them difficult to be awoken to the sense of justice.

We are pleased if the Institute has contributed anything to such people's quest for justice, especially at grass roots level in recent years in Japan.

We will continue to make further efforts in the research and educational activities. In this regard, the Institute will hold an international symposium on "Justice in the Contemporary Age"

in the end of November or early December this year by reexamining the "signs of our times" and promotion of justice in our society.

The recent political change in the Philippines which ended the dictatorial regime indicates that the positive wills of the people through non-violent means for attaining and promoting justice prove a correct direction for the change of unjust situations and thus mark a new history of the people.

Finally, we express our sincere thanks for all of you who have encouraged and supported us, the Institute up to the present days, and hope for your kind help and cooperatoin in the Institute's promotion of justice.

Anselmo Mataix
Director

I ADMINISTRATION AND STAFF

Director

Anselmo MATAIX (Professor, Philosophy of Man, Ethics)

Staff Members

Xavier GARRALDA (Professor, Philosophy of Man)

Hidetake KAKIHANA (Professor, Nuclear Fission and Fusion)

Tomosuke KASUYA (Professor, Constitution)

Eiji MATSUMOTO (Assistant Professor, Social Welfare)

Ken'ichi ODAWARA (Professor, International Economics)

Yasumi SAKAMOTO (Professor, International Management)

Yuichi TAKANO (Professor, International Law)

Hideo TAKEICHI (Professor, Mass Communication)

Keizo YAMADA (Assistant Professor, Management)

Former Member

Burghard WEGHAUS [1981-84]

(Assistant Professor, Social Welfare)

Visiting Researcher

Eduard Jorge ANZORENA (Lecturer, Philosophy of Man)

Administration

Takaaki YASUOKA

Yasushi OHTAKE

Location

The Institute is located at Sophia University (No. 713, 7 th Floor of the Central Library Building), 7-1, Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, Tel. 03-238-3023, 3695.

II ORIGIN AND AIM

ISSJ was established at Sophia University in April 1981. Its purpose is to investigate the conditions of social justice in the domestic and international arena and to contribute to the promotion of social justice, peace and development of humanity based on the interdisciplinary efforts.

The Institute emphasizes the need for wider support and cooperation from various research institutions both at home and abroad in pursuit of this objective. In accordance with the said purpose, the Institute sets up research projects on justice issues.

One of the most important projects of the Institute is the international symposium on peace, justice, and development issues. By inviting scholars and experts internationally, it will be held every year.

Another purpose of the Institute is to find a relevant relationship between research and teaching. Since the staffs of the ISSJ are faculty members of Sophia University, they teach in their respective specialities. So, ideas and insights originating from research projects being conducted by the Institute also reflect upon students through the classes and influence them.

Results of research projects of the Institute are published annually. One of the main publications is called *Shakai Seigi = Social Justice*.

III ACTIVITIES

The activities of the Institute are organized in four categories: A-Researches, B-Symposia and Public Lectures, C-Action Programs and D-Publications.

A-Researches

- (1) Research on Justice (April 1979-March 1982)

Theoretical study of the meaning of justice and empirical analysis of problems of social justice in Japan, such as discrimination against Korean people, socially discriminated people and human rights.

- (2) Peace Research (April 1982-March 1984)

Toward A Just World-In Search of Values and Methods of Peace and Development Education: The program included lectures, study sessions, and a study trip to Hiroshima and Nagasaki. A comprehensive study on the U. S. Catholic Bishops' Pastoral Letter on War and Peace was conducted. Attempts were made to examine the biblical vision of peace, and the Catholic social teachings.

- (3) Food Problems in the Developing Areas (April 1982-March 1984)

Studies were made on short and long range historical analysis of Food Problems of the World.

- (4) Problems of Socio-Economic Development in the Developing Areas (April 1984-March 1986)

Interdisciplinary research was conducted. Case studies on the accumulated Debts in the Third World, Japan-Philippine Economic and Political Relations, Modernization problems in Middle East were made.

- (5) Research on Indochinese Refugees (April 1984-March 1985)

Identifying socio-economic conditions of Vietnamese, Cambodian, and Laotian refugees, field research was conducted through

questionnaires and interviews in Kyūshū, Osaka, and Tokyo areas. The research aims to identify various conditions of the refugee's resettlement problems in Japan.

(6) Research on Liberation Theologies (April 1985–March 1986)

Analizing contents of Latin American and Asian theologies of liberation and identifying its methodological approaches, the Catholic Church on the preferential option for the poor was examined.

(7) Field Research on Refugees and Displaced Persons (February–April 1983)

Research was conducted by 8 members including professors and students in Pakistan, Kenya, Ethiopia, Uganda and Somalia. Focus was made on their relief and rehabilitation works by Non-Governmental Organizations. Financial aid was given by the Caritas Japan and Sophia University.

(8) Field Research on Refugees and Displaced Persons (December 1984–January 1985)

The research was conducted in Kenya, Ethiopia, Sudan and Somalia. Financial aid was given partially by Niwano Peace Foundation.

Through this regular research project, the Institute has so far established contacts with Caritas Somalia (Bishop Salvatore Colombo), Catholic Relief Services-USCC, the Jesuit Refugee Service in Africa (Rev. Simon Smith, S. J.), Mobile Medical Program-Jesuit Relief Service in Ethiopia (Rev. Roland Turenne, S. J.), and other relief agencies abroad, which will strengthen the Institute's further activities.

B-Symposia and Public Lectures

• Symposia

(1) The first International Symposium on "Human Dignity in the Age of Interdependent World." (October 30–November 1, 1981, Sophia Univ., No. 7 Bldg., Special Conference Rm.)

Ms. Patricia Mische and Mr. Gerald Mische, President, Global Education Associates, USA, were invited to speak on "A Period of Global Transformation," "Global Spirituality," and "Beyond National Security Straightjacket." The Symposium was jointly held by ISSJ, International Christian University and Japan Christian Academy.

(2) The second International Symposium on "Development and Justice in Asia: Re-examination of Japan's Attitude." (October 22-24, 1982, Sophia Univ., No. 7 Bldg., Special Conference Rm.)

Dr. H. A. B. Parpia, the United Nations University, Prof. Ji Myo Kwan, Tokyo Women's University, Mr. Eduardo Tadem, University of the Philippines, Rev. Francis Danuwinata, S. J., President, Atmajaya University, Jakarta, were invited. Reports on India, Korea, the Philippines and Indonesia were given.

The symposium focused on Japan's Involvement in Socio-economic Development in Asia and Critical Reflection for the Future.

(3) Symposium on World Food Day (October 16) on "Hunger of the Third World and Its Structure." (October 11-15, 1983, Sophia House)

The Symposium focused on Re-examination of Our Life Style Now. A music festival was held by the student's committee of World Food Day for the fund raising campaign for the Third World.

(4) The third International Symposium on "World Refugees and Human Rights." (December 9-11, 1983, Sophia Univ., No. 7 Bldg., Special Conference Rm.)

Rev. Dieter Scholz, S. J., Jesuit Refugee Service, Rome, Mr. Yukio Miyazaki, World Alliance of YMCA, Geneva, Mr. Garves L. Coles, UNHCR, Rev. Louis Robert, S. J., Jesuit Refugee Service, Asian Bureau were invited. The Symposium focused on the root causes of the problems of world refugees and our responsibility and role.

(5) The fourth International Symposium on "Challenge of Peace."

(December 7-9, 1984, Sophia Univ., No. 7 Bldg., Special Conference Rm.)

Rev. Peter Henriot, S. J., Director, Center of Concern (Washington D. C.), Prof. Samuel Kim, Monmouth University and senior researcher, World Policy Institute from U. S. A. were invited. The Symposium examined the U.S. Bishops' 'Pastoral Letter on Peace'. Immorality of the nuclear deterrence and promotion of non-violence as means of conflict resolving methods were sought.

(6) The fifth International Symposium on "Liberation Theology." (November 29-December 1, 1985, Sophia Univ., No. 7 Bldg., Special Conference Rm.)

Rev. Gustavo Gutierrez, Theologian, Director, Institute of Bartolome de las Casas, Lima, Peru and Rev. Aloysius Pieris, S. J., Theologian, Tulana Research Center, Sri Lanka were invited. The symposium focused on the contents of liberation theology from the point of Church's commitment to the preferential option for the poor. Social analysis was attempted to clarify the sinful situations caused by the structural violence due to unjust and oppressive regimes in Latin America as well as in Asia. The symposium was participated by nearly 1,000 peoples.

• Public Lectures

(1) The Mission Report on Asian and African Refugees (April 18, 1981, Sophia Univ., No. 3 Bldg.)

(2) "The Most Beautiful Thing in the World," Mother Teresa, Missionaries of Charity. (April 26, 1981, Sophia Univ., Gymnasium)

(3) Dialogue with Lech Walesa, Leader of the Polish Workers' Union 'Solidarity'. (May 16, 1981, Sophia Univ., No. 7 Bldg., Special Conference Rm.)

(4) "A Transformation of Our Consciousness toward the Third World," Mr. Sjef Theunis, NOVIB, Holland. (June 10, 1981, Sophia House)

(5) Public Lecture on World Food and Hunger Problem. Prof. Kinhide Mushakoji, The United Nations University, Mr. Mitsugu Kamiya, Ministry of Agriculture and Natural Resources, Dr. H. A. B. Parpia, The United Nations University, Rev. Anselmo Mataix. (October 15, 1981, Sophia Univ., No. 3 Bldg.)

(6) "Justice in the Bible," Dr. Luis Alonso-Schökel, Vatican Bible Studies Institute, Rome. (December 9, 1981, Sophia Univ., No. 7 Bldg.)

(7) "Hunger and Our Responsibility," Ms. Michiko Inukai, Critic and Writer. (December 10, 1981, Sophia Univ., No. 7 Bldg.)

(8) "Appeal to support for Lech Walesa-Chairman of Polish Workers' Union 'Solidarity'," Prof. Yukio Kudo, Tamabijutsu Univ., Rev. Julian Ruzeckai, Dominican Order, Mr. Tomohiro Yamazaki, Expert on Polish Affairs. (January 12, 1982, Sophia Univ., No. 3 Bldg.)

(9) "What is 'Hunger'?" Mother Teresa, Missionaries of Charity. This is her second time visit to Sophia Univeirsity. (April 23, 1982, Sophia Univ., No. 10 Bldg. Auditorium)

(10) "Relationship between Enterprises and the Consumers in the United States," Rev. Robert J. McEwen, Boston College. (June 30, 1982, Sophia Univ., No. 2 Bldg.)

(11) "The Impact of the Nuclear Age on Public Health," Dr. Rosalie Bertell, Research Fellow, Toronto Jesuit Center, Canada. (September 9, 1982, Sophia House)

(12) Public Lecture Series on World Food Day (10/16): Film on Hunger in East Africa; "Our Life Style and World Hunger," Prof. Yoshinori Murai, Rev. A. Mataix, "Situation of Japanese Agriculture and Food Problems," Prof. Torao Tamai, Prof. Shigetō Kawano, and others, "Fundamental Problems of World Hunger," Ms. Susan George, Research Fellow, Transnational Research Institute, Washington, U. S. A. (October 13-16, 1982, Sophia Univ., No. 3 Bldg.)

(13) "Disarmament and Development," Ms. Michiko Inukai, Critic

and Writer. (December 10, 1982, Sophia Univ., No. 10 Bldg. Auditorium)

(14) "Peace and Justice Issues of the World," Rev. Joseph Pittau, S. J., Former President, Sophia University, now Society of Jesus, Rome. (January 11, 1983, Sophia Univ., No. 10 Bldg. Auditorium)

(15) "The Role of Japan in the Third World," Archbishop Helder Camara, Brazil. He was awarded the first Peace Prize of Niwano Peace Foundation, Tokyo. (April 13, 1983, Sophia Univ., No. 7 Bldg.)

(16) "The Report of the Investigations of Asian & African Refugees: Pakistan, Kenya, Somalia Uganda, and Ethiopia," Rev. A. Mataix, Rev. Sugakazu Matsumura, Director, Caritas Japan, Mr. Kiyoshi Watabe, Takaaki Yasuoka, Sophia Univ., Kazuo Yokokawa, Kyōdo News Service. (May 21, 1983, Sophia Univ., No. 3 Bldg.)

(17) "Human Rights in Europe," Prof. Silvio Marcus Helmons, Louvain University, Belgium, "Economics for Disarmament," Mr. Naoki Tanaka, Research Institute of National Economy. (November 29, 1983, Sophia Univ., No. 7 Bldg.)

(18) "The Role of the Catholic Church in the Filipino Society," Rev. Federico Escaler, S. J., Bishop, Philippines. (May 7, 1984, Sophia Univ., Library Bldg.)

(19) "The Slums in the Third World," Rev. Eduard Anzorena, S. J., ISSJ, Sr. Naoko Iyori, Mercedarian Missionary of Berriz, Prof. Yuzo Uchida, Toyo Univ. (May 19, 1984, Sophia House)

(20) "Re-examination of Japan's Economic Cooperation-From the viewpoint of Southeast Asia," Prof. Yuji Suzuki, Hosei Univ. (June 26, 1984, Sophia Univ., Library Bldg.)

(21) "Social Justice and Role of the Catholic Church," Rev. Francisco Claver, S. J., Bishop, Philippines (October 20, 1984, Sophia Univ., No. 2 Bldg.)

(22) "Dialogue with Mother Teresa-Hunger and Life," Mother Teresa, Missionaries of Charity. (November 22, 1984, Sophia Univ.,

Auditorium)

(23) "Hunger and Famine Situation of Ethiopia and Self-Help Programs for Refugees in Sudan and Somalia," Rev. A. Mataix, and Mr. Takaaki Yasuoka, ISSJ. (February 5, 1985, Sophia Univ., Library Bldg.)

(24) "Indochinese Refugees Today: Problems and Prospects," Rev. Mark Raper, S. J., Jesuit Refugee Service (Asia-Pacific), Bangkok. (June 7, 1985, Library Bldg.)

(25) "The Catholic Church in Korea and Social Justice," Rev. Moon Cheong Hyun, Korea. (October 11, 1985, Library Bldg.)

(26) "Theories and Practices of Asian Rural Development: A Case of Sarvodaya Movement in Sri Lanka," Dr. A. T. Ariyaratne Director, Sarvodaya Research Institute, Sri Lanka. (October 17, 1985, Library Bldg.)

C-Action Programs

As briefly mentioned earlier, the Institute has its action program to promote social justice and the idea of 'men for others', in the form of voluntary relief and rehabilitation organization for refugees and displaced persons.

The Sophia Relief Service was established on May 1981 within the Institute for the Study of Social Justice.

There are about 11 million refugees in the world today. The refugee, owing to a well founded fear of being persecuted for reasons of race, religion, nationality, membership of a particular socio-political group, is often outside of his nation and unwilling or unable to avail himself to the protection of that nation.

Refugees are in a state of great despair in various refugee camps all over the world. For both emergency relief and long term development aid should be made by all means for their self-reliance.

The Sophia Relief Service is an organization made up of Japanese volunteers all over the country who are continually con-

tributing money to save the refugees and displaced people of the world. Funds are occasionally raised through Charity Show and Bazaar and Symposium. The standing committee directs the periodic disbursement of such funds as collected, to the respective relief organizations who have actively engaged in relief activities.

As mentioned earlier, every other year, field researches of refugees in Pakistan, Kenya, Uganda, Ethiopia, Sudan and Somalia will be conducted by the volunteers. The reports of such studies help evaluate donations from the general public with regard to their effective utilization for education, shelter, hospital, medi-care and food for needy.

Films and slide presentations had been requested and utilized effectively by different schools and organizations throughout Japan. Panels and other audio-visual equipments are ready to be released to any individual or organization who wishes to use them.

Figures of Donations and Disbursement (As of November 1985)
Sophia Relief Service has received ¥ 61,794,227
from May 1981 up to now.

Disbursement: Pakistan-	\$42,300	;	Kenya-	\$50,000
Somalia-	\$63,418	;	Ethiopia-	\$38,000
Vietnam-	\$6,000	;	India-	\$19,000
Sudan-	\$9,000	;	Mexico-	\$5,619
Colombia-	\$5,000	;	Mozambique-	\$4,000

Donations: You can help Poor People and Refugees in the World by sending your contributions to: Post Account Number Tokyo 8-86078 (Sekai no Mazushii Hitobito ni Ai no Te o)

D-Publications

The Institute has emphasized the importance of high quality research papers and academic publications.

The followings are the books and research papers and other types of publications during the period of 1981-86.

1. Academic Publications

(1) *Shakai Seigi (Social Justice)* Vol. 1. (Tokyo: Institute for the Study of Social Justice=ISSJ, Sophia University, 1982) 152 pp.

Contents:

Toward Achieving Peace and Justice/Social Teaching of Pope John Paul II/The International Order with a Human Face/Mass Media and Social Justice-in the case of the Philippines/Catholic Thought on Property/The Management Philosophy based on the new Encyclical "Laborem Exercens"/Global Spirituality/The Reports: Activities of 1981-82/

(2) *Shakai Seigi (Social Justice)* Vol. 2. (Tokyo: ISSJ, Sophia University, 1983) 147 pp.

Contents:

A Study on Justice/Communication and Citizen's Participation/Information Flow between the Developed and the Developing World/Do they really work too hard ?/Development and Human Rights in Asia-The challenge from Asian Neighbors and Japanese Responsibility/The Refugee Aid Programs-the cases of Caritas Austria and Caritas Germany/The Impact of the Nuclear Age on Public Health/The Reports: Activities of 1982-83/

(3) *Shakai Seigi (Social Justice)* Vol. 3. (Tokyo: ISSJ, Sophia University, 1984) 170 pp.

Contents:

From Rerum Novarum to Laborem Exercens/Financing Housing of the Poor/Employment of New Technology, and the Strength of Labor Unions/The Japanese TNCs and the Transfer of Technology to Asian Developing Countries/The Role of Japan in the Third World/The World Refugee Problem: Our Responsibility and Role/Ethical Reflections on Economic Crisis/The Reports: Activities of 1983-84/

(4) *Shakai Seigi (Social Justice)* Vol. 4. (Tokyo: ISSJ, Sophia University, 1985) 191 pp.

Contents:

Proposal for Collaboration with Developing Countries/The Theology of Liberation in the Modern World/A Study of "An Authoritarian Rule"-A Case Study of the Philippines : The Marcos' Experiment/Attempt towards Peace Education/(Study Note) The Theology of Liberation-based on the works of Gustavo Gutiérrez/The Role of the Church in the Philippine Society/The Challenge of Peace-What does it say? What does it mean?/Catholic Social Teaching and U. S. Economy-First Draft (Summary)/The Reports: Activities of 1984-85/

(5) *Shakai Seigi (Social Justice)* Vol. 5. (Tokyo: ISSJ, Sophia University, 1986) 244 pp.

Contents:

What does "The Kingdom of God" mean to Our Modern Society?/The Human Rights and Social Justice in the Social Doctrine of Catholic Church/A Preliminary Survey of the Problems and Prospects of Indo-Chinese Refugees Settling in Japan/Implication of "Development Communication" in Japan/Theories and Practices of Asian Rural Development-A Case of Sarvodaya Movement in Sri Lanka/The Jesuit University Today/Speaking about God/The Reports: Activities of 1981-86/

(6) *Ningensonchō no Sekaichitsujo o Mezashite (In Search of Human Dignity and World Order)* (Tokyo: ISSJ, Sophia University, 1982) 105 pp.

Contents:

A Global Transformation/National Security State Beyond the Security Straightjacket/A Role of University in a Changing World/Strategies for World Order/Toward a Global Spirituality/Symposium/This is the Report of the First International Symposium on Human Dignity in the Age of Interdependence which was held at Sophia University, from October 30 to November 1, 1981.

(7) A. Mataix and Mikio Sumiya eds., *Ajia no Kaihatsu to Minshū (Development and Justice Issues in Asia)* (Tokyo: YMCA,

1983) 266 pp.

Contents :

Endogenous Development: Re-examination of Modernization/
Economic Development and Social Justice/Symposium: Indian Case-
Population, Food and Development/Korean Case: People's Voices
against Development/Japanese Economic Advancement and Philip-
pine Society/Indonesian Case: Justice and Development/Panel
Talks-Japan's Role in Asia/ This book was published by the Japan
YMCA League, one of the co-sponsors of the second International
Symposium on Development and Justice Issues in Asia which was
held at Sophia University in October 1982.

(8) A. Mataix and Sadako Ogata eds., *Sekai no Nanmin (The World Refugees)* (Tokyo: Akashi Shoten, 1984) 250 pp.

Contents :

The Root Causes of the Refugees Problems/Human Rights of
the Refugees-Japan's Response/the Workshop (1) African Refugees/
the Workshop(2) Afghan Refugees/the Workshop(3) Indochinese
Refugees/the Workshop(4) Resettlement Problems of Indochinese
Refugees in Japan/Panel Talks-Our Roles and Responsibilities/This
was published by the Akashi Shoten as the report of the third
International Symposium on World Refugees and Human Rights-
Our Roles and Responsibilities in December 1983 at Sophia
University.

(9) A. Mataix and Hiroharu Seki eds., *Heiwa no Message-Kaku
Sensō no Kyōi o Norikoete (Message of Peace-Beyond the threat of
Nuclear Warfare)* (Tokyo: Akashi Shoten, 1985) 225 pp,

Contents :

The Challenge of Peace-What does it say? What does it mean?/
The US Pastoral Letter on Peace and A World Order/the Work-
shop(1) Threat of A Nuclear War/ the Workshop(2) Military Indus-
try & Development/the Workshop(3) Arms Control and Disarma-
ment/the Workshop(4) Peace Movements and Peace Problems in

Japan/Panel Talks-The Challenge of Peace-Our Roles/This was published by the Akashi Shoten as the report of the fourth International Symposium on Challenge of Peace and Our Role in December 1984 at Sophia University.

(10) *Heiwa no Chōsen (The Challenge of Peace)* (Tokyo: Chūō Shuppansha, 1983) 218 pp.

Contents:

This is the translation work of the U. S. Catholic Bishops' Pastoral Letter on War and Peace by Rev. Anselmo Mataix, S. J. and Mr. Hiroshi Katahira as a project of peace study group organized by the inter-campus research project for academic year 1983-84.

(11) A. Mataix, *Chikyu Shakai o Mezasu Kyōiku (Education for a Global Community)* (Tokyo: Chūō Shuppansha, 1984) 238 pp.

(12) A. Mataix, *Chikyu Shakai o Mezasu Kyōkai (Church for a Global Community)* (Tokyo: Chūō Shuppansha, 1985) 230 pp.

(13) Keizō Yamada & Nozomu Seki, *Kaihō no shingaku (A Theology of Liberation by Gustavo Gutiérrez)* (Tokyo: Iwanami Shoten, 1985) 322 pp.

(14) Keizō Yamada, *Keizai no Rinri (Business Ethics by Richard T. De George)* (Tokyo: Akashi Shoten, 1985) 426 pp.

(15) Takaaki Yasuoka, *Tetsuno Otoko-Walesa-Rentai no Seishin wa Shinazu (The Iron Man-Walesa, The spirit of the Solidarity shall never be forgotten)* (Tokyo: Chūō Shuppansha, 1984) 153 pp.

2. Research Papers

(1) *Seigi (Justice) I* (Tokyo: Institute for the Study of Social Justice=ISSJ, Sophia University, 1980) 33 pp.

(2) *Seigi (Justice) II* (Tokyo: ISSJ, 1981) 66 pp.

(3) *Seigi (Justice) III* (Tokyo: ISSJ, 1982) 47 pp.

(4) *Peace Research (Heiwa Kenkyū) I* (Tokyo: ISSJ, 1983) 72 pp.

(5) *Peace Research (Heiwa Kenkyū) II-U. S. Pastoral Letter on War and Peace* (Tokyo: ISSJ, 1984) 63 pp.

(6) *Food Problems in the Developing Areas (Hattentōjōkoku no Shokuryō Mondai) I* (Tokyo: ISSJ, 1983) 68pp.

(7) *Food Problems in the Developing Areas II* (Tokyo: ISSJ, 1984) 103 pp.

(8) *Problems of Socio-Economic Development in the Developing Countries (Hattentōjōkoku no Keizai Shakai Mondai) I* (Tokyo: ISSJ, 1985) 137 pp.

(9) *Refugees and Human Rights (Nanmin to Jinken)* (Tokyo: ISSJ, 1985) 120 pp.

These research papers have been published with the financial aid of Sophia University's Inter-campus Research Promotion Program under the Office of vice-president for the academic affairs.

(10) A. Mataix, *Gendai Katorikku Kyōkai no Heiwaron (Contemporary Catholic Church's Treatises on Peace)* (Tokyo: ISSJ, 1982) 30 pp.

(11) *Hiroshima Nagasaki Heiwagakushū no Tabi (A Peace Study Trip to Hiroshima and Nagasaki)* (Tokyo: ISSJ, 1983) 111 pp.

Organized by the Institute for Academic year 1983-84.

(12) *Ajia-Afurika Nanmin no Jitsujō (Situations of Asian and African Refugees-Research findings)* (Tokyo: ISSJ, 1983) 108 pp.

Contents:

Pakistan Report/Kenya Report-Marsabit Re-settlement Project: Kakuma Project/Ethiopia, Somalia, and Uganda Reports.

(13) *Afurika Nanmin no Jitsujō 1984-1985 (Situations of African Refugees and Displaced Persons 1984-85. Research findings)* (Tokyo: ISSJ, 1985) 54 pp.

Contents:

Natural and Man-made Disasters in Ethiopia/Self-help Programs in Somalia/Rehabilitation Works for Ethiopian Refugees and Displaced Persons in Sudan/Slum Improvement Programs in Kenya/Problems and Prospects.

3. Public Lectures

(1) *Mother Teresa o Kakonde (Dialogue with Mother Teresa)* (Tokyo: ISSJ, 1981) 38 pp.

Contents:

The Most Beautiful Thing in the World-Dialogue with Students/
This is the pamphlet of Mother Teresa's talks before students of Sophia University on her visit to the Campus on April 26, 1981. She visited again on April 24, 1982 and on November 22, 1984 by the invitation of the ISSJ.

(2) *Walesa Iinchō o Kakonde (Leader of Polish Labor Union Solidarity-Mr. Walesa)* (Tokyo: ISSJ, 1981) 15 pp.

Lech Walesa, on the occasion of his first visit to Japan, called on Sophia University, and had a discussion with students in May 1981. He was welcomed by the students and faculty members with a great enthusiasm.

4. Newsletter

The Sophia Relief Service has its office at the Institute, whose primary task is to collect donations from the general public from all over Japan and send these donations to needy people in Asian and African countries. The Sophia Relief Service publishes its newsletter carrying the news and informations of various activities concerning the goals of the organizations.

(1) *Newsletter (Sekai no Mazushii Hitobito ni Ai no Te o-Extending Hands to Needy People of the World)*, Vol. 1-I (Tokyo: Sophia Relief Service, May 1981)

(2) *Newsletter*, Vol. 1-II (Tokyo: Sophia Relief Service, December 1981)

(3) *Newsletter*, Vol. 2-III (Tokyo: Sophia Relief Service, June 1982)

(4) *Newsletter*, Vol. 2-IV (Tokyo: Sophia Relief Service, December 1982)

(5) *Newsletter*, Vol. 3-V (Tokyo: Sophia Relief Service, June 1983)

(6) *Newsletter*, Vol. 3-VI (Tokyo: Sophia Relief Service, February 1984)

(7) *Newsletter*, Vol. 4-VII (Tokyo: Sophia Relief Service, June 1984)

(8) *Newsletter*, Vol. 4-VIII (Tokyo: Sophia Relief Service, February 1985)

(9) *Newsletter*, Vol. 5-IX (Tokyo: Sophia Relief Service, June 1985)

(10) *Newsletter*, Vol. 5-X (Tokyo: Sophia Relief Service, December 1985)

社 会 正 義 紀 要 5

1986年3月25日 印刷
1986年3月31日 発行

編 集 者	武 市 英 雄 大 竹 靖
発 行 者	アンセルモ・マタイス
発 行 所	上智大学社会正義研究所 〒102 東京都千代田区紀尾井町7-1 電 話 03-238-3023 3695

SOCIAL JUSTICE

No. 5 (1986)

Contents

What does "The Kingdom of God" mean to Our Modern Society	<i>Anselmo Mataix</i> 3
The Human Rights and Social Justice in the Social Doctrine of Catholic Church	<i>Keizō Yamada</i> 9
A Preliminary Survey of the Problems and Prospects of the Indo-Chinese Refugees Settling in Japan	<i>Takaaki Yasuoka</i>49
Implication of "Development Communication" in Japan	<i>Hideo Takeichi</i> ... 117
Theories and Practices of Asian Rural Development: —A Case of Sarvodaya Movement in Sri Lanka	<i>A. T. Ariyaratne</i> ... 147
The Jesuit University Today	<i>Peter-Hans Kolvenbach</i> ... 161
Speaking about God	<i>Gustavo Gutiérrez</i> ... 183
Reports on Activities of 1981-86	... 195
Institute for the Study of Social Justice, Sophia University Report 1981-86	... 227

Institute for the Study of Social Justice
Sophia University